

令和4年第2回定例会

# 鋸南町議会会議録

令和4年3月1日 開会

令和4年3月11日 閉会

鋸南町議会



## 令和4年第2回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	議会の議員の議員報酬の特例に関する条例等を廃止する条例の制定について
議案第1号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	町道の路線変更について
議案第7号	令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第9号）について
議案第8号	令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第9号	令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第10号	令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第11号	令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について
議案第12号	令和3年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について
議案第13号	令和4年度鋸南町一般会計予算について
議案第14号	令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
議案第15号	令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第16号	令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算について
議案第17号	令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
議案第18号	令和4年度鋸南町水道事業会計予算について

## 令和4年第2回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号(3月1日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	14
竹田 和明 議員	14
笹生あすか 議員	30
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
追加日程の決定	50
追加議案に対する提案理由の説明	50
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
散会の宣言	52

第2号（3月2日）

議事日程	53
本日の会議に付した事件	53
出席議員	53
欠席議員	53
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	54
本会議に職務のため出席した者の職氏名	54
開議の宣言	55
議事日程の報告	55
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第13号の上程、説明	73
議案第14号の上程、説明	84
議案第15号の上程、説明	88
議案第16号の上程、説明	90
議案第17号の上程、説明	93
議案第18号の上程、説明	96
散会の宣言	98

### 第3号（3月11日）

議事日程	99
本日の会議に付した事件	99
出席議員	99
欠席議員	99
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	99
本会議に職務のため出席した者の職氏名	100
開議の宣言	101
議事日程の報告	101
議案第13号の委員長報告、討論、採決	101
議案第14号、15号、16号の委員長報告	114
議案第14号の討論、採決	116
議案第15号の討論、採決	116
議案第16号の討論、採決	117
議案第17号、18号の委員長報告	118
議案第17号の討論、採決	119
議案第18号の討論、採決	120
追加日程の決定	121
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
閉会の宣言	123

鋸南町告示第13号

令和4年第2回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年2月25日

鋸南町長 白石 治 和

1. 期 日 令和4年3月1日（火） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場

令和4年第2回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和4年3月1日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 一般質問〔2名〕
- ① 3番 竹田 和明 議員
- ② 1番 笹生あすか 議員
- 日程第5 発議案第1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第6 議案第1号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第2号 町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第4号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 町道の路線変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 笹生あすか 議員  | 2番 早川 正也 議員  |
| 3番 竹田 和明 議員  | 4番 大塚 昇 議員   |
| 5番 青木 悦子 議員  | 6番 笹生 久男 議員  |
| 7番 渡邊 信廣 議員  | 8番 小藤田一幸 議員  |
| 9番 鈴木 辰也 議員  | 11番 笹生 正己 議員 |
| 12番 平島孝一郎 議員 |              |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	副町長	内田	正司											
教	育	長	富永	安男	総務企画課長	平野	幸男										
税	務	住	民	課	長	石井	肇	保	健	福	祉	課	長	寺	本	幸	弘
地	域	振	興	課	長	安	田	隆	博	教	育	課	長	福	原	規	生
建	設	水	道	課	長	平	嶋	隆	會	計	管	理	者	対	馬	尚	子
総	務	管	理	室	長	齋	藤	正	樹	監	査	委	員	柴	本	健	二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事	務	局	長	加	藤	芳	博	書	記	村	上	真	理
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

…………… 開 会・午前10時00分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

### ◎開会の宣言

#### ○議長（鈴木辰也）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和4年第2回鋸南町議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

配付漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（鈴木辰也）

日程第1「会議録署名議員の指名」を致します。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

1番、笹生あすか議員、12番、平島孝一郎議員の両名を指名致します。

### ◎会期の決定

#### ○議長（鈴木辰也）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る2月21日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

## ○議会運営委員会委員長（笹生正己）

皆さんおはようございます。

議長から報告の求めがありましたので、去る2月21日、午前10時から議会運営委員会を開き、令和4年第2回鋸南町議会定例会における会期及び日程等の協議について、ご報告致します。

今定例会の会期は、本日から11日までの11日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案1件、町長提出議案18件が提出されております。

本日はこのあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明、及び諸般の報告を求めたのち、2名の一般質問を行い、発議案第1号から議案第6号まで、順次上程のうえ、説明、質疑、討論の後、採決までお願いし、本日は散会したいと思います。

明日2日は、午前10時から会議を開き、議案第7号から議案第12号まで令和3年度補正予算について、順次上程のうえ、説明、質疑、討論の後、採決までお願いし、議案第13号から議案第18号までの令和4年度当初予算関係については、順次上程し、当局からの説明、総括質疑を行い散会と致します。

なお、当初予算の審査については、予算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会としては協議されておりますことを、併せてご報告致します。

3日から10日までの8日間は、議案調査のため休会とします。

11日は午後2時から会議を開き、当初予算関係の議案第13号から議案第18号までについての予算審査特別委員会委員長の報告を受け、質疑、討論を行い、採決をお願い致します。

なお、一般質問であります。一般質問一覧表のとおり今定例会には、竹田和明議員、笹生あすか議員の2名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問は15分以内と致します。また、再質問は1問1答方式で、回数は定めないと致します。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での協議の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

## ○議長（鈴木辰也）

ただ今の、議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から11日までの11日間とし、一般質問については、通告のあった議員が2名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は、15分以内、再質問は1問1答方式で、回数は定めのないものとのことであります。

お諮り致します。ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

## ○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から11日までの11日間と決定致しました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（鈴木辰也）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として出席通知のありました者の職・氏名は、別紙報告書のとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和4年第2回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げます次第でございます。

冒頭まずは、ロシア軍のウクライナへの軍事侵攻について申し上げます。昨日、千葉県議会において、この侵攻を非難をする決議案が全会一致で可決をされました。国際社会の平和と、安定を揺るがす行為であり、国際秩序の根幹を脅かすもので、断じて許されるものではないと思います。私も千葉県議会の決議案には、賛同をするものでございます。

さて、本定例会に、町長として、ご提案申し上げます議案は、令和3年度の各会計補正予算案及び、令和4年度の各会計当初予算案、また、条例の一部改正や町道の路線変更の認定など18議案であります。

議案の概略をご説明する前に、新年度に向けての、所信を申し述べさせていただきます。

日本の経済状況は、内閣府が2月に公表した月例経済報告によると、現状は「景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で一

部に弱さがみられる」と判断、先行きについても、「感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続をしていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待される」とする一方で、「感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある」との見解を示しております。

次に、令和4年度の国の地方財政対策では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題に取り組めるよう、交付団体ベースでの地方交付税等の一般財源総額は、令和3年度を203億円を上回る、62兆135億円を確保したとしております。

新型コロナウイルス感染症については、第3回目のワクチン接種や治療薬等の普及によって感染の拡大は収束に向かっていくことが想定されるものの、その時期は未だ不透明であり、地域経済に明るい兆しは見えない状況でございます。そのため、令和4年度においても、町民の生活や暮らしを守るための支援策並びに、地域社会の再開に向けた消費喚起策などについて、継続的に取り組んでまいり所存でございます。

町財政の状況であります。健全化の判断となる実質公債費比率や将来負担比率、財政指標である経常収支比率ともに改善し、令和元年房総半島台風の影響により大きく取り崩しをした財政調整基金も台風前の水準以上に回復するなど、財政の健全化に向け、一定の成果が表れてきました。一方で、国が地方財政対策の重要な課題としている「地域社会のデジタル化の推進」や「公共施設等の適正管理の推進」、「公共施設の脱炭素化の取組等の推進」、「消防・防災力の一層の強化」などは、町においても中長期的に取り組むべき課題ではあるものの、大きな財政負担を伴い、将来的な懸念が心配をされます。

また、鋸南町の課題である人口減少と、それに伴う少子高齢化を是正するため、移住定住施策や住環境整備、子育て支援などのほか、昨今のライフスタイルに適応した関係人口の創出、更には、人口減少社会を見据えた施設の統廃合、住民サービスの集約化など、新たな財政需要が見込まれます。現状、町財政の経常的な負担となっている社会保障関係費も、高齢化の進展に伴い、更に増加をする見込みであり、将来的な財政負担は一層厳しさを増すものと認識をしております。また、町の主要財源である地方交付税は、近年、前年度を上回り、右肩上がりでの交付となっておりますが、国の地方財政対策などの方針転換によって、交付額が減少となった時期もあり、楽観視することはできません。引き続き、国の動向を注視しつつ、中長期的な視点での財政運営に努めてまいります。

このような状況の中、町の課題である定住化や関係人口の増加策、或いは地域の活性化、経済的な効果を図っていくためには、地域の特性を活かし、特色ある事業を大胆に取り組むことで、他の地域との差別化を図っていかねばなりません。その取り組みの一つとして、平成30年度から検討を重ねてきました都市交流施設周辺整備事業は、現在の道の駅保田小学校の機能を拡張させ、観光集客のみならず、多目的利用を図ることで、都市住民との往来、

関係性を深め、関係人口の増加を図ってまいります。ようやく、実施設計も固まりつつあり、新年度では工事に着工することとしておりますが、完成までの間、この事業に携わっていただく専門人材を増やし、様々な視点から検討を重ね、魅力ある施設となるよう傾注をしてまいります。

また、日本遺産候補地域として選定され、国内外から高い評価を受けている鋸山や、花観光の拠点として認知をされた自然環境などの地域資源を活用するとともに、交通アクセスの充実を図ることにより、多様な生活を望んでいる都市住民の生活の一部に鋸南町が位置づけられるように、地域の魅力、知名度の向上に向けて邁進をしていきます。

さらに、地方の課題である人材の確保と地域の活性化を図るため、国の財政支援を受けながら、従来から取り組んでいる地域おこし協力隊の増員や、新たな地域活性化企業人の招へい、専門人材の登用など、外部人材の受け入れを推進をするほか、産業振興の観点から、農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農者の受け入れを積極的に進めてまいります。

議員各位におかれましても、近い将来、この地域から都市部への通勤、通学が容易になり、また東京都市圏からは、様々な世代が多様な目的に応じた往来が日常的に行える、未来型志向の過疎地域の発展に向けて、町民の皆さまとともにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和4年度予算編成について申し上げます。

財政の見通しであります。町税は、固定資産税の損耗減点解除などもあり、令和4年度は、前年度を5%ほど上回る税収を見込んでおりますが、台風災害など、ここ数年の一時的な傾向であり、将来的には人口減少に比例して、減少していくことが想定される訳であります。

また、歳入の約4割を占める地方交付税は、国の地方財政計画による増加見込み、前年度比3.5%をもとに、町当初予算では、前年度予算を6.9%上回る計上としております。

一方で、歳出面では、介護保険特別会計への繰出金など、社会保障関係経費が増加をするほか、庁舎など公共施設の改修費用により一般財源に不足額を生じることから、令和3年度と同様に、財政調整基金の取り崩し、補填せざるを得ない状況となりました。経常経費を押し上げている要因の一つである公債費については、依然として一般財源に占める割合が高い状況ではございますが、令和2年度決算での実質公債比率は、2.2ポイント改善をされ、11.2%となりました。

また、財政調整基金は、厳しい財政規律のもとで、令和4年度当初予算後の基金残高は16億1千万円あまりと、令和元年台風以前の水準を上回る見込みであります。

しかしながら、超高齢化時代を迎えて社会保障関係経費の増加、或いはインフラや各公共施設の老朽化に伴う長寿命化対策等への多額の費用が見込まれることから、令和4年度以降も、引き続き慎重な財政運営に心掛けてまいります。

このため、令和4年度においても、特別職の給料削減について継続いたしたく、関連議案

を提出をさせていただきました。当面の課題である新型コロナウイルスの感染症の拡大防止については、第3回目接種を切れ目なく行うため、令和3年度に続き、新年度に関係経費を計上いたしました。また、新型コロナウイルスの長期化による影響を受けた地域経済活動の再開などを図るため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域商品券の発行や水道料金の減免など、関係経費の計上も併せて行ったところでございます。

それでは、今定例会にご提案いたします議案の概要について、ご説明を申し上げます。

議案の第1号は、「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、この条例では、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し規定をしておりますが、刑の執行を猶予された者に対する失職の特例に関する規定を追加するための改正であります。

議案の第2号は「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、平成17年度から町長30%・副町長及び教育長は20%それぞれ給料を削減し現在にいたっております。本年3月31日までの時限条例でございますので、現在の社会状況から令和4年度も継続して、削減する改正をお願いをするものでございます。

議案の第3号は「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、この条例では、特別職の給料のほか期末手当の支給について規定しておりますが、附則で規定されている期末手当の算定の特例の期間を1年間延長するものでございまして、町長等の給料月額の特例に関する条例の規定にかかわらず、減額前の額で算定をお願いするものでございます。

議案の第4号は「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、職員の職務を分類する等級別基準職務表のうち、一般行政職に関し、基準となる職務を追加をするための改正をお願いをするものであります。

議案の第5号は「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額に係る規定を追加するなど、改正をお願いするものであります。

議案の第6号は「町道の路線変更について」でございますが、保田字中原地先を起点とする町道1017号線について、もう一度読み直します。中原地先を起点とする町道1071号線について、都市交流施設周辺整備事業により路線の機能が消滅をすることから、路線変更の認定をお願いをするものでございます。

議案の第7号は「令和3年度鋸南町一般会計補正予算・第9号」についてでございますが、歳入歳出それぞれ5086万4千円を減額し、補正後の総額を51億5594万7千円にしようとするものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業など11事業、5320万2千円を令和4年度へ繰り越して執行するため、新たに繰越明許費の設定をお願いするとともに、2事業につきまして、設定額の変更をお願いするものでございます。ま

た、道の駅きよなん観光トイレ清掃業務について、債務負担行為の追加をお願いするものがあります。その他、各費目とも決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。なお、財政調整基金関係では、財源不足により取り崩す予定の繰入金9064万円を減額をするとともに、運用益分41万3千円及び、3月補正における余剰分、合わせて2億1,485万8千円を積み立て、令和3年度末の財政調整基金の残高は17億2,463万6千円となる見込みでございます。

議案の第8号「令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算・第3号」についてですが、歳入歳出それぞれ3166万1千円を減額をし、補正後の総額を11億3845万6千円にしようとするものであります。歳出の主なものは、一般被保険者の療養給付費について、医療費の給付動向を勘案をし、3600万円の減額、財政調整基金積立金は前年度繰越金の2分の1及び運用益分、合わせて769万9千円の補正をお願いをするものであります。

議案の第9号は「令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号」についてですが、歳入歳出それぞれ850万2千円を減額し、補正後の総額を1億4008万5千円にしようとするものであります。決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足分の調整をお願いをするもので、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定等による補正をお願いするものであります。

議案の第10号は「令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算・第3号」についてでございますが、歳入歳出それぞれ185万5千円を追加をし、補正後の総額を14億7634万6千円にしようとするもので、歳出の主なものは、地域支援事業費について、訪問型・通所型サービス費の給付動向を勘案をし、290万円の増額。

歳入の主なものは、地域支援事業の増額補正に伴う国庫支出金及び支払基金交付金等の増額補正をお願いをするものであります。

議案第11号「令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算・第1号」についてでございますが、国保会計補助金の計上等により、収益的収入では151万5千円を追加をし、補正後の総額を7998万4千円とし、収益的支出では372万4千円を追加をし、補正後の総額を1億683万9千円にしようとするものであります。

議案の第12号は「令和3年度鋸南町水道事業会計補正予算・第3号」についてでございますが、分担金の増等により収益的収入では、182万3千円を追加をし、補正後の総額を5億228万1千円とし、収益的支出では279万円を追加し、補正後の総額を4億7454万9千円にしようとするものであります。資本的収入では、事業費確定により270万円を減額し、補正後の総額を9450万円とし、資本的支出では、事業費確定により1434万1千円を減額をし、補正後の総額を2億6243万6千円にしようとするものであります。

議案の第13号は「令和4年度鋸南町一般会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を49億4221万3千円と決めました。前年度当初予算に比べますと、18.6%、

7億7605万2千円の増額となりました。始めに、歳出の主な事業を申し上げますと、総務費では、都市交流施設周辺整備事業、地域活性化起業人設置事業、行政ネットワーク整備事業、固定資産航空写真撮影委託、参議院議員選挙費。

民生費では、戸籍システム改修委託、介護保険事業計画策定委託、子ども医療費助成事業、保育所駐車場用地取得。

衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種事業、一般廃棄物処理施設整備事業、広域廃棄物処理施設整備事業。

農林水産業費では、鋸南町有害鳥獣対策協議会委託、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、地域おこし協力隊事業、農業次世代人材投資事業、勝山漁港・農山漁村地域整備交付金事業、保田漁港・水産物供給基盤機能保全事業。

商工費では、地域商品券発行事業、移住支援事業。

土木費では、住宅取得奨励金交付事業、道路長寿命化修繕事業、橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託。

消防費では、防災行政無線親卓設備更新工事。

教育費では、給食センター調理室等配管改修事業、学校給食費補助事業、社会教育バス更新事業、鋸山日本遺産候補地域活用推進協議会負担金。

次に各会計への繰出金につきましては、国民健康保険特別会計等3つの特別会計には3億1634万5千円。企業会計へは、病院事業会計に、8644万9千円、水道事業会計に、1億2811万円を計上いたしました。

次に、一部事務組合・広域連合への負担金の関係につきましては、安房郡市広域市町村圏事務組合負担金、2億1499万6千円。後期高齢者医療広域連合負担金、1億3799万6千円。鋸南地区環境衛生組合分担金、1億4834万円。

人件費関係では、議会議員及び特別職の給与費及び共済費は、前年度と比較し、1.6%、155万3千円の減、9796万円を計上いたしました。

また、一般職の給与費及び共済費の合計は、前年度と比較し、2.4%、1493万3千円の減、6億81万7千円を計上いたしました。

このほか、会計年度任用職員の給与費及び共済費の合計は、前年度と比較をし、8.7%、1361万8千円の増、1億7096万7千円を計上いたしました。

次に、歳入であります。町税は7億544万7千円で、5.5%、3670万7千円の増額を見込みました。

次に、地方交付税であります。普通交付税19億円と、特別交付税1億1千万円の合計20億1000万円を見込み、前年度比1億3000万円の増額で計上いたしました。

また、臨時財政対策債は3000万円を計上し、地方交付税との合計は20億4000万円となり、前年度から4000万円の増額となりました。

繰越金は1億円を計上し、予算調整の結果、不足をする一般財源は、財政調整基金から1

億622万1千円を繰り入れることといたしました。

当初予算後の財政調整基金の残高は、16億1841万6千円となる見込みでございます。

議案の第14号「令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額は10億2043万3千円で、前年度比で12.7%、1億4867万2千円の減額となりました。主たる歳出では、保険給付費は7億3304万2千円で、前年度比14.6%の減、国民健康保険事業費納付金は2億4035万3千円で、前年度比8.3%の減となりました。主たる歳入では、保険料は前年度比11.4%減の1億5588万3千円、県からの交付金は前年度比14.2%減の7億5729万7千円を予定をいたしました。

議案の第15号は「令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、1億4992万3千円で、前年度比0.9%、133万6千円の増額となりました。主たる歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1億4363万9千円で、歳出総額の95.8%を占めるものでございます。

主たる歳入では、後期高齢者医療保険料は前年度比2.5%増の1億672万6千円、一般会計繰入金3915万4千円を予定をいたしました。

議案の第16号「令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、14億7017万円で、前年度比1.2%、1684万4千円の増額となりました。主たる歳出では、保険給付費、前年度比1.7%増の14億640万8千円で、歳出総額の95.7%を占めるものであります。主たる歳入では、第1号被保険者の保険料で、前年度比1.6%減の2億9106万7千円、町からの繰入金は、保険給付費、地域支援事業及び事務費に充当するもので、1億9551万6千円を予定をいたしました。

議案の第17号「令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」についてでございますが、収益的支出は、企業債の償還利息86万1千円、減価償却費2026万1千円、指定管理者交付金7160万円及び、町が負担すべき経費を合計し、1億177万3千円を予定をいたしました。収益的収入では、一般会計負担金57万1千円、一般会計補助金7834万1千円、財団からの負担金100万円及び文書料160万円等を合計し、8406万4千円を予定いたしました。次に、資本的支出では、企業債の償還元金753万7千円を予定をし、資本的収入では、一般会計出資金753万7千円を予定をいたしました。

議案の第18号「令和4年度鋸南町水道事業会計予算」についてでございますが、収益的収入は、前年度比1.5%減の4億9113万2千円を予定いたしました。収益的収入のうち、給水収益は2億2837万円、一般会計補助金は、水道料金減免のための新型コロナウイルス対策補助金2760万円を含め、前年度比2746万8千円増の1億2811万円、市町村総合対策事業県補助金は9600万円を予定をいたしました。収益的支出では、前年度比2.3%減の4億5685万3千円を予定いたしました。支出には、南房総広域水道の受水費、1億5164万1千円が含まれております。資本的収入では、配水施設改良事業及

び浄水施設改修事業に係る企業債7000万円を予定し、資本的支出では、建設改良費1億5201万2千円及び企業債償還元金1億2859万8千円、合計で2億8061万円を予定いたしました。

令和3年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた、町の予算総額は、歳出・支出ベースで、前年度比6億3459万5千円の増、84億3951万2千円となるものであります。もう一度申し上げます。前年度比6億3459万5千円の増、84億2951万2千円となるものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

それではですね、この際、諸般の報告を申し上げます。

始めに、鋸南町の表彰条例による表彰について申し上げます。本年度は、功労表彰として、岡村弘子様、三栞玲子様、重田絹子様、渡悦子様、渡邊邦子様、鈴木うた子様、善行表彰として、匿名を希望されております個人1名の7名の方々が、令和3年度鋸南町表彰を授与されます。誠にとおめでとうございます。なお、例年この議場において、執り行われている表彰式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、止む無く中止とさせて頂き、直接ご本人にお届けをする予定です。

次に、出産祝品の贈呈について、ご報告を申し上げます。昨年3月から本年2月までに14名のお子様が生誕されました。本年度も、配布をご希望されたご家庭に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、接触を避け、玄関先等にて、お祝い品の桜の苗木を配布させて頂きました。お子様の健やかなご成長と、ご家族のご多幸をお祈り申し上げます。

また、花観光について、申し上げます。はじめに、花まつりの第一章であります「水仙まつり」は、12月11日土曜日から2月6日日曜日まで開催をされました。本年は、雨が多く、暖かい日が続いたことが影響し、例年より3週間ほど早く咲き始め、12月の後半には見頃を迎えました。2月6日までの期間中の入込としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、昨年を上回る、1万9千人となりました。

第2章となります「頼朝桜まつり」は、2月12日土曜日から3月6日日曜日までの期間で開催しております。本年の頼朝桜は、1月24日に開花宣言をし、昨年より10日ほど早い開花宣言となりました。期間中には、保田駅を発着場所として、保田川沿いの頼朝桜をめぐる、個々に楽しむことが出来る、JR主催の駅からハイキング「鋸南 頼朝桜と春の里山をめぐるハイキング」を開催しております。また、3月5日土曜日には開催を予定しておりました「保田川竹灯籠まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、止む無く中止となりましたが、桜まつり期間中、道の駅保田小学校「まちのギャラリー」にて竹灯籠の展示を行っております。さらに今年は、佐久間ダムにて、竹灯籠による桜のライトアップを実施しております。

花まつりの最終章となります「桜まつり」は、3月12日土曜日から4月10日日曜日ま

でを期間として開催を予定しておりますが、にぎわいイベントなど、密が予想されるイベント関係は中止とさせていただきます。3密を避け、それぞれのスタイルで桜を楽しんでいただければと思います。

最後に、鋸南病院への医師の派遣について申し上げます。地域医療の充実を図るため、4月1日から、県からの派遣職員として山本大夢医師に加え、新たに自治医科大学卒の平山江梨医師をお迎えし、鋸南病院に勤務していただくこととなりました。平山医師には、地域住民への福祉増進のお力添えと今後のご活躍をご期待申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしく、お願い申し上げます。以上であります。

**○議長（鈴木辰也）**

この際、報告事項ではありますが、何か確認したいことがありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

ないようですので、以上で、諸般の報告を終了致します。

ここで、午前11時まで休憩とします。

…………… 休憩・午前10時50分 ……………

…………… 再開・午前11時00分 ……………

**◎一般質問**

**◎3番 竹田和明**

**○議長（鈴木辰也）**

休憩を解いて会議を再開いたします。

まず始めに、先ほどの諸般の報告の中においての、発言の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。提案理由。

**○町長（白石治和）**

それではですね、1点訂正させていただきたいと思います。私の提案理由の説明等々の中です、最終的に町の年間の全ての会計の総額の話をしていただきましたが、その年度がですね、令和4年度の一般会計、特別会計および企業会計合わせた町の予算総額ということでございますので、3年度でなくて、4年度ということになりますから、よろしく申し上げます。訂正させていただきます。

### ○議長（鈴木辰也）

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、2名から通告がなされております。

はじめに、3番、竹田和明議員の質問を許します。はい、3番、竹田和明議員。

〔ベルが鳴る〕

### ○3番（竹田和明）

最近ですね、町内の人から、町の職員がですね、非常に多く辞めていると。それとともにですね、休職をしている職員もかなりいるということで、議会としてはどうなっただというをよく耳にするようになりました。

そこで今回、本件の質問をさせていただきますが、まずこの町の職員というのも、これは憲法で保障されている、人格権であるとかですね、ないしは生存権っていうのが保障されているわけで、当然労基法であるとかですね、労働安全衛生法が適用されるということであると、いうことなんですけれども、一方でこの役場公共施設における職員の退職およびメンタルシク等による長期休業が、その規模に比べてですね、極めて多いのではないかということについて、以下質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、最近の退職者、休業者の実態はどうなっているか、これは属性ごとにですね、お答えいただきたいと思います。それと退職者、休業者が多い理由について町としてはその原因分析ができているのか、という点です。

3番目ですけれども、人事マネジメントの改善の必要性についてどのように考えるか。人事マネジメントですから、日々のマネジメント、特にですね、報告連絡相談であるとかですね、業務の指示の出し方、それから指示の出し方であるとか、そのコミュニケーションであるとかコーチングなんていうこともありますけれども、そういったコミュニケーションをどうとって、業務を進めているのか、この人事マネジメントについての改善する必要性を聞きたいと思います。

4番目ですけれども、そういう中で何をどう具体的に今後取り組んでいくのか、その人事マネジメントに関しての今後の取り組みについて、お尋ねしたいと思います。

1回目の質問は以上となります。よろしく申し上げます。

### ○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

### ○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁をいたします。

「役場および公共施設における職員のマネジメントについて」お答えをいたします。

ご質問の1点目の、最近の属性ごとの退職者、休業者の実態はどうなっているか、につ

いてでありますが、職員の退職者、休業者の実態について、令和2年度から過去5年間の総数を属性ごとにお答えをいたします。まず、退職者数ですが、平成28年度から令和2年度までの5か年度の合計は31人です。その内訳は、定年及び勸奨、死亡退職者は18人、自己都合による普通退職者は13人です。この普通退職について、年度ごとの区分では、平成28年度は該当なし、平成29年度は4人、平成30年度は1人、令和元年度は2人、令和2年度は6人です。年代別では、10代・20代が2人、30代が9人、40代と50代は各1人です。次に、勤続年数別では、1年未満が2人、1年から5年が4人、6年から10年が4人、11年から15年が1人、16年から20年が2人となっております。次に、退職時の配属先の区分では、総務企画課2人、税務住民課1人、保健福祉課1人、地域振興課3人、建設水道課3人、教育課3人となっております。

休職者に関してでございますが、こちらは国のメンタルヘルス対策に係るアンケートの条件に合わせ、メンタル不調により1週間以上の療養休暇の取得または休職した職員、以下休務者として、その実態を申し上げます。こちらも、平成28年度から令和2年度までの5か年度の合計で、10人ですが、長期の休職者については、各年度でカウントをしますので、実数ではなく、延べ人数となっております。その内訳について、年度ごとの区分では、平成28年度は2人、平成29年度は該当なし、平成30年度は1人、令和元年度は2人、令和2年度は5人です。年代別では、10代から20代が1人、30代が7人、40代が2人です。次に、勤続年数別では、1年未満が2人、1年から5年が3人、6年から10年が3人、11年から15年が1人、16年から20年は該当なし、21年以上は1人です。次に、休務者の配属先の区分では、保健福祉課3人、地域振興課2人、建設水道課2人、教育課2人、その他所属で1人となっております。

ご質問の2点目の、「退職者、休業者が多い理由につき、原因分析ができていますか。」についてでございますが、退職者に関しましては、自己都合による場合、所属の課長等によって退職事由などを確認はしておりますが、人事担当課において集約はしておりません。転職等によるものが大半であると認識をしております。なお、自己都合の退職者のうち、メンタル不調による療養休暇中、或いは、復帰後に退職をした者は過去5年で3人おります。この職員に関しては、その他要因の有無は判断できませんが、自己のメンタル不調が退職事由の一つであった可能性もございます。次に、休業者に関しましては、メンタル不調により休職等となった職員の傾向ですが、平成28年度から令和元年度までは、1人ないし2人で推移していたものが、令和2年度では5人と増加しております。そして、勤続年数では、10年未満の職員がほとんどで、配属先の区分では、特定の課に偏っている傾向はございません。これら職員の症状等は、うつ病、適応障害で、新卒採用者ではなく、民間企業等からの転職者に多くみられます。また、鋸南町以外を出身

地とする職員に多い傾向となっております。原因については、職場環境のほか、それぞれの家庭や地域など、生活環境などのストレスが影響しているものと思われます。なお、職場の環境に関しまして、職員のストレスチェックの結果からストレス要因を分析をいたしますと、心理的な負担として最も多いのは「身体的負担」、次に「仕事の質に対する負担」、次に「働きがい」となっております。年代別に比較してみますと、「身体的負担」については、年代が上がるにつれて要因が高まっており、一般的な傾向と思われます。「仕事の質に対する負担」では、20代職員が最も多く、若い年代でストレス要因となっていることが結果に表れております。「働きがい」に関しては、概ね各世代とも同様の結果となっております。このストレスチェックの結果や個別の事象から判断をしますと、慣れない業務で仕事の進め方がわからない、上司や同僚からの支援がないなど、様々な不安を感じている職員が多いことが伺えます。「仕事の量」や「対人関係」に対する心理的負担は、他の要因よりも低くなっており、若い世代の職員の多くが負担と感じている、仕事の進め方などについて、管理職や職場内でのきめ細かな指導や支援、職員のスキルアップのための研修など、不安解消に向けて対策を講じていく必要があると考えております。

ご質問の3点目、人事マネジメントの改善の必要性についてどのように考えるか、についてであります。市町村の業務は、基礎自治体としての役割のほか、住民の福祉、サービスの向上、産業振興、防災対策など多岐に及んでいます。また、本町では、人口減少や少子高齢化に向けた対応が求められ、更に、一時的な行政需要として、令和元年台風の復興対策や、長期化する新型コロナウイルス対策など、業務量は年々増加をしております。加えて、国が将来を見据え取り組んでいるデジタル化の推進や脱炭素化、公共施設の適正管理などにより、市町村の業務の質と量は、益々拡大する傾向にあります。このような現状において、都市部への一極集中による地方人材の減少や公務員志望者の減少などによって、小規模町村における優秀な人材、専門人材の確保は困難を極めており、現有の職員を中心として、山積した課題に対処していかなければなりません。一方で、職員の働き方は、アナログからデジタル化が進み、日々の業務はパソコン操作、メールやネット、システム上で進められています。また、国の施策に対応すべく、業務は細分化され、限られた人数での対応から職員個々がそれぞれ個別業務を担わざる負えない状況にあります。このような環境の変化、動向に適切に対応するためには、従前の個人主義、或いは経験主義を再考し、管理職は人材育成や進捗管理、職員の健康管理など職場環境の改善と、組織全体の生産性、能力の向上に努めていく必要があります。また、職員全体では、多くの課題に対応すべく、業務の習得や適応能力など、自己研鑽に努めていただかなければなりません。職員の中には、複数の業務を抱えながら、他の市町村と同等、あるいは先進的な事例となるような成果をあげている職員もおります。人材育成の面では、町の課題に対し率先的に取り組む若い世代の職員も増え、同僚や部

下への波及効果も見られます。しかしながら、一方で、仕事の進め方や職場の環境に悩み、自己の能力が発揮できない、或いは進捗管理のスキルが身につかない、繰り返しのミスをおかす職員も見受けられます。このような現状を踏まえますと、職員個々の自主的な能力向上では限界があり、職場全体でのマネジメントが必要で、その対応は、それぞれの職場に委ねるのではなく、町全体で取り組んでいく課題と認識をしております。特に、職場環境は、管理職の方針、指導、育成方法などにより、大きく異なっておりますので、管理職個々の管理能力を高めることはもちろん、環境の改善に向けては、早期に問題を把握をすることにより、問題解決に向けて、対応策を講じていくことが重要と考えております。

ご質問の4点目の、具体的には何をどのように取り組むのか、であります。始めに、人事管理面における取組状況を申し上げます。職員のスキルアップに関しては、採用1年目から、それぞれの昇格に合わせて、安房広域市町村圏事務組合や、千葉県自治研修センターの研修の受講を義務付けております。内容は、各級に応じた研修のほか、接遇、クレーム対応、コーチング、行政法などの個別研修でございます。その他、職員研修に関しては、千葉県自治研修センターにおける各種の能力開発の研修について、職員全体に周知し、意向に応じ個別受講をしております。また、町独自の研修では、令和元年度には「ハラスメント研修」、令和2年度では「メンタルヘルス研修」、令和3年度では管理職向けの「健康いきいき職場づくり研修」、職員向けには「レジリエンス研修」、逆境力を身に着ける研修を行って参りました。町独自研修は、現状での課題や職員からの要望などに応じて、課題解決に向けて実施をしたもので、職員それぞれが能力習得に一定の成果が上がったものと判断をしております。今後も、新たな課題に対応した研修或いは繰り返しの研修など、継続的に実施をしております。更に、研修方法では、OJT研修の導入を積極的に行うよう指示しております。これは、世代の近い職員による職場内での研修方法であります。より細かな指導が行えることや、指導する職員のスキルアップにもつながり、相乗的な効果が見込めます。次に、メンタルヘルスに関する取り組みですが、令和元年度から全職員を対象にストレスチェックを行っておりますが、令和3年度からは療養休暇、退職者や高ストレス者、新規採用職員などを対象にカウンセリングを実施をし、心の健康状態を診断をし、早期の把握と対応に努めております。このほか、メンタルヘルスに関する相談については、共同設置している千葉縣市町村職員共済組合において専門カウンセラーによる相談室が開設されておりますので、職員への周知も行っております。今後の対応といたしましては、新年度から産業医等の業務に関し、外部委託の導入を行う方針としております。この業務では、従来のストレスチェックと面談のほか、産業医による職場巡回や衛生委員会の運営サポートも委託する予定で、メンタル不調者を中心に体制強化を図ってまいります。次に、ハラスメントに関してありますが、働きやすい良好な職場環境の実現に向け、令和2年6月、「職員のハラスメ

ント防止に関する要綱」を制定をしております。また、防止対策として、先ほど答弁をいたしましたとおり、職員に対する研修を重ねてきたところであります。今後の取り組みといたしましては、引き続き職員研修を実施するとともに、要綱の遵守を徹底させ、ハラスメントの防止及び排除に努めてまいります。また、相談等窓口を総務企画課総務管理室に設けておりますが、人材の育成や外部委託などにより、体制強化を図れるよう検討を行ってまいります。職員が安心して苦情・相談ができるよう配慮するとともに、相談等の処理にあたっては、公正に調査、対応を行うよう心掛けてまいります。最後に、職員等の採用に関してであります。新たな行政課題は、専門性、先駆性、独自性などを有する対応が求められ、職員の業務知識では解決できない課題が増えつつございます。人材確保が厳しい専門職を引き続き募集してまいります。同時に国等の支援制度を活用して、外部人材の登用を進めてまいります。新年度では、任期付職員として防災対策監の採用を進めているほか、地域活性化起業人の採用も検討しております。地方での専門人材の確保が困難なことから、国県では人材の派遣などについて支援制度が拡大しておりますので、各分野において検討を進めてまいります。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

竹田和明議員、再質問ありますか。

**○3番（竹田和明）**

はい、議長。

**○議長（鈴木辰也）**

竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

私はこの数字を聞いて退職者の数字、休職者の数字を聞いてですね、大変驚きました。まずですね、自己都合による普通退職者が令和2年からその前の5年間で13人と。これは非常に多いんじゃないかなというふうに思います。それと長期休職者、これも過去5年のべ10人と、これも多すぎるというふうに思います。この数字ですけれども、確認したところこれ町長部局の約100人を対象として何人退職したかということで聞いておりますので、この自己都合退職だけですね、5年間で13人ということは13%ですよ。令和2年、令和3年の数字は出てないということなので、令和2年で考えるとですね、自己都合で6人辞めているんですね。地方議員の一般的なその退職率っていくつなのかっていうと、1%ですよ、あの全国平均でみると。長期休職者も町村でみるとですね、だいたい年間2%ということになってはいますが、これ令和2年は5人いるわけですよ、休職者。ということは休職者で2.5倍、退職者では全国平均の6倍の退職がある。非常に私は異常な数字だというふうに思うんですけども、答弁を聞く限りですね、何か他人事みたいですね、印象を私は残念ながら受けてしまいました。この

点ですね、町としては、この人数について退職者、休職者の人数について、どう認識しているのかその点について質問したい、再質問したいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。退職者それから休職者についてでございますが、確かに先ほど町長答弁にありました通り、ここ令和2年にかけてですね、退職者、それから休職者の割合が増えておりまして、もちろん一過性の台風等の復興対策などの影響もあったと思いますが、全体的にはそういう増加傾向にございますので、対策を講じてですね、できるだけ退職者、休職者が出ないように努めてまいりたいという風に思っております。退職については、町長からの答弁のとおりでございます。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

はい。これだけ退職者や休職者が出る、その原因が何なのかっていうことなんですけれども、退職者のヒアリングというのは、各部署においての確認は行っているけれども、人事担当課である総務企画課では集約は行っていないという答弁でした。退職者のヒアリングというかですね、退職時には皆さん本当のことを言うというかですね。わずか自己都合でも5年で13人ですよ。そんなに手間のかかることじゃないのに、何故担当課でですね、集約しないのか。集約すればですね、その退職の理由、休職の理由というのがはっきりしてくるんじゃないですか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。人事担当課の方で集約をしてないという答弁でございますが、これについては、過去退職者に関する決裁文書を保存していますが、この中で自己都合の理由については記載はしていないということでございます。退職の詳細、集約していない理由については、職員の意に沿った退職であれば特に理由を必要としないということで、慣例的に行われてきたものと思っております。しかしながらこの休職、退職者に対する面談等につきましてはですね、それぞれの担当課に委ねているわけではなくて、場合により私ども人事担当課も入りですね、話を聞きます。それから、必要に応じて特別職が面談を行うこともありますので、決して退職または休職に至る経緯についてですね、担当課任せにしていることではございませんので、そこは改めて、申し上げたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

退職者が多いこの理由ですけれども、私が何人かの町内のですよね、人から聞いているのは、パワハラがあると、役場においてですね、パワハラが行われているんじゃないかと、いう話が聞こえてきます。役場の職場としてみた役場がですね、非常にブラックなんじゃないかというようなことも耳にするわけですけれども、このパワハラがあるかないかということについて集約はできているでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。退職者それから休職者に対して、私が面談等を行った中ではですね、特にハラスメントが原因で退職しているというようなことは承知はしておりません。ほとんど転職などの理由だというふうに承知しております。休職者に関しては、ハラスメントが原因と断定されたものはありませんが、休職者の1名から相談を受けている事実がございます。

**○議長（鈴木辰也）**

竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

担当課である総務企画課での集約ができていないのに、たまたま聞いたその退職者については、パワハラじゃなかったといういうことであってですね。本来であれば全員ヒアリングをして、退職理由というのを集約して、パワハラがあればですね、もしあれば、直ちにそれは対処しなければいけない。これは人格だけじゃなくて人権侵害ということであるわけだから、役場としてですね、見逃すわけにいかない重大な、言ってみたら不法行為なわけで、先ほど平野課長が言われたように、休職者については1件の相談を受けたということでしたけれども、それについてはどう対処したのか、そのことについて質問したいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。このことについては先ほど町長答弁にありました、私共の相談窓口には直接話があったものではありませんで、外部機関から私の方に話があって、事実の確認を行っているということで、現在1件ございます。その事実確認については現在進行中でございます。結果については明らかになっておりません。それから先ほど申し上げた集約をしていない、またそれ、それから退職される方が仮にハラスメントを受けていたら、というようなお話が議員の方からございましたけれども、これは私どもの相談窓口を設けておりますし、そういうことが問題になっていけば、退職時点

ではなくて、それ以前からですね、相談を受けるようにしておりますので、そういったハラスメント事実は把握されていないというふうに申し上げたところでございます。

**○議長（鈴木辰也）**

竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

はい。相談窓口っていうのは現在、この役場内の相談窓口だというふうに承知しているわけで、外部の相談窓口とかですね、誰でも何か問題があったときに相談できるような窓口になっていないというふうに理解していますけれども、その辺どうなんでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい、実際2年6月から相談窓口を要綱制定しておりますけども、相談窓口への相談はございませんので、確かに職員に周知が足りていない、また相談しづらいというようなことがあるのかもしれませんが、私ども受け手の方としてはですね、個別職員から相談があれば、それを確認し必要があれば公正に調査をして行うという体制でおります。

**○議長（鈴木辰也）**

竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

その相談を受けたときの対処なんですけれども、具体的にどういったことをやるのか、私が聞いているのは、担当課の平野課長に相談したけれども、何らかのアクションを取ってもらえなかったの、何らアクションを取ってもらえなかったの、内田副町長にも相談したと。だけど何ら対処がされないままだった、というふうに聞いておりますけれども、この点副町長いかがでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

内田副町長。

**○副町長（内田正司）**

はい。日々の業務の内容につきましては、当然課長、室長が居る訳でございますから、それらに確認をするということはまずあります。それが個別に相談があったということはまあ1度、2度ですかね、お話を伺いました。そこでアクションが遅いと言えればあれですけど、すぐ調査とか、そういった組織としての取り組みということは、これからという形だと思います。何かお互いにですね、それはもう一方的な話も困りますので、それぞれ問題があって、こういうことで悩んでいるっていうのがあれば当然、上席である室長とさらに会話、もう1回お話しをしてというようなことで返したたことがございます。ですからそれをもって何も対応しなかったということについては、非常に、ちょ

っと私としたらそれは伝わらなかったかなと思いますけれども、まだその組織の中の話といたしましては、特定の個人名を出す訳でございませぬけれども、課長会議等でこのようなことがあるので、全体の話としてですね、やっぱりそのような対応を、しっかりした職員への対応、そういうことがあれば取り組みをしっかりとさせていただきたいとのことでの全体的なことでお話をさせていただきました。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい、すいません私の方もそういう相談があったというような議員からのお話なんで、答弁させていただきますが、その竹田議員がおっしゃられていることと一致するかどうかはわかりませぬけれども、想定されるものとして私に相談があって、副町長に相談があったと言われておりますが、私はその相談窓口の立場、いわゆる人事担当課の立場として、ハラスメントに関する相談を受けたことはございませぬ。ですからそういうことについての助言等は行っておりませぬが、適切な指導がされていないと、職員に対するマネジメントがされていないというところが私に相談がありましたので、これについては、そのを対象となるもの、それから管理者に対して適切な指導を行うように、またそういう事実あるのということ、助言を行っておりますので、申し添えさせていただきます。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

これ、パワハラっていうのはものすごく深刻な人権侵害だと、いう認識で私はいるわけですけど、これ一般的にもそうだと思いますけれども、これ人権侵害があつてですね、そういう相談を受けて、それ、その対処の仕方が課長会議で皆さん気をつけてくださいねで本当にそれで解決するんですかと。私が思うにはですね、やっぱりそういう相談を受けたら、ちゃんと事実確認を調査して、それは、もし、何ですかね、パワハラの実態が認められればですね、それは厳正な処分も必要でしょうし、それから被害にあった人たちへの補償であるとかですね、謝罪も必要だし、そういったことをちゃんとやろうとしているのかどうかというのが今の答弁では、ちょっと疑問に思いましたのでその点ちょっと質問したいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい、すいません、ちょっと答弁の方がそれぞれ想定ということで、申し上げたので、ちょっと繰り返しになりますけれども、相談窓口へのハラスメントに関する相談はあり

ませんでしたと、私先ほど申し上げましたけれども、その後外部から苦情相談があって、その対処するというので、現在パワハラも含めて、また、人事マネジメントに関して、事実確認を行っています。いわゆる調査を行っております。同時にですね、これは議員からもございましたが、その問題になることは再発防止、またすぐに是正をしなければなりませんので、行為者と思われる者、それからその管理者に対しては、苦情相談の内容伝えまして、それから受け手の立場に立ったハラスメントと思われる行為を改めて、再発防止に努めるよう指導を行い、併せて事実確認を行いますよと、これから行いますよということで、現在確認作業を行っております。ただ、このパワハラについてはですね、いわゆる一つの事象だけではなくて、これは苦情相談者の方からの意向でもありますけれども、いわゆる行為をした者、それから受けた者、またその周辺の関係者、等々ですね、それぞれから確認をしなければなりませんので、時間はかかりますよということで対処しているところです。

**○議長（鈴木辰也）**

竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

当然時間がかかると思いますけれども、まずですね、その退職者、休職者の人数が異常に多いと、いうことなんですね。今まで過去5年で自己都合退職13人もいますよ。休職者も10人いるということであれば、その休職者および退職者にですね、全員に改めてヒアリングをして、そのパワハラであるとか、異常なマネジメントの実態があるのかどうか確認すべきじゃないでしょうかって私は思いますけど、いかがでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

こちら先ほどの答弁に重なる部分もございますが、私どもとしてはそういった行為については相談を受けられる用意がございました。それから合わせて退職時には、課長それから場合によっては人事担当課長、それから特別職も面談に応じておりますので、時には慰留もしていると思いますし、問題点があって、改善ができるならば、そこにいわゆるその鋸南町から転職をしないと、というような意向があればですね、それは対応しますけれども、既に職員のそれぞれがですね、転職を希望したりとか、その他理由によって職場を離れるということでありまして、それはもちろんお辞めになる方の立場を尊重しなければなりませんし、引き止めることが全て正しい選択だとは思いません。ただ、休務者・休職者に関してはですね、これ今現在休職しているわけですから、この状況をですね、私どもは確認させていただいて、改善すべきところ、また救済すべきところがあればですね、対処してまいります。ただ、メンタル不調の方の対応についてはですね、

やはり一時的に職場を離れて、改善、回復を図ることがございますので、なかなかむやみに面談を重ねていって、なかなかその方の回復が見られないということもありますので、それは時期を見て専門家の意見、いわゆるドクターですね、意見を聞きながら、回復が見られて、また職場復帰に向けて、話し合いを進めていくような時期になればですね、これあの職員の、対象職員の希望する場合はですね、そういった方向に向けて対応を図っているところです。

**○議長（鈴木辰也）**

竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

被害にあった方のかく人権を尊重するんだということで対処していただきたいと思えます。あんまり時間がないので次に行きたいと思えますが、まず全体としてですね、いわゆる定年退職者も含めると、この5年間で30人を超える職員が退職している。100人のうち30人が辞めてしまったと、いうことですね。さらに休職者が令和2年度は5人いるということですよ。そうすると100人のうち35人ぐらいがですね、令和2年で見ればいなくなっている。いうことですね。人は来てすぐ育つわけじゃありませんから、時間かかるわけで、そういった面で、このマンパワーという意味でですね。この町の本来の仕事が残りの3分の2で回していけるのかということがあると思えます。先ほど町長の答弁にありましたけれども、当町はですね、職員の数が少ないので、限られた人数でやるべきことが非常に多いんだと、それはよく理解できます。職員の方皆さん一生懸命取り組んでもらっていて、台風のときであるとかですね、コロナでもそうでしたけれども、泊まり込みで仕事をしてもらっているわけですがけれども、それは、でも想定された、なんていうんですかね、想定外だったってことなのかもしれないですけど、そういったイレギュラーな事態というのも想定されるわけですし、さらに、なんていうんですか、人が辞めることによって首が回らなくなっている状況ではないのかなというふうに思うわけですがけれども、残りの3分の2の人員で果たして町民へのサービスであるとかですね、住民サービスであるとか、今回の予算執行であるとかですね、そういった通常の業務を本当に回していけるのかその辺について質問したいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。退職者31人のうち約半数の17人については、定年それからまたそれに準ずる勧奨退職ということで、これについては年度初めにそのお辞めになる方の数は把握できますので、その数に応じて職員採用の計画によって、退職補充を行っています。自己都合の方については、退職の時期によって、その補充ができないケースもあります。また、事前に欠員が生じて募集したとしてもですね、傾向として、専門職には応募がない

こともあります。そういった補充できないケースもございます。その場合ですけれども、退職不補充の場合、それからまた休職者に対する補充としては、現状では会計年度任用職員の採用等によって補っております。住民サービスの質・量の両面で低下する、またしているのではないかとということでございますが、各課において、前年度の水準を保つように努めているというふうに理解をしております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

定年退職であっても、辞めた人の補充が計画通り進められたとしてもですね、新たに入ってこられた職員の方と定年まで勤めた方とのですね、業務への習熟度っていうのは当然違うわけで、実際その3分の2の陣容になってですね、この、先ほど大分泣き言みたいな話がありましたね。この町は確かに職員数が少なく、限られた人数で回すのは非常に大変なんだというのはよくわかるわけですが、当町としてはですね、2006年ですか、南房総市と合併をせずに、自立してやっていくという道を選んだということなわけですから、その点で人数が少ないから回らないというのは、今更という話になると思うんですけれども。この点は町長いかがなんでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

内田副町長。

**○副町長（内田正司）**

まず職員の方ですね、補充の関係ですけれども、これあの鋸南町の役場に限らず当然定年退職あるいは自己都合による転職でお辞めになる職員もいらっしゃるわけですから、いろいろその習熟度が違うっていうのは、どこの場面でもあると思うんですね。だから業務が回らない。止まらないようにするのが我々の務めだと思っておりますので、そのための努力は日々していると私は思っております。ですから議員おっしゃるようにその3分の2という単にその習熟した方がやめたからその新人では回らないというようなことも、場面によってあるかもしれませんが、そんなことのないように、あの職員同士ですね、努力してまた研鑽を積んでいかなければならないと思っております。

ただその段階ですね、議員からご指摘のありましたように、例えば職場環境、あるいは業務の引き継ぎとか、その指導の場面で、仮に問題があるとすれば、それについては検証した中でですね、改めてそういう取り組みをですね、今もしておりますし、また今後もですね、取り組みをしていく中で、町民の皆様に業務が滞って、ご迷惑をおかけするようなことはない、私は思っています。

**○議長（鈴木辰也）**

竹田和明議員。

### ○3番（竹田和明）

今副町長の答弁の中で業務引き継ぎという話がありましたけれども、これだけ人手が限られている中でたくさんの仕事を回さなければいけないということであれば、効率化、業務の効率化というのは非常に重要になってくると思うんですけれども、その職員間です、業務引継書であるとか、ないしは業務マニュアルであるとか、そういったものがちゃんと整備されてですね、スムーズに業務の引き継ぎ等が行われているのか。どうも私が聞いているのはそういったものがこの町では十分でないんだというような話で、だからこそ新しく入ってきた人がですね、何をやっていいか戸惑ってしまうような実態があるというふうに聞いていますけれどもその点いかがですか。

### ○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

### ○総務企画課長（平野幸男）

はい。それでは引継書についてはですね、これは町の処務規程にもございますが、いわゆる転職退職それから休暇等の異動を命ぜられた場合には、その担当事務等については、引継書により後任者または所属の課長の指定した者に引き継ぐとされておりますので、もちろんこの引継書の様式も決まっておりますが、その様式に基づき、また規程に基づいて整備されているものと認識しております。それから業務マニュアルについては、これも全庁的な業務または許認可、それから災害対応など重要な業務でのマニュアルもありますし、また内部業務、細かな事務的な業務についてもあります。様々な業務マニュアルは存在しています。しかしながら全ての業務に対して作成されているものではございません。マニュアルのないものについては法令規則、それから要綱、さらには過去の保存文書がございますので、そういったものを参考にですね、事務が進められているというふうに思っておりますし、私もそういったケース、マニュアルがない場合には、過去の文書、それから関係法令等ですね、基づいて執り行うように指導しているところです。

### ○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

### ○3番（竹田和明）

確かに全部マニュアルがそろっているということはないんでしょうけれども、けど、先ほどの答弁でもありましたように、当町においては1人です、複数の業務を担当しなければならないということですから、新しい業務、要は、その人担当以外のですね、周りの職員は業務について理解しているわけでは、必ずしも理解しているわけではないので、自分1人で業務をこなしていかなければいけない状況があるんだというふうに思うわけですが、そうすると業務マニュアルがあるのとないのですね、業務効率ってものすごく違ってくると思うんですね。であれば日々の人事マネジメントの中で、

できる限り業務マニュアルをですね、整備していくんだというような方針を、管理職の方から出していただいて、そういった対応をですね、できるだけしていくべきじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい、その必要性というのは、私も竹田議員おっしゃる通りだと思います。特に多くの職員が関わるような業務、例えば基礎的なものもあると思いますし、先ほど申し上げましたが対住民の方向けの許認可であるとか、そういう重要な部分についてはマニュアルが必要だと思います。また現在行っている個別の業務について、それぞれの担当職員が、これは少しマニュアルとかフローとかいろんなものを作っていた方が、その将来的にですね、業務が円滑に進められるのではないかということで、それぞれ作成しているものもあります。ただ、そのマニュアルを作るためにまたその業務が増えてしまうということもありますので、それは全てではなくて、どうしても例年同じようなことで誤りがあったりミスがあったり、また少し問題があってやり直すような場面があるようなものについてはですね、やはりマニュアル化していく方が当然再発防止になるということですので、なかなか全てにおいてマニュアルをそろえるということについては方針としては難しいんじゃないかなと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

全部を全部、マニュアル化するっていうのはそれは確かに効率化の面で、逆行しているのかもしれませんが、答弁にあったようなOJTを通じてですね、本人が引き継ぐ人がメモを取ってマニュアルを作ってもいいわけですし、そういった工夫をしながらですね、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。それによって退職者も減るでしょうし、休職者も減ってくるのではないかと思います。あまり時間がないですけれども、最後に聞きたいのは、いわゆる台風災害があったわけですが、それまでのですね、退職者人数ないしは休職者人数というのは、そんなに問題になるほどのですね、人数にはなっていなかった。だけどこの令和2年で見るとですね、非常に退職者も休職者も増えてきていると、ということなんですね。私の記憶ですけれども、台風のときにはですね、皆さん職員の方が休みの日も出てですね、現場で土砂を片付けたり、ないしはボランティアの何ですか、物資を町の人に渡したりですね、いろいろ必死に対処していただいたという印象が強く残っていますけれども、何でこの悪くなってきたのか、ここについてどう考えているかを聞きたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。令和元年の台風のことについては、直接その復旧復興業務に当たった職員は、精神的なダメージはあったかと思えますけども、それよりも、その後いろんなものを災害復旧であるとか、そういった業務が重なってきてですね、その対応に追われていることによって、本来行われるべき指示指導といいますか、職員に対するいわゆる業務管理ですとか、人材育成ですとか、そういう部分が少し足りてなかった面があるのかもしれませんが。要するに、自分の仕事が手いっぱい隣の職員であるとか部下の職員に対して十分に指導がなされていなかったのではないかということは、あると思います。またもう一つ、その2年に増えたということについてはですね、やはり部署で1人休職者が出ますと、これは会計年度任用職員で補充するというふうに申し上げましたが、やはり業務が少しそれぞれの職員に業務分担が増えるケースもありますし、またその傾向によってですね、やはり精神的な不安、そういったものが重なる職員もいると思いますので、一概には申し上げられませんけれども、やはりその職場の中で、メンタル不調者が発生しますと、さらにそれは何ていうかあの言葉適切じゃないかもしれませんが、負の連鎖といいますか、そういった傾向にあることも事実だと思っております。

**○議長（鈴木辰也）**

竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

最後の質問ということになりますけれども、この退職者の人数にしても休職者の人数にしても、これは町長部局の100人が対象ということで、その100人の中でもこれだけいると。当然町長部局以外の職員もいるわけですし、例えば社会福祉協議会であるとかですね、ないしは保育所であるとか幼稚園であるとか、の職員さんなんかも含めて、本当にこういった、人権侵害ですね、悪質な人権侵害であるパワハラであるとか、そういったことをですね、一掃するべく取り組んでいただきたいと思っております、その辺の決意について、できれば町長にお答えいただければなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

白石治和町長。

**○町長（白石治和）**

今竹田議員のいろいろなご質問の中でですね、どうしてもやっぱり我々の町としてはですね、当然人権を侵害するようなことはあってはならない訳でありますから、これはもう決してそういうことのないようにしていかなければならないわけであります。社会的にそういう話は絶対これは正義って言いますかね、絶対正義でいかなきゃいけないわ

けでありますから、役場にしてもですね、通常の社会にしてもですね、正義は正義でありますから、そういうことはあってはならない、そう思っております。ですから、やはりそれぞれ皆さん道を歩む上でですね、やっぱりきちとした王道を歩むということは大事だと思います。肝に銘じて、そういうことのないような地域社会を作っていきたいと、そう思っておりますので、よろしくお願い致します。

**○議長（鈴木辰也）**

以上で竹田和明議員の質問を終了します。

ここで午後1時30分まで休憩とします。

…………… 休 憩 ・ 午後 0時 3分 ……………

…………… 再 開 ・ 午後 1時30分 ……………

**◎一般質問**

**◎1番 笹生あすか**

**○議長（鈴木辰也）**

休憩を解いて、会議を再開します。

1番、笹生あすか議員の質問を許します。

1番、笹生あすか議員。

[ベルが鳴る]

**○1番（笹生あすか）**

私からはジェンダーレス制服の導入について、トイレへの生理用品設置について、移動式投票所についての3件の質問をします。

1件目はジェンダーレス制服の導入についてです。

日本で子どもの権利条約が批准されてから28年が経過しています。子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。各所で子どもの権利を守るための動きや議論が活発化しています。ジェンダー平等への取り組み、多様性が認められる社会に少しずつ変化し、ジェンダーレス制服を導入する学校も増えています。町民の方々から、鋸南中学校では制服はどうなっているのか。制服でスカート履きたくなくて、とてもつらい思いをしたから、鋸南中でもジェンダーレス制服を導入してほしいという声も届いています。そこで3点質問します。

1点目、子どもの権利条約をどのように認識しているか、2点目、ジェンダーレス制

服について認識はどうか。3点目、鋸南中学校にジェンダーレス制服の導入が必要だと考えるがどうか。

2件目は、トイレへの生理用品設置についてです。昨年6月定例会の一般質問で、生理の貧困について取り上げ、町内の小中学校や公共施設のトイレへの生理用品の設置を求めたところ、保護者や子どもたちを中心に大きな反響がありました。全国で学校トイレへの生理用品設置が広がっています。千葉県では今年1月から全ての県立学校において、保健室での対面式の配布ではなく、トイレに生理用品を設置する非対面による生理用品の無償提供を実施しています。そこで、3点質問します。

1点目、学校などのトイレの生理用品設置について認識はどうか。2点目、全国や県内での動きをどの程度把握しているのか。3点目、町内小中学校などトイレでの生理用品設置が必要だと考えるがどうか。

3件目は移動式投票所についてです。今年は参議院選挙、来年は統一地方選挙として、千葉県議会議員選挙や鋸南町長選挙、議会議員選挙が予定されています。近年の選挙では、全国的に期日前投票で投票する有権者が増えていると報道されています。また、全国各地の高齢化や過疎化が進む地域で、投票箱を積んだ車が有権者の元に出向く、移動式の期日前投票所や高齢者など移動困難者の投票所への移動支援を導入する自治体も増えています。町民の方から、期日前投票は役場だけで足がなく、行けないという声も届いています。そこで3点質問します。

1点目、移動困難者が多くなっている鋸南町ですが、投票所への移動に関し、町の認識はどうか。2点目、近隣市の現状はどうか。3点目、移動式投票所が必要だと考えるがどうか。

以上で1回目の質問を終わります。

#### ○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員の質問の1点目および2点目の質問について、教育長から答弁を願います。富永安男教育長。

#### ○教育長（富永安男）

笹生あすか議員の一般質問に答弁いたします。

1件目のジェンダーレス制服の導入についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、子どもの権利条約をどのように認識しているか、についてであります。子どもの権利条約は、子どもが1人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障するための条約で、世界中のすべての子どもが健康に生きて存分に学んだうえで自由に活動し、大人や国から守られ援助されながら成長する権利があると定められています。子どもの生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利を根源的な理念として捉えております。

ご質問の2点目、ジェンダーレス制服について、認識はどうかについてであります。

心と体の性が一致しない、いわゆるトランスジェンダーの生徒に配慮し、性別に関係なく、自由に制服のスラックスやスカートが選べるようになっている学校が近年増えてきていることは認識しております。

ご質問の3点目、鋸南中学校にジェンダーレス制服の導入が必要だと考えるがどうか、についてであります。鋸南中学校の制服は、開校した当初からブレザーを採用していることもありまして、数年前から性別によって制服のスラックスやスカートの指定はしておりません。しかし防寒対策や動きやすさといった「利便性・機能面」により選べるようになっておりまして、入学説明会の折でもそのように説明していると学校現場から聞いております。教育委員会におきましても、児童・生徒達が自分らしさを大切に生活できるよう、配慮していきたいと考えております。

2件目のトイレへの生理用品設置について、お答えをいたします。

ご質問の1点目、学校などのトイレへの生理用品設置について、町の認識はどうか、についてであります。昨年6月議会定例会において、町長から答弁がございましたが、小学校、中学校、公共施設などのトイレには、いずれも生理用品は置いておりません。しかし小中学校では、保健室で常備しておりますし、そのことを女子の児童生徒に伝えることから、忘れたなど必要としている児童生徒には、随時、保健室で配布しております。小中学校からは、現在の対応で支障がないと報告を受けているところでございます。

ご質問の2点目、全国や県内での動きを町はどの程度、把握しているか、についてであります。令和3年7月に千葉県が行った調査によりますと生理用品の無償提供を行っている市町村は、54市町村中、市町村管轄では24市町村が実施、実施予定は5市町村となっております。窓口での提供が大半となっております。また、教育委員会管轄では、34の教育委員会で無償配布しており、実施予定であると答えている教育委員会は1教育委員会であります。保健室での提供が多くなっておりますが、トイレに置いてあるところも10の教育委員会でございます。

ご質問の3点目、町内小中学校などのトイレへの生理用品設置が必要だと考えるがどうか、についてであります。再度、こちらも小中学校に確認いたしましたところ、衛生面・健康管理面の観点からも保健室での配布を望んでいるとのことでしたので、現在の対応を継続してまいります。学校では例年保健或いは性教育の授業を行っており、個人面談の機会もありまして、その中で、児童生徒へは、生理は恥ずかしい事ではなく、普通の事で、困った時には、保健室や周りにいる先生方が支援してくれるという安心感を与えられるように、また、恥ずかしがらずに児童生徒の方からも声掛けができるような体制を作っていきたいと考えております。

以上で、笹生あすか議員の1件目、2件目のご質問に対する答弁といたします。よろしくお願い致します。

## ○議長（鈴木辰也）

3 件目の質問について町長から答弁を願います。白石治和町長。

## ○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁いたします。

3 件目の移動式の投票所についてお答えいたします。

ご質問の1 点目、移動困難者が多くなっている鋸南町だが、投票所への移動に関し、町の認識はどうか、についてでございますが、選挙の執行に際しましては、それぞれの選挙により期間は異なりますが、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、午前8 時3 0 分から午後8 時まで期日前投票することができます。本町における期日前投票の傾向として、衆議院議員総選挙を例として挙げますと、平成2 6 年1 2 月執行時は、投票全体に占める期日前投票の割合は、2 3. 6 1 %でありましたが、平成2 9 年1 0 月執行時は、4 9. 7 7 %、更に昨年、令和3 年1 0 月執行時は、4 2. 3 4 %と、現在では、4 割から半数近くの方が期日前投票にお越しになられる。移動が容易そうではない方を拝見しておりますと、ご家族が仕事から帰ってきた後の夜間や仕事の休日に一緒にお越しになられるケースや、ご近所、友人と連れ立ってお越しになられるケースが多く、選挙当日における投票所までの移動も同様で、ご家族、ご近所や友人のサポートによって支えられているのが実態ではないかと認識しております。ところで、平成2 8 年からは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されまして、期日前投票を含む投票所経費に、市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票を含む投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する、と規定をされ、また、地方選挙においては、特別交付税措置の対象とされることが新設をされております。こうした制度もございますので、これから予定されております選挙において、例えば、循環バスを利用して投票に行かれるのであれば、バス利用料金の助成など、投票所への移動支援にかかる交通手段の提供等、選挙管理委員会において検討していくことが必要ではないかと考えております。

ご質問の2 点目の、近隣市の現状はどうか、についてであります。安房3 市の現状としましては、移動支援、または、移動式投票所を実施しているところはございません。今後、投票所を統廃合して再編するケースがある場合には、同時に検討する必要があるとの認識でございました。なお、令和3 年1 0 月執行の衆議院議員総選挙の際に、県内自治体で、選挙業務で移動支援を実施した自治体はありませんでした。移動投票所については、議員ご存知のとおり、銚子市の1 団体のみでございました。

ご質問の3 点目、移動式投票所が必要だと考えるかどうか、についてであります。移動式投票所につきましては、県内では、銚子市が令和3 年3 月に執行された、千葉県知事選挙から実施をしております。実施の背景には、人口減少が進む中で、多くの投票

所を設置することで多額の経費が掛かっていたことから、選挙経費節減のために、投票所を約半数近くまで削減した影響により、投票所までの距離が遠くなった6地区に、代替策として移動式投票所を導入し、利用者の割合は、概ね10%から20%だったと伺っております。全国的にも実施している自治体は何件かありますが、投票所の統廃合により、投票所までの距離が遠くなってしまったケースが実施の切り口となっているものと考えられます。本町においては、平成28年7月の参議院議員選挙から、大崩地区・奥山地区の投票所を廃止、佐久間地区1ヶ所に統合をし、投票所を9ヶ所から7ヶ所に再編いたしました。統合後における、当該佐久間地区の投票率を見てみますと、統合前後に選挙が実施され、比較のしやすい衆議院議員総選挙を例としますと、統合前の平成26年が62.00%、統合後の平成29年が63.38%、令和3年が65.84%と、その時の選挙争点にもよりますが、むしろ統合後の方が、投票率は上がっております。現在ある7ヶ所の投票所を、今後更に再編する必要がある場合には、町民の声をお聞きしながら、選挙経費の効果的な使用となるのかを含め、移動支援にかかる交通手段の提供を検討することとし、移動式投票所の導入につきましては、交通手段提供後の利用実績やご意見などを踏まえて、選挙管理委員会において検討していきたいと考えております。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願ひ致します。

#### ○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員、再質問はありますか。笹生あすか議員。

#### ○1番（笹生あすか）

1件目と2件目共通することになるのですが、子どもの権利条約は答弁でもありましたけれども、4つの権利のことがありましたが、そのもととなるのが4つの原則と言われていて、それも大切だと考えます。1つ目は、生命生存および発達に対する権利、子どもの命を守られ成長できること、2つ目は、子どもの最善の利益、子どもにとって最も良いこと、3つ目が、子どもの意見を尊重、意見を表明し参加できること、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮しますとうたわれています。4つ目は差別の禁止、差別のないことと言われていて、まだまだ周知されていないと感じています。鋸南町は教育の日も設定していたりだとか、教育に力を入れていると思いますので、町としても、子どもの権利条約について広報する必要があると考えますが、どうですか。

#### ○議長（鈴木辰也）

はい。教育課長。

#### ○教育課長（福原規生）

はい。ただいま広報することが大切だということですが、子どもの権利条約では全ての子どもが平等に、大人と同じ人間として扱われ、主体的に生きる権利を持つ存在とし

て定めております。大変重要なことだと認識しておりますので、機会を設けて広報してまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

広報を検討していただけるということなので、まだまだ私自身も詳しく知ったのは割と最近なんですね。ぜひ少しでも多くの方に知っていただけて、みんなで子どもを守り育てていくということが社会でできればと思っております。

続いて、あの制服についてですが、入学説明会でもそのように説明していると答弁にありましたが、私が聞いた範囲では選べることを知らなかったっていう人が現役の中学生の保護者などにも聞いてみたんですけれども、知らない人が多かったです。必要がなくて、そういうことが知らなかったっていうこともあったと思うんですけれども、今ある制服で規定されているスカートやスラックス、リボンやネクタイなど、今あるアイテムの中から性別に関係なく選べるようになっていくということは、とてもいいことだと思います。それはとても先進的なことで、ぜひこれを周知した方がいいと思いますが、どうでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

はい。現時点ですが、全ての方がですね、ジェンダーレス制服を正しく理解してるかと思うと、その辺は難しいことだと思っております。現時点ではですね、積極的な周知というのは控えていきたいと思っておりますが、今後ですね、いろんなご要望も出てくることがあるかと思っております。要望が多いようでしたらですね、機能面なんかの面を前面に打ち出しながら柔軟に対応してまいりたいと思っております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

そもそも、ジェンダーについてっていう認識が私もまだ勉強中なのでジェンダーとはと言った時に、生まれてきて、生まれてきたときの生物学的な性別、それとはまた別の問題で文化的なもの、男らしさとか女らしさ、男の子はズボンじゃなきゃいけない、黒いランドセルじゃなきゃいけないとか、女の子はスカートとかひらひらしたものが好きじゃなきゃいけない、女らしさを求めるとかそういうものがジェンダーって思って、そういうのをなくそうというのがジェンダーレスって考え方で、今鋸南中が取り組んでいるその制服を機能性とか、そういう性的指向とかそういう云々の問題ではなくって、そういう機能性とかそういう、その子の好みとかそういう問題でその中で選べるっていう

ことはとても大切なことだと私は考えますので、またそういうことに悩んでる子が、ちょっとまだ低年齢でいるっていうことも聞きますので、そういう子のためにも届くようにぜひ伝える努力をしてほしいと思います。

次に行きます。2件目の生理用品を無償提供の調査について、令和3年7月の調査以降私自身もっと増えているなという認識なのですが、新しい情報があったら教えてください。

**○議長（鈴木辰也）**

はい。教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

はい。その調査ですが、7月に、昨年7月に行われたということで、県の教育委員会の方にもですね、その後調査があるかということで聞いてみました。そしたらですね、県の教育委員会では行ってないとのことでした。それぞれですね自治体で対応が変わった部分についてはですね、他の形でマスコミ等から情報が入った部分もあったのではと考えております。議員の答弁にありました通り、県の方では、それから独自ですね、モデル指定校というのを定めて、そこで何回か実証実験のようなことをしてですね、そういう取り扱いがいいかということで、1月から県立の学校にですね、全てに置くようになったと伺っております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

まだ県で、県立学校で、トイレでの無償提供というものがまだ1月から始まってまだ2月が終わったばかりということなので、これからどんなふうになるかわからないんですけども、昨年から取り組んでいる都立高校の場合では、今までは鋸南と同じように非対面、保健室などで、あ、対面式で保健室などで配布していたものが、非対面でトイレに設置するようになったら、利用者が160倍増えたっていう報道もあります。なので、やっぱり理由は様々だと思うんです。ただ忘れてしまったとか、あと、貧困とかいろんな理由はあると思うんですけど、ニーズがあるんだっていうことが、ここでもわかると思います。で、あの答弁の中で、小中学校に確認したところ、保健室での配布を望んでいるとありましたが、誰が望んでいるのでしょうか。あの児童生徒や保護者のアンケート取ったり声を直接聞いたりしたのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

はい。誰がということですが、その保健室での配布を望んでいるのは、養護教諭の先生、それとあと校長先生からそのように話を伺っています。従ってですね、アンケート

調査しましたかってことも伺いましたが、それはやってないよということでした。ただですね、その部分だけではないのですが、学校の方でアンケート調査というのを頻繁に行っていて、いじめをはじめですね、心配ごとや悩み、それらもそのアンケートに記載するようになっていきます。また定期的にはですね、子どもたちと面談日を設けて、直接話も聞いてくれています。また、そういう中でですね、子どもたちの変化もですね、よく見ていてくれています。そのような中でですね、今、社会的に問題になっている貧困で、そういうものが買えないという、そういう子はいないようですよっていうふうに伺っています。ただ学校の方では、これからもそのようなことがないようにですね、子どもたちの様子を注視していきたいと、そのように伺っております。よろしくお願ひします。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

困っているほど、子どもに限らず、困っているほど遠慮して正直に答えなかったり、言えないことがあるってことはあると思います。それはあのすごく少ない人数かもしれないんですけども、日頃の学校での取り組みとか今後も続けていってくれるってことももちろん大切ですし、その取り組みを今も大事にやっていってくださっていることはすごくいいことだと思うんですけども、あの生理っていうことはとてもプライバシーに関わることで、最初に子どもの権利条約ってなんで入れたかってそこもあるんですよ。子どもにもプライバシーがあるんですよ。私の経験から言うと、やっぱり急に子どもって思春期終わるぐらいまで急にホルモンバランスで急に生理になってしまったりだとか、予期しないことが結構あって本当に困ったってことがあって、お手洗いからその保健室に行くまでの間もすごく苦痛だったりだとか、いろいろこういう取り組みがどんどん増えてきている中で、私自身友人とかいろんな人の声を中心に聞いてきて、やっぱりみんな困った経験はあって、そのときにトイレがあればよかったねって声はやっぱりあるんですよ。ニーズがあるから、県も全国的に取り組んでいるわけですから、本当に困っているって子は少ないかもしれないんですけど、直接聞いたりだとか、声なき声を聞く努力っていうことをしてほしいですし、ぜひトイレへの設置を検討していただきたいと思います。まず、全部のトイレに置くってことが目標ですけど、学校の、それが難しいって、管理の衛生面とかそういうもので難しいのであれば、子どもたちが利用しやすい場所で、あと先生たちも管理しやすい場所で、まず試験的に置いてみるとかそういうふうな検討はしていただけますか。

**○議長（鈴木辰也）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

はい。それぞれこの件についてはですね、子どもの権利条約の中でもありますけど、大人が守ってあげなければいけない。学校と話をしているとですね、その辺が強く打ち出されているように感じていました。ただ今議員がおっしゃったことも一方であると思えますので、またですね、学校の方とも相談してですね、どうなるかはわかりませんが、今日こういう話を聞いてきましたということで、学校に伝えていきたいと思えます。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

それでは次に3件目の再質問をします。答弁で、期日前投票の方が4割から半数近くに増えていたりだとか、投票所が減った大崩と奥山地区から佐久間地区1箇所になったことですが、それでも投票率が上がっているということに驚いています。コロナの影響かなと最初は思いましたけど時期も全然違いますし、その理由について、町は何かつかんでいますか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。投票率が上がった要因ということですが、それぞれ投票所の環境改善であるとか、期日前投票の手続きの簡素化など、細かな改善は進めておりまして、ただそれが投票率を引き上げる大きな要因であるとは認識はしておりません。町長から答弁があった通り、選挙の争点、あるいは立候補者等のですね、方によって影響があるのかなというふうに考えております。特に佐久間地区に特化した取り組みは行っておりません。なお町長答弁の中で、平成26年からの衆議院議員選挙の投票率の比較をさせていただきましたが、それ以前ですね、平成24年から平成21年とございますが、そちらは平成24年が66.96%、21年が75.16%ということで、町全体では、令和3年よりも上回っておりまして、ちょうど平成26年29年の投票率が下がっていたということございまして、ちょっと比較が適切ではなかったかもしれませんが、それぞれ選挙の争点等によるものというふうに判断をしているところです。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

鋸南町は比較的、投票率が高い地域だと思っているのですが、その町全体の投票率の推移というのはどうでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。先ほど答弁の中で申し上げた通り、衆議院選挙については町全体で平成26年  
が58.16、平成29年の59.54、それから令和3年が62.19ということで  
ございまして、県内での順位を申し上げますと、平成26年は県内で第3位でございま  
す。それ以降は県内では第1位ということでもあります。それ以前のことについては先ほ  
ど申し上げた通りなんですけども、平成26年が投票率が低下したということで、その  
後改善というんですかね、投票率が上がっている傾向にあるということでございます。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

このまま高い投票率を推移できるように、私も一緒に努力していかなきゃなと思うん  
ですけれども、あの安房地域の最近の期日前投票の状況はわかりますか。

**○議長**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。それでは昨年の衆議院議員選挙の結果で申し上げます。鋸南町は期日前投票4  
2.34%でございます。館山市が41.17%。南房総市が39.96%。鴨川市は  
36.53%となっております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

期日前投票でも鋸南町が一番高い数字が出ているので、引き続きやっぱり投票は、投  
票というか選挙権は権利、選挙は権利ですから、その中で1人でも選挙にちゃんと行け  
るように対応していかなきゃなと思うんですが、答弁の中で例えば循環バスを利用して  
投票に行かれるのであれば、バス利用料金の助成などを検討していくことが必要だとあ  
りました。現在、コロナワクチン接種のために循環バスを利用する際、接種券の封筒を  
見せてバス料金が無料になるという事業がありますが、どのぐらいの方が利用していま  
すか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。新型コロナワクチンの接種のための無料乗車ですけども、昨年の6月から始め  
ております。先月2月まで9ヶ月ではですね、総計で48回の利用がございました。多

い月で昨年7月ですね、こちらが22回。それから少ない月は利用者はございません。これは11月以降、2回目接種が終わったということだと思いますけれども、その後また3回接種ということになっておりますので、利用者があるのではないかという風に思っております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

移動式投票所が必要ではないかと質問したんですけれども、システムのことやコストのことを考えると移動支援が現実的だと思います。今もバスの助成ということも、とても実際今、そのワクチン接種でやっている事業ですし、割とスムーズに導入できるんじゃないかなと私も考えておりますが、投票所への支援だけじゃなくて、日頃のあの、移動困難者への取り組みっていうことが、以前も質問しましたが、災害時の要配慮者とか、通院、買い物など移動支援は喫緊の課題となっております。町と一緒に私も住みやすいまちづくりを目指して、その移動困難で、今はまだ60代70代でどうにかなるけどこれから先がちょっと足が心配だっていう声はやっぱり多いので、投票だけではなく全ての移動に関してのまちづくり、住みやすいまちづくりっていうことを一緒に進めていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

**○議長（鈴木辰也）**

以上で、笹生あすか議員の質問を終了します。ここで午後2時20分まで休憩します。

…………… 休 憩 ・ 午後 2 時 0 8 分 ……………  
…………… 再 開 ・ 午後 2 時 2 0 分 ……………

**◎発議案第1号の上程、説明、質問、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

休憩を解いて会議を再開します。

日程第5、発議案第1号、議会の議員の議員報酬の特例に関する条例等を廃止する条例の制定についてを議題と致します。

提出者、竹田和明議員より主旨説明を求めます。

提出者、3番、竹田和明議員。竹田和明議員。

〔3番 竹田和明 登壇〕

### ○3番（竹田和明）

「議会の議員の議員報酬の特例に関する条例等を廃止する条例の制定について」趣旨説明を行います。「議会の議員の議員報酬の特例に関する条例等を廃止する条例の制定について」は、私のほか4名の議員の賛成を得て提出したものであり、これまで長きに渡って続けてきた議員報酬の特例を本則に戻そうとするものです。

行政、議会が一丸となって、財政難を乗り切るため、職員の給与削減とともに、議員も削減を続けて参りましたが、ここへ来て、基金の積み立てもできるようになり、職員の給与削減もようやく終了しましたので、議員報酬の削減を終了することといたしました。

本条例で廃止しようとする条例は、令和3年鋸南町条例第1号、議会の議員の議員報酬の特例に関する条例と、現在、効力はありませんが、平成17年鋸南町条例第12号、議会の議員の議員報酬年額の特例に関する条例です。

なお、本条例の施行日は、令和4年4月1日にしようとするものです。

議員各位のご理解、ご賛同をお願い致しまして、趣旨説明を終わります。

### ○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

### ○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（鈴木辰也）

日程第6、議案第1号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第1号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を致します。

地方公務員法第28条第3項において、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続き及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く他、条例で定めなければならないとされ、本条例で定めております。今般、町職員労働組合から、公務上の過失の事故で、禁固以上の刑となった場合、現状の法律等では即失職となるため、本条例に失職の例外規定を設けるよう要望があり、千葉県及び近隣市の条例を調査したところ、一部の市を除き、千葉県などほとんどの自治体で当該規定を設けていることから、本改正をお願いするものであります。新旧対照表をお願いします。第1条今般の改正により、地方公務員法第28条第3項に加え、第4項の規定に関わる条例となることから、目的の追加を行うものであります。なお、地方公務員法第28条第4項ですが、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く他、条例で定めなければならないと規定されております。次に失職の特例として、第5条を追加するもので、第1項では地方公務員法第16条第1号に該当するに至った職員の内、刑の執行を猶予された者について、公務上または通勤により生じた事故によるもので、かつ、その者の過失が原因であった場合、情状を考慮した上で任命権者が特に必要と認めた時に限り、その職を失わないものとする事が出来るとするものであります。なお、地方公務員法第16条第1号は、職員の欠格条項として、禁固以上の刑に処せられたもの等を規定しているものであります。次に第2項の改正は、執行猶予が取り消された時は、失職する旨の規定となります。今般の改正に係る条文につきましては、千葉県の例に準じております。本条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第7、議案第2号、町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第2号、町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を致します。新旧対照表をお願い致します。

本特例条例は、町長の給料月額について30%、副町長及び教育長については20%削減する内容で、本年3月31日までの期限付きでありましたが、現在の財政状況から、更に1年、令和5年3月31日まで延長致したく、条例の改正をお願いするものであります。本条例は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。以上で、議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第8 議案第3号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第3号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を致します。

新旧対照表をお願い致します。

議案第2号において、町長30%、副町長及び教育長については20%の給料月額を減額するものですが、減額の期間、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支給される期末手当の算定における給料月額は、減額前の本則に定める給料月額とするものであります。

本条例は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第9、議案第4号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第4号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を致します。

一般職の職員の職務は、本条例第5条第2項の規定により、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3の等級別基準職務表に掲げる通りとされております。職員の年齢構成などを踏まえ、柔軟な対応が図れるよう、副園長の職について、現行の5級に加え、4級にも位置付けるため、改正す

るものでございます。なお、現状副園長の職を配置しているのは、鋸南幼稚園でございます。それでは新旧対照表をお願い致します。第5条第2項に定める別表第3、等級別基準職務表のイ、一般行政職給料表等級別基準職務表の改正となります。4級の基準となる職務に副園長の職務を追加するものであります。本条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第10、議案第5号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

## ○税務住民課長（石井肇）

議案第5号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を致します。

国民健康保険法施行令が改正され、本年4月1日に施行されることから、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。改正の主な内容は、未就学児に係る被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、当該年度分の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とする改正でございます。また、保険料軽減世帯の未就学児に係る均等割額についても同様の改正をするものでございます。それでは新旧対照表によりご説明いたします。1ページをお願い致します。第11条の3、一般被保険者に係る基礎賦課総額に関しましては、第1項におきまして、第20条の保険料の減額と同様に、第20条の3に新たに規定する、未就学児の均等割額の減額分についても、基礎賦課額に含むことを加えるものでございます。また、中段やや下の第1号では、引用する国民健康保険法第81条の2の改正によりまして、項の繰り下げが生じたので、第4項を第5項に、第9項を第10項に改めるものでございます。次に2ページをお願い致します。上段の方になります。第2号では、法改正で追加された第72条の3の2第1項として、未就学児減額分についても、一般会計から国保会計へ繰り入れる規定を追加するものであります。続きまして3ページをお願い致します。中段やや下になります。第13条一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定では、第1項中に引用されます、法律の略称規定の条項の限定先を、本条例の第22条から第20条に改め整備するものでございます。4ページをお願い致します。上段の方になります。第15条の6の2一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の第1項中、第20条の次に未就学児減額規定の第20条の3を追加するものでございます。また、中段やや下の第2号では、第11条の3の改正と同様に未就学児減額分の一般会計からの繰り入れ規定を追加するものでございます。次に5ページをお願い致します。上段です。第15条の6の5一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率第1項第1号では、第32条の9を第32条の9の2に改め、引用規則の整備をするものでございます。次に第15条の6の8退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定では、第15条の6の5を第15条の6の6に、第15条の6の4を第15条の6の5に改め、引用条文を整備するものでございます。第19条賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合の第2項では、同条第2項もしくは第3項を同条第3項若しくは第4項に改め、引用条文を整備するものでございます。下段の第20条は、見出しを低所得者の保険料の減額に改めるものでございます。6ページにかけましての、第20条の3は、未就学児の被保険者均等割額の減額について追加するため、第1項では、当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者を未就学

児として規定し、基礎賦課額の被保険者均等割額は、当該保険料額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とするものでございます。第2項は、減額後の均等割額について決定した時は、当該保険料額を、料率決定と同様に速やかに告示する規定でございます。第3項は、前2項の規定を読み替えて、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する規定でございます。第4項は、保険料軽減世帯においても、未就学児がある場合には、当該被保険者の軽減後の均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額を基礎賦課額の被保険者均等割額とするものでございます。7ページをお願い致します。第5項は、減額後の均等割額について決定した時は、当該保険料額を、料率決定と同様に速やかに告示をする規定でございます。第6項は、前2項の規定を読み替えて、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用するものでございます。なお、この条例は令和4年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、この条例による改正後の第20条の3の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（鈴木辰也）

日程第11、議案第6号、町道の路線変更についてを議題と致します。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

[建設水道課長 平嶋隆 登壇]

### ○建設水道課長（平嶋隆）

議案第6号、町道の路線変更について、ご説明致します。

町道の路線変更をお願いしよういたしますのは、町道1071号線、場所については、旧鋸南幼稚園付近から学校給食センター及び道の駅保田小学校への進入路でありまして、町道の一部が都市交流施設周辺整備事業用地となるものであります。変更後の道路起点は、保田字中原622番地先から、終点、保田字波左間748番2地先までの、延長31.0メートル、道路幅員は最小幅員で1.8メートル、最大幅員で3.0メートルでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、認定賜われますようお願い申し上げます。

### ○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

**○議長（鈴木辰也）**

ここで暫時休憩します。

議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様は委員会室にお集まりください。

…………… 休 憩 ・ 午後 2 時 4 7 分 ……………

…………… 再 開 ・ 午後 3 時 6 分 ……………

**◎追加日程の決定**

**○議長（鈴木辰也）**

休憩を解いて会議を再開いたします。

ただ今、休憩中に、追加議事日程及び追加議案の提出がなされましたのでお手元に配付いたしました。議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

配付漏れなしと認めます。

**○議長（鈴木辰也）**

ただ今提出されました、議案第19号を日程に追加し、先議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認めます。

よって、議案第19号を日程に追加し、先議することに決定いたしました。

**◎追加議案に対する提案理由の説明**

**○議長（鈴木辰也）**

町長より追加議案に対する提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

## ○町長（白石治和）

本定例会に、追加議案として、お願い致します議案の概略を申し上げます。

議案の第19号、損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、平成29年10月から平成31年4月までに発行した議会だよりの内5誌、及び平成29年10月から令和4年1月までホームページに掲載をしていた同5誌分において、イラストの無断使用があったことが判明を致しました。当該イラストの著作権を管理をする事業所からの指摘により判明をしたものであります。調査の結果、使用許可や使用料が必要だとの認識がなく、使用したものではありませんが、著作物の無断使用に対する損害賠償を支払う必要がありますので、損害賠償の額を決定するにあたり、議会の議決をお願いをするものであります。以上提案理由のご説明を申し上げますが、詳細につきましては担当課長から説明を致させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

## ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（鈴木辰也）

追加日程第1、議案第19号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第19号、損害賠償の額の決定及び和解について、ご説明致します。

イラストの無断使用につきましては、ただ今町長からの提案理由の通りでございます。それでは、損害賠償の額、相手方、及び和解の趣旨等をご説明申し上げます。

1、損害賠償額、106万3700円。2、相手方、東京都千代田区神田神保町2-46 福井紙業ビル302、有限会社ワーハ、代表取締役、田戸岡豊。3、和解の趣旨、第1項、町は有限会社ワーハに対し、平成29年10月から令和4年1月までの10件のイラストの使用料相当額、106万3700円を支払う。第2項、平成29年10月から平成4年1月までのイラスト無断使用に係る支払の遅延損害金は免除とする。ただし、令和4年3月31日までに支払わなかった場合はこの限りではない。第3項、町は、第1項の金員を、令和4年3月31日までに、有限会社ワーハ名義の口座に振り込む方法で支払う。第4項、町及び有限会社ワーハ間には、本件無断使用に関し、他に何らの債権債務がないことを確認する。以上でございます。和解につきましては、地方自治法

第96条第1項第12号、損害賠償の額の決定につきましては、同条同項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎散会の宣言**

**○議長（鈴木辰也）**

以上をもちまして、本日の議事日程は終了致しました。

明日3月2日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日は、これにて散会致します。

ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後3時12分 ……………

令和4年第2回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和4年3月2日 午前10時開議

日程第1	議案第7号	令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第9号）について
日程第2	議案第8号	令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第3	議案第9号	令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第4	議案第10号	令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第5	議案第11号	令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について
日程第6	議案第12号	令和3年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第7	議案第13号	令和4年度鋸南町一般会計予算について
日程第8	議案第14号	令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第9	議案第15号	令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第10	議案第16号	令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第11	議案第17号	令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第12	議案第18号	令和4年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	笹生あすか	議員	2番	早川正也	議員
3番	竹田和明	議員	4番	大塚昇	議員
5番	青木悦子	議員	6番	笹生久男	議員
7番	渡邊信廣	議員	8番	小藤田一幸	議員
9番	鈴木辰也	議員	11番	笹生正己	議員
12番	平島孝一郎	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	白石 治和	副町長	内田 正司
教育長	富永 安男	総務企画課長	平野 幸男
税務住民課長	石井 肇	保健福祉課長	寺本 幸弘
地域振興課長	安田 隆博	教育課長	福原 規生
建設水道課長	平嶋 隆	会計管理者	対馬 尚子
総務管理室長	齋藤 正樹	監査委員	柴本 健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長	加藤 芳博	書記	村上 真理
------	-------	----	-------

…………… 開 議 ・ 午前 10 時 00 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（鈴木辰也）

皆さん、おはようございます。

第 1 日目に引き続き議員各位にはご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、11 名です。

定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（鈴木辰也）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

### ◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○議長（鈴木辰也）

日程第 1、議案第 7 号、令和 3 年度鋸南町一般会計補正予算第 9 号についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

#### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第 7 号、令和 3 年度鋸南町一般会計補正予算第 9 号についてご説明致します。1 頁をお願い致します。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ 5086 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 51 億 5594 万 7 千円とするものでございます。各費目とも、決算を見込んだ歳入歳出補正となっておりますので、減額補正につきまして、一部説明を割愛させていただきます。それでは、歳出からご説明致しますので、18 頁をお願い致します。

1 款議会費、1 項、1 目議会費、21 節、著作権物使用和解金 106 万 4 千円は、本

会期内に議決いただきました議会だよりにおけるイラストの無断使用に係る和解金の計上でございます。続きまして2款総務費、1項、1目一般管理費、12節中、個人情報保護制度例規整備等支援業務委託、176万円の減は、国からの当該制度に係るガイドラインが示された後に、取り組むこととしたため、本年度の予算から減額するものであります。その下、職員定年制度例規整備等支援業務委託、143万円の減は、委託料確定に伴う減額補正でございます。19ページをお願い致します。3目財産管理費、13節土地借上料、138万5千円の減は、当初借上料として見込んでいた旧保田小学校プール用地及び旧幼稚園敷地について、都市交流施設周辺整備事業用地として年度当初に購入しましたことから、当該借上料を減額するものでございます。その下、14節記載の各工事の減額は、入札執行差金等によるものですが、庁舎空調機器改修工事、2909万3千円の減については、本格的な工事が翌年度となることから、変更分を見込んだ補正としております。4目企画費、12節中、豊かなまちづくり寄付金業務代行委託、372万7千円の減は、寄付金額の減少に伴い減額をするもので、上段11節、役務費における減額補正の他、35ページにあります、12款1項3目、豊かなまちづくり基金費についても同様の理由による減額補正でございます。また、歳入、豊かなまちづくり寄付金についても減額補正をお願いするものでございます。続きまして、都市交流施設周辺整備電気設備改修設計業務委託、41万3千円は、都市交流施設周辺整備事業の実施に伴い、旧幼稚園側から供給していた商用電源の引き込みを、道の駅保田小学校東側に変更するための設計業務に係る補正でございます。20ページをお願い致します。中段、18節中、生活路線バス維持費補助金、208万2千円の減は、運行事業者からの申請に基づき、金谷線に係る補助金が確定したことによる減額補正でございます。21ページをお願い致します。3項1目、戸籍住民基本台帳費、12節社会保障税番号制度関連システム改修委託、55万円は、転出・転入手続きのワンストップ化に伴う改修で、国の補正予算成立に伴い、本年度から改修を始めるものでございます。22ページをお願い致します。3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、12節中、国民健康保険基盤安定負担金国庫負担金返還金、30万円およびその下、県負担金返還金、22万4千円は、平成28年度から令和2年度における負担金の算定誤りに係る返還金の計上でございます。その下、27節、国民健康保険特別会計操出金、145万2千円の減は、財政安定化支援事業などの確定に伴う減額補正でございます。同じページ、3目老人福祉費、27節、後期高齢者医療特別会計操出金、320万5千円の減は、保険基盤安定操出金の確定に伴う減額補正でございます。23ページをお願い致します。5目介護保険費、27節介護保険特別会計操出金、161万9千円の減は、事務費操出金等の決算見込みによる減額補正でございます。24ページをお願い致します。8目障害福祉費、18節障害者グループホーム等入居者家賃補助金、44万9千円は、入所者の増に伴う補正でございます。同じページ、2項1目児童福祉総務費、18節中、2段落目、子育

て世帯への臨時特別給付金、420万円は、国庫事業に係る見込み数の増、170万円、及び、国庫事業における所得制限による、支給対象外世帯に対する町独自支援分、250万円の増額補正でございます。その下、2目児童措置費、19節児童手当費、544万円の減は、支給対象児童等の人数が当初見込みから減少したことによるものでございます。その下、3目保育園費、12節保育所管外委託、282万6千円の減は、年度途中の退所等によるものでございます。その下、17節、保育所備品4万6千円は、館山信用金庫からの指定寄付により、砂場用品整理ワゴンなど、10万5千円の備品を購入しようとするもので、既決予算との不足額を補正するものでございます。25ページをお願い致します。4目学童保育費、22節放課後児童健全育成事業交付金返還金、53万7千円及び、5目幼稚園一時預かり費、22節中、2段落目、幼稚園型一時預かり事業交付金返還金、22万8千円は、令和2年度に交付された子ども子育て支援補助金の精算に係る返還金の計上でございます。同じページ、3項1目災害救助費、8398万9千円の減は、台風被害に係る住宅応急修理補助金などについて、昨年12月末をもって申請を締め切ったことにより、事業費が確定したことから、減額補正を行うものでございます。同じページ最下段、4款衛生費、1項2目予防費は、2345万9千円の減となりました。主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る減額補正、2013万7千円で、2回目接種までの精算分及び医療従事者派遣事業交付金の事業費確定による減額と、本年度末までの3回目接種に係る経費の増額をみこんだ補正でございます。28ページをお願い致します。5款農林水産業費、1項1目農業委員会費、17節タブレット、12万円は、農地等の情報を現場で効率的に把握するため、農地利用最適化推進委員に使用させようとするもので、国の補正予算により、全額国費を充当する見込みでございます。3目農業振興費、7節地域おこし協力隊員報償、370万1千円の減、及び18節中、最下段、地域おこし協力隊活動費補助金273万3千円の減は、隊員の採用は2名から1名になったための補正で、本年度は継続1名、新規1名の体制となっております。お戻りいただきまして、12節農業祭委託、29万2千円の減は、新型コロナウイルス感染防止のため、中止を行ったものであります。この項目では、18節中狩猟エコツアー事業補助金、120万円も同様の理由により減額補正をおこなうものでございます。お戻りいただきまして、18節最上段、鳥獣被害防止総合対策交付金409万円の減は、地域における物理柵の設置援助が減少したための減額補正でございます。2つ下、農業次世代人材投資事業補助金、225万円の減は、夫婦型1組の事業開始が9月以降となったため、半年分を減額するものでございます。その下、多面的機能支払交付金343万6千円の減は、共同作業、施設の長寿命化に対する資源向上支払交付金分について、これまでの活動資金の繰越金により、農業施設の補修等が完了するため、減額を行うものであります。29ページをお願い致します。3項5目漁港建設費保田漁港、14節水産物供給基盤機能保全事業工事、260万円の減は、施工方法の

変更及び工事費の確定による減額補正でございます。同じページ、6款商工費、1項2目商工業振興費、7節地域おこし協力隊報償、202万5千円の減、及び18節中、地域おこし協力隊活動費補助金213万円の減は、移住定住を担う隊員の新規採用が出来なかったため、1名分を減額するなどの補正でございます。その下、地域おこし協力隊起業事業承継支援補助金、100万円の減は、任期満了後の隊員に対する起業、事業支援を支援するもので、支援対象者が翌年度での活用を希望しているため、本年度予算計上分を全て減額するものでございます。その下、事業者支援金、472万円の減は、本年1月31日をもって支援金の申請を終了したことから、事業費の確定により減額をするものでございます。30ページをお願い致します。3目観光費、18節負担金補助及び交付金95万円の減は、記載した2つの実行委員会への補助金について、新型コロナウイルス感染防止のため、イベントを中止したことによる減額補正でございます。31ページをお願い致します。上段7款土木費、1項1目土木総務費、18節負担金補助及び交付金、345万4千円の減は、記載した3つの事業の補助金について、年度末までの見込みによる減額補正でございます。同じページ、8款消防費、1項1目非常備消防費、125万4千円の減は、安房支部消防操法大会中止に伴うものが主な理由で、11節操法要員健康診断料、11万円の減、その下17節、消防操法用備品、21万2千円の減、18節中、支部消防操法大会出場補助金60万円の減となります。32ページをお願い致します。2目消防施設費、18節中、自主防災組織等補助金380万円の減は、当初の見込みを下回り、拡充3団体への補助となったことによる減額補正でございます。同じページ、9款教育費、3項1目学校管理費、17節備品購入費、53万4千円は、君津信用組合からの指定寄付により、草刈り機などの学校管理用備品38万円及び卓球台15万4千円を購入しようとするものでございます。33ページをお願い致します。5項2目公民館費、12節中央公民館改修工事設計業務委託、66万円の減及びその下、中央公民館改修工事、3788万3千円の減は、空調設備等の改修に係る工事費確定に伴う減額補正でございます。なお、工事請負費につきましては、翌年度へ繰越して工事を実施しているため、変更分を見込んだ補正となっております。34ページをお願い致します。6項1目保健体育総務費、74万7千円の減は、説明欄記載の各種大会等が中止になった事に伴う減額でございます。35ページをお願い致します。11款公債費、1項公債費、1目元金、61万1千円の増及び、2目利子、86万1千円の減は、借入利率の見直し等による補正でございます。同じページ、12款諸支出金、1項1目財政調整基金積立金、2億1485万8千円の増は、今補正における歳入歳出差引の余剰分、それから、運用利子及び災害義援金の配分残金について、積み立てを行おうとするもので、補正後の基金残高は、17億2463万6千円となる見込みでございます。その下、3目豊かなまちづくり基金費、1318万2千円の減は、歳出でもご説明致しましたが、寄付金の年度末見込みにより減額を行うものでございます。最下段、7目、減債基金費、

3392万7千円は、再算定により増額となった普通交付税の内、臨時財政対策債の、令和3年度分、償還財源が前倒して交付されることから、国からの通知に基づき、当該基金に積み立てを行うものでございます。

続きまして歳入ですが、11ページをお願い致します。1款町税では、収入実績を見込み、1項町民税及び2項固定資産税の合計で、3826万3千円の増額補正となりました。2項1目固定資産税では、償却資産を1101万7千円の増と見込みましたが、新型コロナウイルスに係る減免措置が、当初の見込みから480万円余り減少したことなどによるものでございます。同じページ、2款地方譲与税から、12ページ、7款地方消費税交付金までは、国県からの財政情報等の増減率を参考に、1883万円の増額を見込みました。11款地方交付税、1億1145万9千円の増は、国の補正予算において、普通交付税の臨時費目が追加されたことに伴い、普通交付税の追加交付がなされたことによる増額補正でございます。14款使用料及び手数料、1項3目商工使用料、元名採石場跡地使用料600万円は、利用実績を見込み、増額するものでございます。5目教育使用料、411万3千円の減は、新型コロナウイルス感染防止のため、閉館時間を、失礼いたしました、開館時間を縮小したことなどからの要因でございます。13ページをお願い致します。15款国庫支出金から、14ページから15ページの16款県支出金は、各事業の実績、見込み等により補正となっております。その中から特に説明を要する項目を申し上げます。13ページでございます。15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、565万6千円は、3回目接種に係る費用の増額補正で、国庫負担率は10分の10でございます。同じページ、2項1目民生費国庫補助金、4節防災安全社会資本整備交付金、2328万8千円の減は、台風災害の住宅応急修理補助金の減額に伴う補正でございます。この他14ページに16款県支出金の、1項1目民生費県負担金、4節災害救助費負担金として、2325万5千円の減、それから15ページに2項2目民生費県補助金、5節被災住宅緊急支援事業補助金として、2530万2千円の減、住宅応急修理委託及び住宅応急修理補助金の減に伴い、それぞれ減額補正を行うものでございます。14ページにお戻りいただきまして、5目総務費国庫補助金、1節中新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金867万円は、国の令和3年度補正予算によって措置されたもので、鋸南町への充当可能額は、1億955万5千円となっております。今補正で予算計上したものの他は、令和4年度当初予算において計上し、活用を図ることとしております。今補正における充当事業を申し上げますと、有線マイクシステム購入や学校情報機器整備等、既決の歳出予算への充当を行ったものが、合計618万円、今補正で新たに歳出予算を計上したものが、子育て支援給付金事業に220万円、教育施設安全安心確保事業に29万円の充当を行っております。16ページをお願い致します。18款寄付金、1項2目教育費寄付金、学校教育費寄付金50万円は、君津信用組合、その下3目、企

業版ふるさと納税寄付金10万円は、株式会社楠山設計、その下5目民生費寄付金、1節社会福祉費寄付金5万円は、介護予防事業利用者から、その下、2節児童福祉費寄付金10万円は、館山信用金庫から、それぞれの寄付について予算計上させていただきました。19款繰入金、1項1目特別会計繰入金、386万6千円は、特別会計への令和2年度繰越金に対する精算分の計上でございます。同じページ、2項1目財政調整基金繰入金、9064万円の減は、歳入歳出の不足分として計上した繰り入れについて、歳入に余剰が生じる見込みとなったことから、減額補正を行うものでございます。17ページをお願い致します。21款諸収入、3項6目雑入、建物災害共済保険金、4987万1千円は、令和元年台風被害に係る保険金、4938万9千円及びその他保険金48万2千円でございます。なお、台風被害に係る保険金は、風水害によるものとして、被害額等の2分の1が支給されております。同じ雑入の内、後期高齢者医療給付費負担金返還金、428万3千円は、令和2年度分の精算により千葉県後期高齢者医療広域連合からの返還でございます。同じページ、22款町債については、各事業の実績、見込み等による補正となっております。6ページをお願い致します。

第2表は、繰越明許費補正で、年度内の完了が見込めないことから、新たに新型コロナウイルスワクチン接種対策事業等11事業、5320万2千円を追加し、その下、庁舎空調機器改修事業及び中央公民館改修事業については、事業費の減額に伴う変更でございます。

7ページをお願い致します。第3表、債務負担行為補正ですが、本年度中に契約の準備を行うため、道の駅きよなん観光トイレ清掃業務委託の追加をお願いするものでございます。

8ページをお願い致します。第4表は、地方債補正でございます。決算見込みに合わせて変更をお願い致します。

それでは36ページをお願い致します。地方債の現在高の見込みに関する調書となります。今補正後の年度末の残高は、表の右下になりますが、48億9095万3千円となる見込みでございます。37ページ以降は給与費明細書を添付しております。

以上で議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡邊信廣議員。

#### ○7番（渡邊信廣）

それでは私の方から2点、質問させていただきたいと思っております。

まず1点目は19ページ、4目企画費の内の、12節の委託料、都市交流施設周辺整

備電気設備改修設計業務委託、41万3千円ですけれども、この件については、都市交流施設については、当初予算の中で約7億3千万程度の予算が計上されているということで、多額の経費が令和4年で見込まれておりますが、この設計委託については、わざわざ設計委託をする必要がなく、当然見積もり合わせ等のできる事業ではないかなという風に思いますけれども、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

もう1点、お願いします。

**○7番（渡邊信廣）**

もう1点については、ええとですね、30ページ、5目の都市交流施設整備事業の中の、14節工事請負費、テーブルベンチ設置工事ということで、減額の162万7千円が減額になっております。この点については、令和3年の当初予算の時にも指摘をさせていただきましたが、まだ、作って5、6年しか経たない、しかし町当局の方からは、経年劣化によることで、テーブルが5つだったかな、で、椅子が50脚くらい、それを全部取り換えるんだというような話でございました。当時から非常に高いんじゃないかというようなことと、当然企業努力をして、使えるものは使うべきだということを質問させていただいたことが記憶にあります。その中で、今回この160万もの減額ということになった時に、これは使えるものは残したのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

それでは、1点目の都市交流施設周辺整備電気設備改修設計業務委託41万3千円ですけれども、こちらについては、見積もり合わせ等で可能ではないかということなんですが、電気設備について、町の方で専門的な知識を習得している者がございませんので、こちらは設計業務を委託しなければ、発注が出来ないというふうに判断し、計上させていただいております。

**○議長（鈴木辰也）**

もう1点。課長。地域振興課長。

**○7番（渡邊信廣）**

1つずつ片付けた方が良くない。

**○議長（鈴木辰也）**

2つ質問があったら、2つ答弁していただいて、その内、再質疑がある時には、2点でも1点でもしていただくということで。

地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

ご質問にお答えいたします。当初、テーブルベンチには、ご指摘があったこともありまして、工事内容につきましては、精査をさせていただきました。当初予算でいきますと、450万くらいの工事内容で考えておったんですけれども、290万程度の工事に収めて調整いたしましたので、今回減額をさせていただきます。

**○議長（鈴木辰也）**

7番、渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

ではまず1点目ですけれどもね、これ町の中にそういう専門的な知識がないと、いうことでございました。しかしこれは、当然町内の電気業者等でも見積もり合わせ等で実施をできる内容だと私は思っています。わざわざ設計業者に委託をして実施をするような内容ではないと思いますけれども、その辺についていかがですか。

**○議長（鈴木辰也）**

テーブルベンチの方の再質問はありますか。

**○7番（渡邊信廣）**

じゃあ、テーブルベンチについてはね、全部を変えたということによろしいですよ。で、だとした時にですね、当然この見積もりもですね、非常に甘い、見積もりではないかと思えますけれども、当初の450万。普通で考えても、普通で我々が考えてもその450万もするとえっと思うような工事内容なんですね。従ってその辺について甘いという風に思っていますけれども、その辺についていかがかお聞きします。

**○議長（鈴木辰也）**

では1点目の答弁をお願いします。はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい、見積り合わせでというようなお話でした。これはあの令和4年度の当初予算にも工事費の方計上させていただいておりますけれども、予定の工事費が300万円でございます。町の財務規則等申し上げますと、この300万という金額になると、入札の対象となっております。ですので、当然設計を行ってですね、入札の準備をするということになります。なお、場合によっては、本体工事との関係があつて、見積り合わせ、随意契約ということも考えなければなりませんけれども、基本的な体制としては、設計をし、仕様書を作成して、工事の入札を行うということでございますので、こちらについてはご理解をいただきたいと思えます。

**○議長（鈴木辰也）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

ご質問の中で、工事内容についてご指摘がございましたので、お答えいたしますが、

テーブルに関しては5箇所、椅子に関しては50個を予定しておりました。これにつきましては、当初予算積算をした時にはですね、千葉県産の木材を使って実施をするという、ある一定の制限が付いておりました。補助金を使うという前提だったんですけれども、その間、社会情勢としてウッドショックがあつたりとかですね。

**○7番（渡邊信廣）**

もうちょっと大きい声で言ってくれない。

**○地域振興課長（安田隆博）**

最初からご説明致します。工事内容についてはテーブルが5箇所、そして椅子が50箇所でした。当初の予算の積算の前提としては、千葉県産の木材を使ってこれを作成したいということで考えておりましたが、昨今ウッドショック、当時ウッドショックとか、部品の高騰がございまして、見直さなければいけないと、で、渡邊議員さんの方からも、当初予算の時にありましたので、これについては改める必要もあるかなということで再度検討させていただきました。千葉県産の木材を使わないということで、考えを改めて、工事費を下げた結果、今回の減額に至ったとそういう状況でございます。

**○議長（鈴木辰也）**

再質疑ありますか。3回目です。7番、渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

法律上とか規則上とか色んなこと言いますが、結果的に工事費が300万を超えるような話、これはね、そういう規則だとかそういうものはそうかもしれないけれども、今の町の財政を考えた時に、別に例えば見積もり合わせ、それも可能な方法な訳ですよ。それによって町の経費を削減するという企業努力、町としての努力というのが非常に無いような気がします。特にこの交流施設については、えらいお金がかかる訳です。従ってそういう部分でも、少しでもシビアにものを考えた形での予算計上をこれはお願いをし、出来るものならば、また見直しをしていただきたいと思います。これ3回目ですよ。で、もう1つ、このテーブルの件については、私が言ってそれについて見直しをしたと。結果的にね、見直しをしてくれたことは良いことだと思います。ただ、色んな所に、随所にみられることは、見積りが出てきてそのままのものを、精査をしないで、言い方悪いんですけど、予算計上されたような気がします。従ってこれから予算計上する段階ではやはりその辺の見積もりについても、精査をして、予算を計上するような形を今後お願いしまして、終わります。

**○議長（鈴木辰也）**

では、よろしいですか。

**○7番（渡邊信廣）**

ええ、いいですよ。

**○議長（鈴木辰也）**

はい。他に質疑はありますか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

**◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第2、議案第8号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

**○税務住民課長（石井肇）**

議案第8号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。本補正予算は、決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足の調整をお願いするもので、3166万1千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3845万6千円にしようとするものでございます。

それでは主な歳出からご説明いたしますので、9ページをお願いいたします。なお、県支出金の増減、繰入金の減額などによりまして、各歳出科目において財源を変更しております。各科目での説明につきましては、割愛をさせていただきます。

それでは2款保険給付費、1項1目、一般被保険者療養給付費3600万円の減額は、被保険者数の減少や受診控え等の影響による給付実績から決算見込みまして、4.9%

減とするものでございます。次、続きまして10ページをお願いいたします。上段です。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費500万円の減額は、療養給付費減の影響等による給付実績から決算を見込みまして、4.5%減とするものでございます。次に11ページをお願いいたします。中段下でございます。5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費12節、検診事業委託、122万2000円の減額は、特定健診受診者数が予定を下回る見込みのため、減額するものでございます。次に12ページをお願いいたします。5款保健事業費、3項特別総合保健事業費は、各種事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による開催中止等の結果、決算を見込みまして、各費目を減額するものでございます。

次に、6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金769万9千円は、前年度繰越金の2分の1以上の額769万7千円と、基金運用利子を合わせまして、本年度は合計で770万円を積み立てようとするものでございます。

13ページをお願いいたします。中段です。7款諸支出金、3項1目直営診療施設勘定繰出金76万円は、鋸南病院の施設整備に対し、病床数に応じて特別交付金として県から繰り入れるもので、全額を病院事業会計へ繰り出すものであります。

2目一般会計繰出金305万1千円は、令和2年度分の一般会計からの繰入の精算に伴い、305万721円を一般会計に返還するものでございます。

続きまして主な歳入をご説明いたします。6ページをお願いいたします。

1款国民健康保険料は、決算を見込み、合計で1067万5千円の減額といたしました。主な理由は、被保険者数の減少と、保険料率を据え置いたためでございます。当初予算額は県算定の納付金を計上しておりますけれども、補正額は、町保険料率から算定した実際の賦課額の調定額と収納率により決算を見込み算定しております。

下段になります。3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金4139万7千円の減は、保険給付費の減額によるものでございます。2節特別交付金594万8千円の増は、主に取り組み評価による努力支援分が185万5千円の増、保険事業の実績に伴う追加交付の特別調整交付金分が、115万6千円の増、直営診療施設整備分や、システム改修費の交付分等の県繰入金が343万5千円の増でございます。

次に7ページをお願いいたします。中段でございます。5款繰入金、1項1目一般会計繰入金145万4千円の減額は、1節保険基盤安定繰入金の保険料軽減分から6節一般会計事務費等繰入金につきまして、決算見込みによりそれぞれを減額するものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2622万円は、不足する財源に充当するため、基金を繰り入れるものでございます。なお、本補正後の財政調整基金残高は、1億8819万388円の見込みでございます。6款繰越金は、前年度繰越金で971万1千円を減額するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上可

決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第3、議案第9号、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

**○税務住民課長（石井肇）**

議案第9号、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。

本補正予算は、決算見込みを踏まえ、歳入歳出それぞれ850万2千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4008万5千円にしようとするものでございます。

それでは主な歳出からご説明いたしますので、一番後ろのページ7ページをお願いいたします。2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金、854万4千円の減額は、決

算見込みによる保険料分、533万8千円の減と、広域連合から通知のありました基盤安定負担金320万6千円の減を合わせたものでございます。

3款1項1目保健事業費12節、検診事業委託46万4千円の減額は、健康診査受診者が予定より減少する見込みのためでございます。4款諸支出金、1項1目保険料還付金30万2千円の減額は、資格喪失など、被保険者の異動等に係る保険料還付金の決算見込みによるものでございます。

2項1目他会計繰出金81万6千円の増額は、令和2年度の一般会計繰入金の精算によりまして、事務費不用額など81万6039円を返還するものでございます。

続きまして歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料905万3千円の減額と2目、普通徴収保険料193万9千円の増額は、ともに保険料賦課額に基づく調定額や収納状況等を踏まえ、それぞれ決算を見込み補正をするものでございます。

2款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金320万6千円の減額は、基盤安定負担金額の通知に基づき、一般会計からの繰入を減ずるものでございます。3款繰越金259万2千円は、前年度繰越金が309万3499円となりましたので、増額するものでございます。

4款諸収入、2項1目1節、保険料還付金30万2千円の減額は、歳出で還付しました、保険料額と同額を、県広域連合から受け入れるため、決算見込みにより補正するものでございます。4項1目受託事業収入47万2千円の減額は、広域連合から事業を受託している検診事業等の決算見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

## ○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（鈴木辰也）

日程第4、議案第10号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 寺本幸弘 登壇]

### ○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第10号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算、第3号でございますが、歳入歳出それぞれ185万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7634万6千円にしようとするものでございます。

今回の補正は、決算を見込み、お願いするものでございます。それでは、歳出からご説明させていただきます。7ページをお願いいたします。第1款総務費、第3項第1目介護認定審査会費51万8千円、および第2目認定調査費146万4千円の減額ですが、審査委員の欠席、および新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、介護認定の更新の際、介護度を変更しない場合、認定調査や医師の意見書がなくても更新延長を認める措置を引き続き取っているため、当初見込んでいた医師意見書作成料が減になったことによりまして、それぞれ決算を見込み、減額をお願いするものでございます。

第4款基金積立金、第1項第1目基金積立金91万3千円は、歳入において確定した保険者機能強化推進交付金を地域支援事業へ充当した後の余剰分でございます。第5款諸支出金、第1項第3目償還金2万4千円は、令和元年度給付費国庫負担金返還金の計上をお願いするものでございます。

第6款地域支援事業費では、第1項第1目介護予防生活支援サービス事業費において、要支援者における通所介護の利用件数の増により、290万円の増額をお願いするものでございます。8ページをお願いいたします。第6款地域支援事業費、第2項、第1目一般介護予防事業費では、保険者機能推進交付金を充当するため、財源内訳の補正をお願いするものでございます。

戻りまして6ページをお願いいたします。歳入でございますが、第3款国庫支出金、第2項、第2目地域支援事業交付金につきましては、歳出第6款地域支援事業費の訪問

型通所型サービス費、補正額に対して25%の負担率で交付されますので、72万5千円の増額をお願いするものでございます。

第4目、保険者機能強化推進交付金は、歳出第6款地域支援事業費の一般介護予防事業に対し交付されるもので、交付決定のあった158万円の増額をお願いするものでございます。第4款支払基金交付金、第1項第2目地域支援事業支援交付金は、歳出第6款、地域支援事業費の補正額に対する交付率27%の78万3千円の増額をお願いするものでございます。

第5款県支出金、第1項第1目介護給付費負担金は、令和元年度分の県負担金精算交付分2万3千円の増額をお願いし、第2項、第1目地域支援事業交付金は、歳出の第6款地域支援事業費の訪問型通所型サービス費補正額に対して12.5%の負担率で交付されるもので、36万3千円の増額をお願いするものでございます。

第6款繰入金、第1項第2目地域支援事業繰入金は、歳出第6款地域支援事業費の補正額に対する負担率12.5%、36万3千円の増額をお願いし、第4目その他一般繰入金につきましては、歳出第1款総務費における減額に伴い、198万2千円の減額をお願いするものでございます。

なお、年度末の基金残高は775万4千円となる見込みでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（鈴木辰也）

日程第5、議案第11号、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

### ○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第11号、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。実施計画に基づきご説明申し上げます。初めに、収益的収入では151万5千円を増額し、補正後の総額を7998万4千円にしようとするものでございます。第1款、病院事業収益、第1項医業収益、第1目、その他医業収益の27万円の増額は、鋸南きさらぎ会からの文書料収入分の決算を見込み、補正をお願いするものでございます。

第2項医業外収益、第1目他会計負担金の2千円の減額は、令和2年度借入企業債償還額の確定による調整。第2目他会計補助金の75万6千円の増額は、企業債償還額の確定による一般会計補助金4千円の減額と、直営診療施設の運営費として国保会計からの補助金76万円を計上させていただきました。

第3目長期前受金戻入の49万1千円の増額は、令和3年度中に廃棄を行った機械備品等のうち、補助金で購入した備品の補助金相当額の残存価格5%を会計法の規定に基づき現金の伴わない収益として計上するものでございます。

次に収益的支出につきましては、372万4千円を増額し、補正後の総額を1億683万9千円にしようとするものでございます。第1款、病院事業費を第1項、医業費用、第3目指定管理者交付金103万円の増額は、収益における文書料と国保会計からの補助金分でございます。

第4目資産減耗費の256万4千円の増額は、歳入でご説明しました廃棄処分を行った機械備品等を除却する際に会計法上の規定に基づき計上するもので、現金を伴わない費用でございます。第2項医業外費用、第1目支払利息および企業債取扱諸費の6千円の減額は、令和2年度借入企業債償還額確定により調整するものでございます。

第2目雑支出の13万6千円の増額は、仮払い消費税を調整するためお願いするものでございます。なお現金の伴わない費用でございます。3ページをお願いいたします。令和3年度の予定キャッシュフロー計算書であります。令和3年度末における資金残高は、下段の1328万3千円と見込んでおります。

4 ページから6 ページまでは、令和2年度の損益計算書および貸借対照表、7 ページ8 ページは、令和3年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩とします。

…………… 休 憩 ・ 午前11時03分 ……………

…………… 再 開 ・ 午前11時15分 ……………

**◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6、議案第12号、令和3年度鋸南町水道事業会計補正予算第3号についてを議題と致します。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

議案第12号、令和3年度鋸南町水道事業会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今補正予算は、事業の完了等額の確定による補正をお願いするものであります。それでは、予算書の3ページをお願いします。

実施計画により説明いたします。収益的収入および支出のうち、収入におきましては、第1款水道事業収益を182万3千円増額し、5億228万1千円にしようとするものです。内訳の主なものであります。第1項営業収益、第3目その他営業収益は、各種手数料の確定により、10万1千円を増額するものです。

第2項営業外収益第2目分担金は、加入者分担金実績により、85万8千円の増額、第5目長期前受金戻入は、補助金等を使って建設改良工事により取得した資産を敷設替え工事等により一部除却することに伴いまして、残存価格を収益化するために84万5千円を増額するものであります。

次に支出では、第1款水道事業費を279万円増額し、4億7454万9千円にしようとするものです。内訳であります。第1項営業費用は事業費の決算を見込み、各科目を調整させていただき、278万8千円を増額し、4億4730万9千円にしようとするものです。

4ページをお願いします。資本的収入および支出のうち、収入では、第1款資本的収入を270万円減額し、9450万円にしようとするものです。内訳は、第1項企業債を本年度建設工事費等の確定によりまして、減額をしようとするものであります。

次に支出では、第1款資本的支出を1434万1千円減額し、2億6243万6千円にしようとするものです。内訳は、第1項建設改良費の事業費確定により調整し、減額しようとするものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6793万6千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をお願いするものであります。

5ページをお願いします。令和3年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、令和3年度末における資金残高は4億2131万1千円となる見込みでございます。6ページ、7ページは、職員給与費の明細書であります。

8ページから11ページは、令和2年度鋸南町水道事業損益計算書および貸借対照表、12ページから14ページは、令和3年度鋸南町水道事業予定貸借対照表でございます。後ほどご参照をお願いいたします。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第13号の上程、説明**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第7 議案第13号、令和4年度鋸南町一般会計予算についてを議題と致します。

副町長より、議案の重点説明を求めます。

内田正司副町長。

〔副町長 内田正司 登壇〕

**○副町長（内田正司）**

議案第13号、令和4年度鋸南町一般会計予算についてご説明を申し上げます。令和4年度当初予算編成方針につきましては、町長から提案理由において述べさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。また、本定例会において予算審査特別委員会が設置され、ご審議をいただくとのことですので、私からは、全般的な事項を主にご説明をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1 ページをお願いいたします。令和4年度鋸南町一般会計予算の総額は、49億4221万3千円と決めました。前年度予算額41億6616万1千円と比較して、7億7605万2千円、18.6%の増額となっております。増額となりました主な要因ですが、都市交流施設周辺整備事業につきましては、令和5年8月供用開始を目指し、施設整備を令和4年度から着工いたします。事業関係予算の総額7億3605万2千円を

予算計上いたしました。なお、工事完了は令和5年6月頃を想定しておりますので、関連工事や一部業務を含めて、繰越明許費の設定もあわせてお願いをするものでございます。

防災関係予算では、老朽化、また無線通信規則の改正により、現状の無線設備は使用できなくなることから、防災行政無線親卓設備の更新事業費1億2761万円を計上いたしました。

新型コロナウイルス対策関連では、感染症が拡大していることから、感染防止対策に万全を期し、町民の健康と暮らしを守ることを最優先とし、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業や国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域消費活性化事業や水道基本料金減免事業など、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開に向けて取り組んでまいります。

教育関係事業では、社教バスの更新、中央公民館のトップライト改修工事、学校給食センターの調理室、洗浄室配管改修工事、同じく給食センターの重油地下タンク補修工事等を計上いたしました。

環境衛生関係では、南房総市と共同で整備を進めています、し尿処理施設建設に係る負担金1億2574万8千円をお願いしております。また、令和9年度供用開始に向けて、市と共同で進める廃棄物の中継処理施設、6市1町で取り組んでおります広域ゴミ処理施設事業を引き続き進めてまいります。

歳入におきましては、町税は固定資産税を中心とし増額、国の地方財政計画等の見込みにより、地方交付税についても増額といたしました。町債につきましては、さきに述べました都市交流施設周辺整備事業の財源として、過疎対策事業債を発行することから、令和3年度と比較し大幅に増額となっております。

それでは、歳出から主要事業についてご説明をいたします。33ページをお願いいたします。33ページ上段でございます。2款総務費、1項3目財産管理費、14節工事請負費でございます。庁舎窓改修工事770万円を計上いたしました。庁舎の老朽化により窓の開閉が困難な箇所や、鍵のかかりが悪い箇所があることから、台風等の暴風が吹いた際危険であるため、特に改修が必要な13ヶ所の改修工事を行うものでございます。4目、同じページの4目企画費でございます。7億5879万3千円の予算を計上しております。このうち冒頭でも説明いたしました都市交流施設周辺整備事業に係る経費総額で7億3605万2千円が含まれております。周辺整備の事業費の財源といたしましては、過疎対策事業債7億2850万円を充当する予定であります。

34ページ18節をお願いいたします。下段の方になりますが、企業人材派遣制度負担金560万円。これは、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かし、町の魅力や価値の向上などに繋がる業務に従事していただき、ともに地域の課題解決を図ってまいります。

35ページをお願いいたします。6目諸費18節負担金補助および交付金中、広域市町村圏事務組合負担金につきましては水道事業の末端統合に向けた水道事業統合推進費として、町負担分448万円が新規計上となりました。このため、前年度と比較いたしまして、770万2千円増の2億1499万6千円を計上いたしました。

36ページをお願いいたします。令和4年度当初予算から9目情報化推進費を新たに新設をいたしました。令和3年度まで一般管理費に計上しておりました行政ネットワーク整備事業、LGWAN事業、テレワーク環境整備事業を、情報化推進費として集約し、予算計上をすることにしたものでございます。

38ページをお願いいたします。2項徴税费、2目賦課徴収費でございます。12節委託料中、中ほどになりますが、固定資産航空写真撮影委託638万円、その2段下でございますが、地番現況図修正業務委託、588万5千円を計上いたしました。

現在使用している平成4年に撮影された航空写真の更新と、国土調査完了区域の地積測量結果、および法務局で保管している分合筆、地図訂正等のデータを現行の地番図に反映させ、精緻化を図るものでございます。

40ページをお願いいたします。上段でございます。3項1目戸籍住民基本台帳費、12節中の戸籍システム改修委託714万8千円の計上をお願いいたしました。本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書等の請求ができるよう、またマイナンバー制度への参加によって、行政手続きにおける戸籍証明書等の添付の省略が可能となるよう改修を行うものでございます。実際の運用にあたりましては令和6年度頃となる見込みでございます。財源といたしまして、国庫支出金の社会保障税番号制度システム整備費補助金332万2千円を充当する予定でございます。41ページから42ページでございますが、4項選挙費、2目参議院議員選挙費は、令和4年執行予定の参議院議員選挙に係る事務費等といたしまして1021万7千円、3目の千葉県議会議員選挙につきましては、令和5年4月執行予定の千葉県議会議員選挙に係る事務費として127万1千円を計上するものでございます。

43ページをお願いいたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、27節繰出金でございます。国民健康保険特別会計繰出金は、前年度比317万5千円減の8167万5千円を計上いたしました。減額の主な要因は、国民健康保険被保険者数の減により、保険基盤安定負担金が減額となったことによるものでございます。

45ページをお願いいたします。上段になります。3目老人福祉費、18節中千葉県後期高齢者医療広域連合負担金は、前年度比170万2千円減の1億3799万6千円を計上いたしました。減額の主な要因は、千葉県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金の減額によるものでございます。そのすぐ下になります。27節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金は、前年度比112万6千円減の3915万4千円を計上いたしました。減額の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分が減額

となる見込みのためでございます。47ページをお願いいたします。5目介護費12節委託料中、介護保険事業計画策定委託326万円を計上いたしました。第10期高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画につきまして、令和4年度から5年度までに2ヶ年にかけて策定をしております。初年度となります令和4年度は基礎調査として、アンケート調査等を実施する予定でございます。同じページの中段でございます。27節繰出金、介護保険特別会計繰出金は、前年度比224万円増の1億9551万6千円を計上いたしました。増額の主な要因は、介護給付費負担金分が増額となる見込みのためでございます。50ページをお願いいたします。最下段でございます。2項1目児童福祉総務費、19節扶助費、子ども医療費扶助費は、前年度比157万3千円増の1501万3千円を計上いたしました。町負担分の一部につきまして、過疎対策事業債を充当し、実施をする予定でございます。52ページをお願いいたします。3目保育費16節、公有財産購入費でございます。保育所駐車場用地取得費1446万4千円を計上いたしました。保育所前面にある県道に沿った2筆の土地を駐車場用地として購入するための費用でございます。

56ページ中段をお願いいたします。4款衛生費、1項2目予防費中ですね、12節、失礼いたしました、11節役務費中、接種事務手数料105万円、12節委託料中、ワクチン接種委託1287万6千円。接種協力体制整備委託300万円など新型コロナウイルスワクチン3回目接種に係る接種対策事業費として、総事業費2610万3千円を計上しております。事業費の全額につきまして、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金および新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を充当いたします。

57ページをお願いいたします。3目環境衛生費18節負担金補助および交付金でございます。下段になります。一般廃棄物処理施設整備事業負担金は、前年度比1億2042万増額の1億3270万6千円を計上いたしております。増額となった理由でございますが、南房総市と共同で建設をしている一般廃棄物処理、失礼いたしました、し尿処理施設建設が今年度から本格的に開始されることから、1億2574万8千円を計上しております。増額の理由は、主なものはこの建設費に係るものでございます。このほか、廃棄物の中継処理建設事業費分といたしまして、695万8千円を、令和4年度に新たに計上しております。負担金の一部につきましては、過疎対策事業債8650万円を充当をする予定でございます。

58ページをお願いいたします。最下段になります。4目、保健福祉センター費14節工事請負費、排水整備工事297万円を計上いたしました。台風と大雨が降った際、排水しきれない雨水がすこやかかの建物内に浸水してしまうことから、施設の利用上の安全対策として、排水整備工事を行うものでございます。

59ページをお願いいたします。上段でございます。5目病院、病院費18節負担金

補助および交付金、病院会計補助金 7891万2千円。23節投資および出資金、鋸南病院会計出資金 753万7千円を計上しております。鋸南病院事業会計への支出見込みや、前年度比 233万9千円増の総額、合わせて 8644万9千円でございます。補助金につきましては、老朽化し、今後使用見込みのない病院官舎の解体費用 600万円を上乗せして支出することから、前年度と比較いたしまして、594万2千円の増額。また出資金につきましては、起債の元金償還金の減により、前年度比 360万3千円の減となっております。59ページ、同じページの中段でございます。衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、18節でございます。鋸南地区環境衛生区組合分担金は、前年度比 1201万6千円の減。1億4834万円を計上いたしました。減額の主な要因は、人件費、物件費、維持補修費の減額によるものでございます。60ページをお願いいたします。上段でございます。3項水道費 1目水道費、18節でございます。水道会計補助金は、前年度比 2746万8千円増の 1億2811万円を計上いたしました。例年お願いをしております高料金対策分 1億円、児童手当分 51万円に加えまして、令和4年度も水道基本料金 3ヶ月分の減免措置を予定しており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、水道基本料金減免分 2760万円を上乗せして補助することから増額となっているものでございます。62ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項 3目農業振興費、18節中、中ほどでございます。鳥獣被害防止総合対策交付金は、前年度比 613万円減の 1854万円を計上いたしました。減額の要因は、防護柵、囲いわなの設置等に係る費用の減額によるものでございます。事業費の全額が県支出金の鳥獣被害防止総合対策交付金で充当されるものでございます。

64ページをお願いいたします。下段になります。2項林業費、1目林業振興費でございますが、14節工事請負費につきましては、林道補修工事費として 245万円を計上いたしました。嶺岡林道につきましては、平成30年度から5ヶ年での補修工事を実施しておりますが、令和4年度は昨年度と同様、嶺岡林道 3号線の側溝補修工事 70メートルを実施する予定でございます。

65ページをお願いいたします。上段になります。18節中、森林環境整備補助金 204万円を計上いたしました。個人や地域組織等が自発的に行う森林里山の整備、保全を目的とした雑草木の仮払いや間伐、枝打ち作業に対して補助を行ってまいります。この事業の実施に当たりましては、国から交付される森林環境譲与税を財源とし、実施をする予定でございます。66ページをお願いいたします。4目の漁港建設費勝山漁港につきましては、18節中、農山漁村地域整備交付金事業負担金につきましては、前年度と同額の 1250万円を計上いたしております。県営勝山漁港の沖防波堤約 14.5mの設置工事を行うものでございます。整備事業費 1億円のうち、町と勝山漁港の地元負担分を計上しております。負担割合は町 8.75%、875万円、勝山漁協 3.75%、375万円となり、町負担額 875万円のうち、780万円につきましては、公

共事業等債を充当する予定でございます。

5目漁港建設費保田漁港でございます。12節委託料、調査測量設計業務委託700万円をお願いをいたしました。内容につきましては、吉浜区船揚場52mの測量設計業務でございます。財源につきましては、水産物供給基盤機能保全事業補助金350万円と、町負担分350万円を予定しておりますが、町負担分のうち310万円につきましては、公共事業等債を充当する予定でございます。

67ページをお願いをいたします。6款商工費、1項2目商工振興費でございます。18節負担金補助及び交付金の中ほどになります。地域商品券発行事業補助金7549万3千円をお願いをいたしました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町内の消費の活性化のため町民の皆様へ1万円の商品券を配付させていただく予定でございます。

72ページをお願いをいたします。7款土木費、1項土木管理費関係でございます。1目土木総務費の18節負担金補助および交付金中、住宅取得奨励金につきましては、前年度比550万円減の950万円を計上いたしました。国からの補助率45%の社会資本整備総合交付金4127万5千円の補助を受けて事業を実施してまいるものでございます。73ページ中段をお願いをいたします。2項2目道路維持費中、12節委託料でございます。橋梁補修設計委託100万円、橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託600万円、14節工事請負費中、橋梁補修工事1900万円を計上いたしました。橋梁補修設計委託につきましては、大田1号橋の補修工事に使用する資材の価格調査業務を委託するものでございます。橋梁長寿命化修繕計画更新事業委託につきましては、町内にある全73橋について、令和3年度に実施をいたしました2回目の点検結果を踏まえて、既存の橋梁長寿命化修繕計画の更新を委託するものでございます。橋梁補修工事につきましては、小保田の小向3号橋、大六郷城橋、奥山の奥山1号橋の計3橋の橋梁補修工事を実施する予定でございます。橋梁、道路橋梁長寿命化修繕事業の事業費合わせまして2600万円でございますが、この財源につきましては、国の補助率60.5%の道路メンテナンス事業補助金1367万2千円と、町負担分1232万8千円につきましては、そのうち610万円につきましては、公共事業等債を充当する予定でございます。

76ページをお願いをいたします。8款消防費、1項消防費2目消防施設費でございます。14節工事請負費、防災行政無線親卓設備更新工事、1億2761万円を計上いたしました。平成17年度にデジタル化に伴い更新いたしました防災行政無線親卓設備の経年劣化による更新、および無線設備規則の改正により、改正後の基準に適合した親局と中継局の無線機器の更新を行います。また、災害発生時に町が発信する防災情報を迅速かつ正確に町民の皆様にお伝えできるよう、防災行政無線、防災安心メール、SNS等複数の伝達手段について、一括して情報発信を行えるよう、複数メディア連携装置

を導入して参ります。財源といたしましては、緊急防災減災事業債を充当する予定でございます。

87ページをお願いいたします。9款教育費、5項1目社会総務費、社会教育総務費でございます。下段になります。17節の備品購入費でございます。

社会教育バス2200万円を計上いたしました。平成7年度に購入の社会教育バスの更新を行うものでございます。購入費用の一部につきまして、豊かなまちづくり基金を充当する予定でございます。89ページをお願いいたします。2目公民館費12節委託料の中、トップライト改修工事設計業務委託60万5千円。中程の14節工事請負費、トップライト改修工事549万8千円を計上いたしました。中央公民館の階段踊り場天井に設置されている排煙設備兼採光用の窓であるトップライトが経年劣化により破損しているため改修を行います。財源として、過疎対策事業債を充当し事業を実施する予定でございます。91ページをお願いいたします。中段でございます。4目、文化財保護費18節、鋸山日本遺産候補地域活用推進協議会負担金640万円を計上いたしました。日本遺産候補地域として認定された鋸山について、富津市と共同で、引き続き日本遺産への登録を目指して事業を進めてまいります。令和4年度の活動費町負担分を同協議会へ支出をするものでございます。また歳入で鋸山日本遺産候補地域活用推進協議会交付金302万9千円を見込んでおりますが、この交付金につきましては、国から同協議会を通じて補助率や町負担分を基にし精算されたものが鋸南町の方へ交付される予定でございます。

95ページをお願いいたします。7項1目学校給食センター費でございます。12節委託料中、最下段でございます。学校給食センター調理室洗浄室配管改修工事監理業務委託34万1千円。96ページになります。14節工事請負費でございます。学校給食センター調理室洗浄室配管改修工事3146万円。重油地下タンク補修工事146万3千円を計上いたしました。調理室、洗浄室配管改修工事につきましては、平成4年の竣工から30年が経過し、経年劣化が著しいことから、現在の地中配管から地上配管へ、布設替えを行うものでございます。また重油、地下タンクにつきましても、経年劣化が激しいため、タンク内部にFRP素材を全面に施工する補修工事を行ってまいります。事業の財源といたしましては、過疎対策事業債を充当する予定でございます。

97ページをお願いいたします。11款公債費でございます。1目元金等と2目利子の合計は、前年度比1792万8千円増の4億9979万9千円を計上いたしました。平成30年度に借入れをいたしました防災行政無線デジタル化推進に伴う緊急防災減災事業債の元金償還が開始されることにより増額となるものでございます。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。1款の町税であります。町税の総額は7億544万7千円で、前年度と比較いたしまして、3670万7千円、5.5%の増といたし

ました。増額となった主な要因は、固定資産税のうち、家屋償却資産の新型コロナウイルス感染症減免終了、および家屋の被災家屋損耗減点補正率解除により増額を見込んだものでございます。15ページをお願いいたします。15ページから16ページにかけてでございますが、2款地方譲与税から、10款地方特例交付金につきましては、県の試算を踏まえて交付を見込み、合計で2億1670万9千円を予定をいたしました。前年度と比較いたしまして、2056万1千円増、10.5%の増額となる見込みでございます。増額の主な要因といたしましては、7款地方消費税交付金が前年度と比較いたしまして1690万円増額。また4款配当金交付金、5款株式等譲渡所得割交付金につきましても、140万、150万の増額を見込んだことによるものでございます。

11款の交付税でございます。交付税につきましては、前年度比6.9%増の20億1千万円を計上いたしました。普通交付税は前年度と比較いたしまして、8.6%、1億5千万円増の19億円を予定しております。また、特別交付税は、見込み額を試算した結果、令和3年度と比較して2千万円減額の1億1千万円を計上いたしました。19ページ上段のですね、15款国庫支出金から、24ページ上段の16款県支出金につきましては、各事業の特定財源でありますので、予算審査特別委員会におきまして各課からの説明とさせていただきたいと思っております。

24ページをお願いいたします。中段でございます。18款寄附金、1目豊かなまちづくり寄付金でございます。前年度比で1323万3千円減の1563万9千円を計上いたしました。なお、同額を歳出の基金費において豊かなまちづくり基金へ積み立てをするものでございます。

同じページの19款繰入金でございます。2項の基金繰入金ではありますが、3目豊かなまちづくり基金繰入金は1316万2千円を計上し、社会教育バスの更新事業、佐久間ダム維持管理事業、鋸南中学校管理運営事業、観光地美化事業等に充当させていただきたいと考えております。

26ページをお願いいたします。失礼いたしました。27ページをお願いいたします。22款町債でございます。令和4年度の町債の合計は、前年度比7億6460万円増の10億7200万円を予定をいたしました。1目の臨時財政対策債は、国が地方財政計画等により、発行額を大幅に抑制する見込みであることから、町県の試算を踏まえまして、前年度比9千万円減の3千万円を予定をしたところでございます。

2目総務債は、都市交流施設修繕整備事業債を建設工事開始に伴い、前年度比6億9040万円増の7億2850万円を予定しております。3目の過疎地域持続的発展特別事業債につきましては、通勤通学支援助成、失礼いたしました、通勤通学支援助成事業、学校給食費無料化事業、子ども医療費助成事業のほか、9つの事業に充当する予定でございます。

8目の消防債は、防災行政無線親卓設備更新工事の財源といたしまして、防災行政無

線維持管理事業債を1億2760万円予定をしたものでございます。恐れ入ります。25ページにお戻りいただきたいと思ひます。中段でござひますが、20款繰越金につきましては、前年度と同額の1億円を、計上させていただきます。

またなお不足する財源につきましては、24ページでござひます。19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金を1億622万1千円計上し、予算の調整を図ったものでござひます。この結果、基金取り崩し後の残高は16億1841万6千円となる予定でござひます。

最後に、人件費関係でござひますが、特別職の給料につきましては引き続き、町長30%、副町長、教育長20%の削減で予算の計上をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費でござひます。

都市交流施設周辺整備事業につきまして7億3046万4千円を繰越明許の設定をさせていただきます。次の9ページにつきましては、債務負担行為の一覧、10ページにつきましては地方債の一覧でござひます。

103ページをお願いいたします。地方債の現在高に関する調書でござひます。右側の一番下の段でござひますが、令和4年度末の地方債の現在高の見込みは54億7718万1千円となる見込みでござひます。104ページからは給与費の明細書を添付させていただきますのでご参照願ひたいと思ひます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

副町長から議案の説明が終わりました。

ここで午後1時30分まで休憩とします。

…………… 休 憩・午後0時 2分 ……………

…………… 再 開・午後1時30分 ……………

#### ○議長（鈴木辰也）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、令和4年度鋸南町一般会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑に対する答弁についてはこのあと、付託予定となる予算審査特別委員会の際に願ひすることとし、詳細部分については、特別委員会において審議を行っていただきたいと思ひます。それでは、予算編成方針など、予算全般に関わることで、総括質疑

がありましたらお願いします。

**○議長（鈴木辰也）**

7番、渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

私の方からですね、1点質問を、統括質疑を、総括質疑をさせていただきたいと思えます。この件については、昨年も質問させていただきました。行財政改革についてでございます。今年度予算見ると、都市交流施設ということで7億3千万含んで、49億というような、大きな数字になっておりますが、それに対してこの予算書の内容、また、先ほど補正予算の方でも質問させていただきましたことを見て行った時に、本当に財政改革というのがされているのかどうか、非常に疑問に思っております。他の市等においては、積極的に行財政改革やっつの成果を上げているようなことが新聞の記事の方に載っておりますが、鋸南町について、今年度についていかがか、加えて我々も全協の時に、また竹田議員の方からも、職員のマネジメントというようなことの中の一般質問がございました。これについて、この予算書の105ページを見て行った時に、一般職正職員が90人、そして臨時職員を含めて今年度については110人というような計上がされているようでございます。昨年に比べれば9人多いというような形で予算が組まれているように感じますけれども、今申し上げましたように、役所というのは町民のためにある行政でございます。そういう中において、これからの組織の在り方について、今までの事を踏まえて、どんな風にお考えになっているのか。その辺を、総括質疑として質問させていただきたいと思えますので、宜しくお願い致します。

**○議長（鈴木辰也）**

他に質疑はありますか。

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

はい、私の方からはですね、都市交流施設周辺整備事業について質問したいと思えます。まずその計画の内容ということなんですけれども、この周辺事業については、これは保田小の拡張事業であると、保田小の事業の拡張事業であるという風に考えておりました。いわゆる事業案件なので、いわゆるその一般会計のですね、他の費目とはちょっと意味合いが違うのかなと、いう風に思っています。要するに、情報もそれなりに無いと、町民から信託された議会としては、ちゃんとその内容を理解しているのかということについて、不十分であれば判断が出来ないかなと、思っています。そういう中で、質問したい内容というのはですね、まずこの保田小の、今の保田小の事業の成果であるとか、ないしは課題であるとか、その辺の実態がどうなっているかということが1つです。それとですね、この周辺事業に関しては、今見守り隊だとか、そういうこともありますけれども、町民がですね、希望している事業の内容というのが、そういった所から

どう町としては把握しているのか、という点。それと、今回7億を超える工事費ということになっていますけれども、通常の費用と比べるとですね、かなり大きい額になっているということですね。通常の費用というのは経常的に発生する費用と比べて、何十倍とか100倍とかそういうレベルの額になっている訳ですけれども、この事業を行うことによって、財政に対する影響がどの程度なのか、財政っていうのは、今鋸南町の財政力指数は令和2年度で0.3だと数字が出されていますけれども、千葉県下では、54市町村の中で最下位だということですね。実質公債費比率についても町長の最初の報告の中で、11%台になったということですが、11%であっても、県下ではほとんど最下位に近いということだと思います。将来負担率についても、令和2年で66.2%、これもほとんど最下位ということになっています。財政力指数が最下位ということは、県下で一番貧しい市町村になっていると、自治体だということだと思うんですけども、それだけ貧しい中で、本当にこの7億の投資が正しいのかどうかという点を確認したいと思います。他の予算見ても、橋であるとか道であるとかですね、ないしはその庁舎、こういった古くなった施設への修繕の費用というのは、かなりかかってきている訳ですね。それから社会保障にしてもですね、社会保障費もどんどん増えてきている中で、人口は減っていく訳です。一番、鋸南町の人口減少率一番大きいと思うんですけど、そういう中で、今ある交付金もですね、人口割ということですから、だんだん減っていく中で、将来負担率が高い状態が続いている中で、この新たな投資が本当にですね、町のためになるのかという点をですね、確認するためにもその辺の説明をいただきたいという風に思っています。更にですね、今渡邊議員からも話ありましたけれども、この事業を取り組むにあたってですね、その人員体制、昨日も一般質問しましたけれども、限られた人員でですね、本当にこの7億もの新たな事業をやって行けるのか、何でもかんでも外部にですね、業務委託をしてしまうというっていうんであれば、町独自の事業とはいえないと思いますし、そんなことで多額ですね、投資をしている状況にはないんじゃないかなということも感じます。最後ですけど、町民アンケートによれば、町が直ちに取るべき課題というのは、2次交通の整備とかですね、公園の設置であるとか、あとは佐久間小の跡地をどうするかとかですね、まあいろいろある訳ですが、こういう取組みっていうのはそんなに何億もかかる事業じゃないと思いますが、むしろこういうアンケートで出ている重要課題について、もっとその財政的な、財政を振り向けていくようなですね、ことにすべきじゃないのかなっていう観点からこの事業の計画について質問をしたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

他に質疑はありますか。

他に質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

**○議長（鈴木辰也）**

お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第13号、令和4年度鋸南町一般会計予算については、議員全員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認めます。よって議案第13号、令和4年度鋸南町一般会計予算については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

**○議長（鈴木辰也）**

ここで暫時休憩をし、休憩中に予算審査特別委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いします。議員各位は委員会室にお集まりください。暫時休憩を致します。

…………… 休 憩・午後1時42分 ……………

…………… 再 開・午後2時00分 ……………

**○議長（鈴木辰也）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長に青木悦子議員、副委員長に大塚昇議員が選任されましたので、報告いたします。

**◎議案第14号の上程、説明**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第8 議案第14号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

**○税務住民課長（石井肇）**

議案第14号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、広域化による国保財政の運営の責任主体である千葉県は、令和4年度の県全体の被保険者数を団塊の世代が後期高齢者医療に移行することを見込み、約4万5千人の減、約3.5%の減といたしましたが、1人当たりの医療費は約2%増と見込み、国保事業費納付金の算定を行って、当町には前年度比8.3%減の2億4035万3千円で通知をしたところでございます。

当初の国民健康保険における直近3ヶ年の保険給付費は、毎年度100人を超える被保険者数が減少し、令和元年度以降は減少傾向に転じております。一方、被保険者数に占める前期高齢者の割合は年々上昇し、60%に迫っている現状から、受診機会の増加や診療内容の高度化、高額化により1人当たりの医療費も上昇を続けている状況でございます。

今後、団塊の世代が3年間で約500人近くが国民健康保険から後期高齢者医療に移行するため、予算規模は縮小いたしますが、1人当たりの医療費は高齢化により上昇することも予想されます。医療費抑制を視野に、引き続き、被保険者の健康増進と疾病予防のため、特定健診等の保健事業などについて積極的に推進してまいります。

予算規模につきましては、今後の状況に鑑み、前年度比12.7%減に縮小した予算編成としております。なお保険料率につきましては、本算定の際に、国保会計の財政状況、被保険者数や所得の状況、近隣市の動向などを踏まえまして、改めて精査し、国保運営協議会に諮ってまいります。

それでは予算内容をご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2043万3千円にしようとするものであります。前年度比1億4867万2千円の減となります。

歳出からご説明いたします。10ページをお願いいたします。1款総務費は、国保事業に必要な事務的経費を計上しております。1項1目一般管理費は556万6千円で、前年度と比較し15万1千円の減額となります。被保険者数の減少により、12節委託料の診療報酬明細書電算委託や同点検業務委託料を減額するためでございます。11ページをお願いいたします。2項徴税費は合計530万4千円で、保険料の賦課徴収と滞納処分に係る予算を前年度並みで計上しております。

4項趣旨普及費31万8千円は、前年度と同額で10節、印刷製本費として、保険証発送時に同封する制度周知用パンフレット1700部2種類分を計上いたしました。12ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費は合計で6億3896万8千円を計上いたしました。前年度と比較し14.2%の減でございます。そのうち1目一般被保険者療養給付費は6億3147万3千円で、前年度比14.7%の減となりました。直近3ヶ年の給付費の実績等を参考に、納付金算定時に県が推計した年平均被保険者数1898人、前年度比209人減で見込み計上いたしました。

なお以降の予算項目に計上してございます退職被保険者に係る予算につきましては、

令和2年度以降において、退職被保険者数はありませんが、遡及加入などがあった場合に備えまして1千円を計上しております。

次に3目一般被保険者療養費は599万3千円で、前年度比99.8%増となりました。直近3ヶ年の実績を参考に計上いたしました。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は9037万円で、前年と比較し17.8%の減でございます。一般被保険者療養給付費と同様に見込みまして計上いたしました。

次に14ページをお願いいたします。5項1目出産育児一時金126万円は、前年度と同額で1人42万円を3人分計上しております。6項1目葬祭費120万円は、前年度と同額で見込みました。1人5万円を24人と見込み計上しております。7項1目傷病手当金74万円は、新型コロナウイルス感染症に感染、あるいは感染の疑いで労働機会が減少した被保険者に対する給付金で、令和2年度から現在まで申請はありませんが、前年度と同額で計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金は、運営主体である県に納めるべき納付金で1項医療給付費分は、一般被保険者分のみで、県通知により1億6510万6千円を計上いたしました。6.1%の減でございます。

15ページをお願いいたします。2項後期高齢者支援金等分は5453万2千円、3項介護納付金分は2071万5千円で、県からの通知に基づき計上いたしました。以上、事業費納付金の合計は2億4035万3千円で、前年度比2167万4千円の減、8.3%の減になります。

16ページをお願いいたします。5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費は、前年度比7.3%の減、1042万9千円を計上いたしました。特定健診に係る事業委託等が主なものでございます。12節委託料の検診事業委託では、集団検診420人、施設検診200人と見込んでおります。

2項保健事業費、2目疾病予防費は202万9千円を計上いたしました。18節、人間ドック助成金180万円は、対象費用の70%を助成いたしますが、1人当たりの上限額3万円分を60人分計上しております。

続きまして17ページをお願いいたします。3項特別総合保険事業費は、各目を合わせまして合計1650万9千円を計上いたしました。保健福祉総合センターすこやかへの維持管理費と職員2名分の人件費および保健指導等の事業費でございます。財源は県支出金の特別調整交付金分として1100万円が充当されます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。1款国民健康保険料は、医療給付費分と後期高齢者支援金分および介護納付金分について、県に納めるべき国民健康保険事業費納付金の額に保険事業等に要する費用を加え、軽減を考慮した保険料賦課総額を見込み、一般退職合わせて1億5588万3千円を計上いたしました。

た。前年度比11.4%の減でございます。また、同じページの下段になります。3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金につきまして、1節普通交付金7億2984万2千円は、令和4年度に支出する保険給付費に充当するため、県から交付されるものでございます。2節特別交付金2745万5千円は、それぞれ説明欄に記載しました項目について、県から交付されるもので、通知等に基づき計上をいたしました。主に保健事業費の施設管理費や保険給付費に充当いたします。

次に8ページをお願いいたします。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、前年度比3.7%の減、8167万5千円を計上いたしました。1節保険基盤安定繰入金保険料軽減分は、低所得者の保険料軽減分として、県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、前年度比5.4%の減でございます。2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1を負担するもので、4.3%の減でございます。3節未就学児均等割保険料繰入金34万円は、令和4年度から未就学児の均等割保険料を半額とし、軽減世帯については、軽減後の保険料を半額とするもので、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1を負担するものでございます。

4節出産育児一時金繰入金84万円は、出産育児一時金の3分の2を町が負担するものでございます。5節その他一般会計繰入金546万5千円は保健福祉総合センターすこやかで実施する特別総合保健事業費に充当するものでございます。6節、財政安定化支援事業繰入金1497万7千円は、国保財政の健全化、および保険料の負担の平準化に資するため、繰り入れるもので、前年度と比較し、3.3%の減で計上いたしました。7節一般会計事務費等繰入金1201万7千円は、国保会計の事務費、事務経費分として繰り入れるもので、前年度と比較し、1.5%の減で計上いたしました。6款繰越金は、現時点で見込める額として、前年度と同額の2500万円を計上いたしました。以上で歳入の説明を終わります。なお、20ページ以降は、給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

議案の説明が終わりました。これより令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算全般にかかわることについて、総括質疑を行います。総括質疑がありましたらお願いします。

#### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。ただ今議題となっております。議案第14号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### ○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。よって議案第14号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

## ◎議案第15号の上程、説明

### ○議長（鈴木辰也）

日程第9 議案第15号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長。

[税務住民課長 石井肇 登壇]

### ○税務住民課長（石井肇）

議案第15号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、千葉県後期高齢者医療広域連合では、令和4年度および5年度の保険料率を現行の保険料率に据え置き、均等割額4万3400円、所得割率を8.39%に決定いたしました。令和4年度以降、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり始め、令和6年度にかけて、被保険者数の高い伸びが見込まれることや、医療の高度化等に伴い、1人当たりの医療給付費を1.08%増と見込んでおり、また、後期高齢者負担率も0.31ポイント増の11.72%に引き上げられることから、保険料率の上昇が見込まれたところでございます。しかしながら、保険料率の上昇を抑制するため、県広域連合は、保険料調整基金を約52億円活用し、国の制度改正により、賦課限度額が64万円から66万円に引き上げられること、また、令和4年10月から導入されます、2割負担の影響を見込み、被保険者の負担増を、可能な限り逡減させるよう算定を行いまして、保険料率を据え置きとしたところでございます。以上のことから、県広域連合で算定し、通知されました納付金額をもとに予算編成を行ったところでございます。

次に、予算編成の基本的事項について申し上げます。本特別会計の歳入は、主に保険料と保険料軽減分に対する基盤安定繰入金および事務費繰入金を合わせた一般会計繰入金で、歳出は主に保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金と後期高齢者健康診査等に要する費用等の予算でございます。

それでは1ページをお願いいたします。予算総額は歳入歳出それぞれ1億4992万

3千円にしようとするものでございます。前年度比133万6千円の増となります。

歳出からご説明いたしますので8ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費につきましては、後期高齢者医療保険事業に必要な事務的経費で、前年度とほぼ同額の127万6千円を計上いたしました。2項徴収費は、保険料の徴収に要する経費や、本算定に伴う算定処理委託料が主なもので、前年度とほぼ同額の90万6千円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合からの通知に基づき、前年度比147万2千円増の1億4363万9千円を計上いたしました。

9ページをお願いいたします。3款保健事業費、1項1目保険事業費239万8千円は、県広域連合が実施する保健事業を受託して行うもので、保健福祉課との連携により実施する総合健診の健康診査である検診事業委託が主な費用でございます。集団健診および施設健診を合わせまして250人を見込んでおります。2目疾病予防費60万円は、人間ドック助成金で対象費用の70%を助成いたしますが、1人当たり3万円の限度額を20人分計上しております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料につきましては、県広域連合からの通知に基づき、総額1億672万6千円を計上いたしました。前年度比2.5%の増でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金のうち、保険料軽減額に対する補填分であります。2目、保険基盤安定繰入金は、県広域連合からの通知に基づき、3690万9千円を計上いたしました。前年度比3.0%の減でございます。3款繰越金は、現時点で見込める額として、前年度と同額の50万1千円で計上いたしました。一番下になります。4款諸収入、4項、1目受託事業収入293万7千円は、県広域連合から受託する検診事業分と徴収費に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

議案の説明が終わりました。

これより、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第15号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特

別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

### ◎議案第16号の上程、説明

#### ○議長（鈴木辰也）

日程第10、失礼しました、議案第16号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

#### ○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第16号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算についてご説明をいたします。予算書の1頁をお願いいたします。令和4年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ14億7017万円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、1684万4千円、1.2%の増となるものでございます。本予算につきましては、令和3年度の実績を見込み、見込みを考慮して編成させていただきました。

初めに歳出からご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。第1款総務費は、総額で前年度と比較いたしまして、マイナス110万8千円、8.6%の減。1172万7千円を予定いたしました。第1項第1目一般管理費は、介護保険システム使用料等の事務運営費でございます。第2項第1目賦課徴収費につきましては、保険料の算定に伴う電算委託に要する費用が主なものでございます。第3項第1目、介護認定審査会費は、認定審査委員10名が2班にわかれ、各週ごとに実施する審査会の委員報酬および、11ページをお願いいたします。第2目、認定調査費は、役務費における各医療機関等の医師が作成する意見書に対する作成料が主なものでございます。11ページ、11ページ下段から14ページまでの第2款保険給付費関係につきましては、令和3年度の実績見込みを考慮して、ここの給付見込み額を編成させていただいております。

11ページ下段の第1項介護サービス等諸費における第1目居宅介護サービス給付費から、12ページ中段の第6目居宅介護サービス計画給付費までは、要介護1から要

介護5までのいずれかの介護度に認定された方の訪問介護、通所介護、施設介護等の介護サービスに対する給付費で、対前年度比1738万8千円、1.8%増の総額12億8140万8千円を予定いたしました。12ページ最下段から13ページ中段までの第2項介護予防サービス等諸費における第1目介護予防サービス給付費から第4目介護サービス計画給付費までは、要支援1、2に認定された方の介護サービスに対する給付費で、総額744万円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、26万4千円、3.7%の増となっております。第4項高額介護サービス費は、1ヶ月に支払った介護サービスの費用負担額が、定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する給付費でありまして、総額4030万円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして600万円、17.5%の増となっております。第5項高額医療介護、高額医療合算介護サービス費は、世帯における1年間の医療費および介護サービスの利用負担額の合計が著しく高額となり、定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給するものでありまして、前年度と同額の総額410万円を予定いたしました。第6項特定入所者介護サービス費であります。介護施設に入所されている方の食費や居住費の負担額は、課税状況等に応じて決められております。当該サービス費は、利用している低所得の方の食費や居住費に対する本人負担を軽減するための給付費として前年度と同額の総額7220万円を予定いたしました。15ページ中段をお願いいたします。第5款諸支出金、第1項第1目、第1号被保険者還付金であります。過年度の資格喪失による保険料の還付等50万円を予定いたしました。16ページをお願いいたします。第6款地域支援事業費、第1項介護予防生活支援サービス事業費は、要支援認定を受けた方への訪問介護、通所介護、生活支援サービスおよび訪問通所の計画策定に関わるサービスに対する給付費であり、利用者サービス量の増を見込み、総額2013万円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、456万円、29.3%の増となっております。第2項一般介護予防事業費は、要介護状態等にならないための事業を実施する費用で964万7千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、マイナス18万4千円、1.9%の減となっております。17ページの中段をお願いいたします。第3項包括的支援事業任意事業費は、高齢者からの各種相談や各事業所への指導助言、また、ケアプラン作成に関する相談支援をするための費用として、職員2名分の人件費を含む事業費でございます。19ページをお願いいたします。総額で2170万1千円を予定いたしました。次に歳入についてご説明いたします。戻っていただきまして7ページをお願いいたします。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料は、第8期介護保険計画の策定に基づき算出された保険料を、各段階の被保険者見込み数に乗じた額の合算等により、総額2億9106万7千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、マイナス470万円、1.6%の減となっております。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金の2億4767万1千円は、歳出にお

ける第2款保険給付費の居宅等に関わるサービス給付費に対しての20%、施設に関わるサービス給付に対して15%の負担率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上いたしました。第2項国庫補助金第1目調整交付金の1億1251万3千円は、歳出における第2款保険給付に対して8%の補助率を見込んだ額を計上しております。第2目、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業の745万8千円は、歳出における第6款地域支援事業費における第1項介護予防生活支援サービス事業費、第2項一般介護予防事業費および第4項その他諸経費の費用に対して補助率25%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。第3目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外、こちらの831万7千円は、歳出第6款地域支援事業費における第3項包括的支援事業任意事業費の費用に対して、補助率38.5%を乗じて算出された額を計上いたしました。第4目、保険者機能強化推進交付金の125万3千円は、地域支援事業費における自立支援、重度化防止等に向けた地域ケア会議および研修会、並びに介護人材の取り組み等に対する交付金として、前年度予算額とほぼ同額を見込み計上いたしました。第4款支払基金交付金、第1項第1目介護給付費交付金の3億7973万円は第2号被保険者の保険料分として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、歳出第2款保険給付に対して負担率27%を乗じて算出された額を計上いたしました。8ページをお願いいたします。第2目地域支援事業支援交付金の805万4千円は、歳出第6款地域支援事業費における第1項介護予防生活支援サービス事業費、第2項一般介護予防事業費および第4項その他諸経費の費用に対して負担率27%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金の2億941万2千円は、歳出第2款保険給付費の居宅に関わるサービス給付に対して12.5%、施設に関わるサービス給付に対しては17.5%の負担率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上いたしました。第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業の372万9千円は、歳出第6款地域支援事業費における第1項介護予防生活支援サービス事業費、第2項一般介護予防事業費、および第4項その他諸経費の費用に対して、補助率12.5%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。第2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の415万8千円は、歳出第6款地域支援事業費における第3項包括的支援事業任意事業費の費用に対して、補助率19.25%を乗じて算出された額を計上いたしました。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金の1億7580万2千円は、歳出第2款保険給付に対して負担率12.5%を乗じて算出された額を計上いたしました。第2目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業の372万9千円は、歳出第6款地域支援事業費における第1項介護予防生活支援サービス事業費、第2項一般介護予防事業費および第4項その他諸経費の費用に対して補助率12.5%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。第3目地域支援事業繰入金、

介護予防日常生活支援総合事業以外の415万8千円は、歳出第6款地域支援事業費における第3項包括的支援事業任意事業費の費用に対して、補助率19.25%を乗じて算出された額等を計上いたしました。第4目その他一般会計繰入金の1182万7千円は事務費に関わる繰入金を計上いたしました。20ページ以降は、給与費明細書となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

議案の説明が終わりました。

これより、令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第16号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認めます。

よって、議案第16号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

**◎議案第17号の上程、説明**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第11、議案第17号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算についてを議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

議案第17号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の2頁をお開き願います。実施計画に基づき、ご説明いたします。初めに、収益的収入でございますが、第1款、病院事業収益は8406万4千円を予定いたしました。第1項医業収益、第1目その他医業収益は、指定管理者が収受した診断書料等の文書料であり、160万円を予定いたしました。第2項医業外収益、第1目他会計負担金57万1千円は、企業債元利償還に関わる一般会計からの負担金であります。

第2目他会計補助金は、指定管理者への交付金および経費等に充当するための一般会計からの補助金で、7834万1千円を予定いたしました。このうち7千万円は、指定管理者に指定している鋸南きさらぎ会への交付金でありまして、引き続き経営安定のためをお願いするものでございます。また、600万円を、老朽化した病院官舎の取り壊し費用としてお願いするものでございます。第3目、長期前受け前受金戻入255万2千円は、規定に基づき、有形固定資産の取得の際に受けた国や県の補助金を減価償却し、現金の伴わない収益として計上するものでございます。第4目その他医業外収益100万円は病院施設等の使用に関わる指定管理者からの負担金でございます。次に収益的支出でございますが、第1款、病院事業費用は1億177万3千円を予定いたしました。第1項医業費用、第1目経費は、修繕費等の運営経費として305万1千円を予定いたしました。第2目、減価償却費は2026万1千円を、第3目資産減耗費は、先ほどご説明いたしました老朽化し今後使用見込みのない病院管理者の取り壊し費用として600万円を予定いたしました。取り壊し後の土地につきましては、病院事業会計財産から一般会計財政財産へ所管替え、をする予定でございます。第4目、指定管理者交付金は指定管理者に指定している鋸南きさらぎ会へ支出するもので、病院の運営費7千万円と収入予定の文書料160万の計7160万円を予定いたしました。第2項医業外費用、第1目支払利息および企業債取扱諸費は、建物および医療機器に関わる借り受けた企業債の償還利息86万1千円を予定いたしました。3ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、第1款資本的収入は753万7千円を予定いたしました。第1項第1目一般会計出資金753万7千円は借り受けた企業債の元金償還に当たり、一般会計から出資金として受け入れるものでございます。

次に、資本的支出でございますが、第1款資本的支出は収入と同額の753万7千円を予定いたしました。第1項第1目企業債償還金753万7千円は借り受けた企業債の元金償還をお願いするものでございます。

4ページをお願いします。令和4年度の予定キャッシュフロー計算書であります。年度末の現金預金残高は、下段の1328万3千円と見込みました。5ページから7ページまでは、令和3年度の予算損益計算書および予定貸借対照表、8ページ9ページは令和4年度の予定貸借対照表でございます。後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

す。

**○議長（鈴木辰也）**

議案の説明が終わりました。

これより令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

7番、渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

これは関連ということになりますが、前から言っているように、鋸南病院は町民のためになくてはならない病院だということを申し上げてきました。さらに、経営に関しては、事務長の力が非常に大きいというようなことを申し上げてきた中で、これ良いか悪いかは別にして、町の方から、事務長として職員がされた結果、これあの事務長だけの力ではないと思いますけども、医師の力も非常に大きいと思いますが、病院の方の経営もかなり改善をされているというようなことを聞いております。そうした中で、令和3年度の中で、病院の中の改善委員会ですかそういうのが実施されていたと思います。その中の改善の計画についてどのようなことになっているのか、また若い職員も看護師も非常に少ない中で、今後の鋸南病院の取り組みについて、どんなふうを考えているのか、その辺を総括質疑としたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（鈴木辰也）**

他に質疑はありますか。

他に質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第17号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

**◎議案第18号の上程、説明**

## ○議長（鈴木辰也）

日程第11 議案第18号、令和4年度鋸南町水道事業会計予算についてを議題といたします。

建設水道課長より、議案の重点説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

## ○建設水道課長（平嶋隆）

議案第18号、令和4年度鋸南町水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書1ページ及び別添の予算説明書を併せてご覧願います。

第2条、業務の予定量ですが、給水戸数3440戸、5600栓、給水人口7016人を予定し年間総給水量を、100万1千 $m^3$ 、一日平均給水量を、2735 $m^3$ 、一日平均一人当たり給水量を390 $l$ といたしました。給水戸数、年間総給水量等は、令和4年1月末までの実績を基に推計させていただきました。

第3条、収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出につきましては、3頁から5頁の実施計画により、ご説明いたします。

3頁をお願いいたします。収益的収入でございますが、第1款水道事業収益の総額を4億9113万2千円と決めました。

第1項営業収益を2億3118万9千円とし、主な収益といたしまして、第1目給水収益、2億2837万円は今年度比約12%の減でありまして、このうち約10%は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和4年4月から6月までの3カ月間、水道基本料金免除措置をするため収益としては減となる予定であります。

第2項営業外収益では2億5994万3千円を予定いたしました。主な収益といたしまして、第3目県補助金は、市町村水道総合対策補助金分として9600万円を、第4目他会計補助金では、一般会計より、市町村水道総合対策補助金分として1億円、新型コロナウイルス対策補助金として、先ほどの基本料金免除分免除措置分2760万円および児童手当分といたしまして、51万円を予定いたしました。また、第5目長期前受金戻入は現金の伴わない収益でございますが、3509万1千円を予定いたしました。

4ページをお願いいたします。次に、収益的支出でございますが、第1款水道事業費の総額を4億5685万3千円と決めました。第1項営業費用では4億3196万円を予定いたしました。主な支出といたしまして、職員給与費7729万3千円、委託料1822万2千円。各施設の修繕費909万円、動力費888万円。薬品費744万7千円。南房総広域水道事業団からの受水費1億5164万1千円。原価償却費1億4603万9千円を予定いたしました。

第2項営業外費用では2479万3千円を予定いたしました。第1目の支払利息の1671万5千円が主なものでございます。5ページをお願いいたします。資本的収入お

よび支出ですが、第1款資本的収入の総額を7千万円と決めました。

第1項企業債は、令和4年度に予定いたします工事に係る借入金として7千万円を予定しております。次に、資本的支出ですが、第1款資本的支出の総額を2億8061万円と決めました。第1項建設改良費、第1目、営業設備費は工器具備品購入費として、工事用機械器具購入費と水道管路管理システム等構築業務委託費合わせて4022万3千円を予定いたしました。第2目配水施設改良費は、主に年次計画によります、配水管布設工事を予定いたしまして、7536万3千円を予定致しております。第3目浄水施設改修費は、配水場改修設計委託、加圧所改修工事費等を予定し、3290万4千円を予定いたしました。また、第2項企業債償還金におきましては、1億2859万8千円を予定しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億1061万円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填することと決めました。

6ページをお願いいたします。令和4年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、年度末における資金残高は3億6697万8千円となる見込みでございます。7ページから9ページは、職員の給与等に関する明細、10ページは債務負担行為に関する調書、11ページから14ページは、令和3年度鋸南町水道事業予定損益計算書および予定貸借対照表、15ページから17ページは、令和4年度鋸南町水道事業予定貸借対照表でございますので後ほどご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

議案の説明が終わりました。

これより、令和4年度鋸南町水道事業会計予算全般に関する、関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第18号、令和4年度鋸南町水道事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号、令和4年度鋸南町水道事業会計予算については、予算審査特

別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休 憩・午後2時56分 ……………

…………… 再 開・午後2時57分 ……………

### ○議長（鈴木辰也）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に議案付託表及び予算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配付いたしました。

議案第13号一般会計予算、議案第14号国民健康保険特別会計予算、議案第15号後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号介護保険特別会計予算、議案第17号鋸南病院事業会計予算、議案第18号水道事業会計予算については、休会中の3月7日午前10時から、予算審査特別委員会を開催し、議案の審査をお願いしたいと思います。

### ◎散会の宣言

### ○議長（鈴木辰也）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

3月7日は午前10時から予算審査特別委員会をお願いいたします。

最終日の3月11日は午後2時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

…………… 散 会・午後2時58分 ……………

令和4年第2回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和4年3月11日 午後2時開議

日程第1	議案第13号	令和4年度鋸南町一般会計予算について
日程第2	議案第14号	令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第3	議案第15号	令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4	議案第16号	令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第5	議案第17号	令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第6	議案第18号	令和4年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	笹生あすか	議員	2番	早川正也	議員
3番	竹田和明	議員	4番	大塚昇	議員
5番	青木悦子	議員	6番	笹生久男	議員
7番	渡邊信廣	議員	8番	小藤田一幸	議員
9番	鈴木辰也	議員	11番	笹生正己	議員
12番	平島孝一郎	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	白石治和	副町長	内田正司
教育長	富永安男	総務企画課長	平野幸男
税務住民課長	石井肇	保健福祉課長	寺本幸弘
地域振興課長	安田隆博	教育課長	福原規生
建設水道課長	平嶋隆	会計管理者	対馬尚子
総務管理室長	齋藤正樹	監査委員	柴本健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 加藤 芳博 書 記 村 上 真 理

…………… 開 議 ・ 午 後 2 時 0 0 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（鈴木辰也）

皆さん、こんにちは。

議員各位には、ご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（鈴木辰也）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

### ◎議案第13号の委員長報告、討論、採決

#### ○議長（鈴木辰也）

日程第1、議案第13号、令和4年度鋸南町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託し審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会 青木悦子委員長。

[予算審査特別委員会委員長 青木悦子 登壇]

#### ○予算審査特別委員会委員長（青木悦子）

それでは、令和4年度鋸南町一般会計予算について報告をさせていただきます。予算審査特別委員会に付託されました、令和4年度鋸南町一般会計予算の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本予算の審査は、去る3月7日に行いました。審査に当たり、各委員より多くの質疑がありましたが、予算審査特別委員会は、全議員で構成されておりますので、細部につきましては、省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告いたしま

す。

初めに、総括質疑について報告します。行財政改革について、令和4年度の当初予算案からは取り組みがなされているか疑問に思うがどうか。職員数も会計年度任用職員を含めると、令和3年度より9人多い予算となっているが、これからの組織のあり方についてどのような考えか伺いたいとの質疑に対し、行財政改革はサービスの質を落とさず、地方公共団体の規模に合った費用対効果が得られるように取り組んでいく必要があると考えています。公共施設等の個別施設計画、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を図ることで、建て替え中心の従来型から、ライフサイクルコストの平準化など、大きな費用削減効果が得られると試算されていますので、計画的に公共施設の適正管理に努めます。水道事業や一般廃棄物の広域化などは大きな費用削減に繋がることから、関係機関と連携して取り組みます。本町の財政規模に合った財政改革を進めますとの答弁があり、これからの組織のあり方については、正規および再任用職員が95名、会計年度任用職員が105名ですが、特別な行政需要や特定の職種について、会計年度任用職員の増で対応する方針です。他の自治体と比較しても、課長、室長が管理する職員数に差異はないものと理解しておりますが、職員同士の連携などが希薄になりつつあります。OJT研修の導入や、各種個別研修、専門研修、町独自の研修や県への派遣など、機会の充実に努めますとの答弁がありました。都市交流施設周辺整備事業について、保田小の拡張事業と考えているが、現状の成果や課題はどうか。また、財政力指数が県下最下位の状況でこの事業に取り組むことが正しいのか伺いたいとの質疑に対し、平成30年度までは売り上げを伸ばし、現在は台風、コロナの影響で伸び悩んでいますが、令和2年度には他の道の駅の売り上げが半減していると聞き及ぶ中、平成30年度の70%まで回復し、テナントの売り上げは85%まで回復しています。出荷組合の登録者数取引業者数ともに増加傾向にあり、雇用者数も総数に上下があるものの、50%前後は町民が雇用されています。財政への影響については、実質公債費比率への影響は0.966%。将来負担比率への影響は8.613%となります。

町民ニーズへの対応については、子育て世代が安心して遊べる施設の整備、高速バスの乗り入れによる新たな交通手段の確保になると考えますとの答弁がありました。続いて、審査した順番に課ごとに報告いたします。

まず、総務企画課関係についてですが、企業人材派遣制度負担金について、国の制度ということでよいかとの質疑に対し、国の制度であり、町に不足しているDX分野の人材を派遣してほしいという要望を出しています。経費は、特別交付措置されますとの答弁があり、この事業を実施する理由はとの質疑に対し、今回要望するのは、デジタル化、DXといった町で専門知識を養うことができない分野について、企業から人材を派遣してもらい、町がこれからデジタル化を進めるための基本となるような計画作りにノウハウを生かしてもらうように募集を行いました。総務省からはそういった分野の企業から

派遣ができるという話をもらっていますが、企業側も地域貢献の分野であり、企業側に人材を選定してもらい、週に1回程度、町に派遣してもらうことになる見込みですとの答弁がありました。

豊かなまちづくり寄附金について、前年度予算に対し、本年度予算額が半分ほどに減っている理由はとの質疑に対し、令和3年度当初予算は、前年度が災害後で寄付金が多かったこと、楽天ふるさと納税を新たに導入したことなどにより、見込みが過大であったため、最終補正予算において減額していますので、それを踏まえて計上しています、との答弁があり、去年の半分ということは、町の活性化の問題にも影響してくる。地域の収入が減るということで、行政ももう少し工夫した方がいいのではとの質問に対し、返礼品については、できるだけ事業者を増やし、事業者も返礼品の数、種類を広げて、魅力ある返礼品開発をしていかなければならないと考えています。新年度から、委託業者とともに、返礼品の開発に向けて取り組んでいきたいと考えていますとの答弁がありました。

循環バス運行事業費は、昨年と比較してほとんど変わっていない。二次交通については、最も優先的課題だと町民が認識している。総合計画は2年目になるが、何ら施策が盛り込まれていないのはどういうことかとの質疑に対し、過疎計画では、令和6年度以降に予定しています。運行事業者との話し合いでは、利用客は固定されており、回数の増加、時間、経路の変更をしても利用客が増加する見込みがないとのこと。これらについては、実証実験等が必要ですが、まだ盛り込んでいないというのが現状です。過去には、循環バス自体が不要ではないかという意見もあり、今までコストを削減する方法でやってきました。過疎計画の中で、各年度に行う事業を振り分けており、その計画に基づいて事業を進めていますとの答弁がありました。

都市交流施設周辺整備事業について、過疎計画に基づいて取り組んでいくとのことだが、本来であれば、旧佐久間小について計画されている。保田小学校の事業が終わった後に、旧佐久間小に取り組んでいくとのことだが、周辺整備事業は当初、駐車場の拡幅工事を実施していくと説明を受けており、土地が購入できる段階になって現計画に変更した。この事業を継続していくことについて、町としてどのように考えているかとの質疑に対し、令和5年8月の開業とともに、保田小学校の拡張工事については一旦完了となります。住民の方からの要望があり、必要だということであれば、新たな事業投資は必要になってくる可能性もありますが、本工事の完了をもって、この事業の目処がつくということでご理解いただきたいとの答弁がありました。

消防費の自動車保険料について団員が出動の際に使用した車両であれば、どんな車両でも全て補償をしてくれる保険と考えていいかとの質疑に対し、災害出動時における現場までの往復途中を含んで、マイカーに生じた損害を補償する制度のため、基本的には隊員が所有している車となりますとの答弁がありました。

産業医等業務委託132万3千円について、町の体制はどうなっているのか。また、産業医の訪問、職場の巡視、看護師の面談、ストレスチェックの調査面談の委託となっているが、委託先はどこかとの質疑があり、総務管理室の担当職員がストレスチェック等で高ストレスになった職員への面談の勧奨やその結果について把握しています。産業医の委託については、資格がある方に依頼したが、既に抱えている企業や自治体があるとのことから、個人ではなく企業に業務委託をする方針にしました、との答弁がありました。

企画費、委託料、アドバイザー契約委託について、意味があるのかとの質疑に対し、アドバイザー業務の中には、工程会議への参加、工事監理者との調整、開業に向けた広報、開業支援等も含まれています。月2回の定例会、テナント事業者との調整、運営に関する細かな内容について、これを専任して行ってもらいますとの答弁がありました。すいません。

職員数が定数に対して少ない。会計年度任用職員が増えたが、若い職員も多く、負担は非常に大きいと思っている。定数通りにすべきと思っているがどうかとの質疑に対し、定数通りとしたいと考えています。定数についても、令和4年度までとなっており、新しい定員管理計画では増やすということも必要ではないかと考えています。専門職の補充ができておらず、定年退職した職員の再任用や資格を持った会計年度任用職員で補っているという状況ですとの答弁がありました。

次に税務住民課関係についてですが、結婚新生活支援補助金について、事業対象の所得は、町独自の基準か、国の補助金の交付基準かとの質疑に対し、国基準の上限額としていますとの答弁がありました。

固定資産航空写真撮影委託について、現在はGoogleマップで見ることができる、費用をかける必要はないのではないか。また、地番現況図についても、高額な費用がかかるものなのかとの質疑に対し、航空写真に地番図を落とし込んだものは需要がありますが、現在使用しているものは、写真が古く解像度も低いため、デジタルで更新することは課税資料としても必要です。著作権もあるため、役場で自由に使いませんとの答弁がありました。

次に保健福祉課関係についてですが、鋸南町地域福祉計画、地域福祉活動計画で課題となった点がどういう形で盛り込まれているかとの質疑に対し、計画では、地域共生社会を目指し、複数課題を抱えている状況を踏まえた体制作りを考えていくこととされており、大きな理念などが中心となったものと認識しています。予算のどの部分というのはお示しできませんが、既に実施している事業もありますので、今後必要に応じ補正予算での対応も検討してまいります、との答弁がありました。

次に、地域振興課関係についてですが、農業振興について、総合計画の中でいろいろな課題設定がされているが、課題設定に対する施策が予算に十分反映されていないよう

だが、農業振興に対する課題というのが何か認識しているのか、認識していれば、どう  
いう認識かとの質疑に対し、農業振興につきましては、後継者が不足している中で、ど  
う補っていくかが大きい課題です。予算に反映されておられません、来年度は中山間直  
接支払交付金の事業地区で、人農地プランを4ヶ所つくるという計画で進めております。  
来年度は協議から策定までを1年で4ヶ所行う予定で動いておりますとの答弁があり、  
有害獣対策で課題になっていて、ICTを活用とした捕獲駆除であるとか、獣肉の活用  
の課題が出ているが、これらの対応施策が予算に盛り込まれていないように思うがどう  
か、との質疑に対し、有害鳥獣対策のIC化につきましては、箱わなを導入しておりま  
すが、現在、通信費や山間部で電波が圏外ということがありまして、通信網の整備から  
進める必要があります。なかなか導入が進まない状況となっております。有害鳥獣の捕  
獲個体を土に埋める作業については、駆除員の高齢化から困難となってきておりますの  
で、処理施設や加工施設が、必要なものという認識でおりますが、食肉加工につきま  
しては、民間参入の話もあり、自治体が建設しなくても、食肉加工等を実施する業者が現  
れておりますので、幅広く検討する必要があると考えています、との答弁がありました。

商工業振興費について地域商品券発行事業は毎年行われているが、必要なのか、町民  
全員が困っているわけではなく、本当に支援が必要な人がいると思うがどうかとの質疑  
に対し、コロナ対策として交付金が交付されるのであれば、平等性の観点からも、町民  
に分配する方が対策としては良いのではないかと判断し、商品券の配付を継続して行う  
という考えに至りました、との答弁がありました。地域商品券発行事業について、近隣  
市では、米価下落に対して補助金をつけているが、米価下落について、ひとくくりにし  
て商品券発行事業として済ましていることについて説明を求めるとの質疑に対し、館山  
市は1俵あたり1千円。南房総市は1俵あたりの上乗せとして、50アールの場合は8  
57円。3ヘクタールの場合は476円が上乗せされた計算となります。鴨川市は、前  
年に行った持続化給付金の上乗せ、10万円を30%下落した農家に今年度行っており  
ます。鋸南町は、事業者支援金として、事業所、個人事業主に対して2万円を支給しま  
した。1俵あたりの上乗せとした場合は、1俵につき668円の上乗せとなります。今  
後、地域商品券を実施した場合、1世帯2人の場合1俵あたり1336円の支援となり  
ます。漁業者、施設花卉、施設野菜など、米農家以外の個人事業主においても厳しい経  
営を強いられており、県が行っている千葉県中小企業等事業継続支援金は30%以上減  
少している農業者、漁業者が受け取れることから、漁協、農協の他、稲作農家、花卉農  
家に制度を周知し、114件の個人事業主が県の支援金を申請しております。今後は、  
国の事業者復活支援金として、個人事業主は要件を満たせば、最大で50万円の支援を  
受けることができます。家庭用品、食料品などの値上がりもあり、町としては、特定業  
種だけではなく、業種関係なく幅広い支援が良いという考えに至りましたとの答弁があ  
りました。

商工業の振興について、商店街の活性化や、消費者の利便性を高めたりすること、付加価値の向上などに関する予算が計上されていないようだが、どう考えているかとの質疑に対し、予算計上がなくても、そのような事業が行える業者が現れた場合は、ソフトの支援を行うことは可能です。より多くの支援が必要な場合はハードの支援を行いますとの答弁があり、町として新しいビジネスの開発を促すような施策はないかとの質疑に対し、まず町が担うこととして、各種支援策を広報し、利用者に周知をすること、事業を実施する個人、もしくは法人が現れた際は、町独自の補助支援策を視野に、必要な予算を計上していく考えです、との答弁がありました。

観光について周遊性の向上という課題がある。町への滞在時間を延ばそうにも、目玉となる観光資源のブラッシュアップが不十分であると考えているが、どうかとの質疑に対し、観光資源を点と点で結ぼうと、ブラッシュアップに力を入れています。その方策として、パンフレットや保田小学校のレンタサイクルで回遊してもらうことが挙げられますとの答弁がありました。

会計年度任用職員報酬について、去年はさくらの関係で4名、事務処理で1名と記憶している。再任用職員は、療養休暇者がおり、一般職員の人数が少ない中で、後進の指導に当たる業務も行うべきだと考えている。また、桜については、桜の専門知識を持った職員が必要だと考えるが、どのように考えているかとの質疑に対し、会計年度任用職員の構成について、植栽関係で3名、海水浴場開設関係で4名、事務職員1名、その他に観光トイレの清掃が1名、夏の海の監視員として警察のOBの方や海岸清掃を担当してもらう方の予算となっています。再任用職員については1名おり、商工観光についてその他、植栽関係の業務に従事しています。今後の景観整備をどのようにして行っていくかについては、会計年度任用職員3名、兼務している再任用職員1名で作業を行っており、佐久間ダム湖観光生産管理組合や千葉鋸南日本花の会の方々にも、年2回の草刈りなどを支援していただいています、との答弁があり、町の中で樹木医を1名雇い、桜の里の整備を行っていくことが本来の形であると考えているが、人件費を確認すると、こういった形になっていない、町の考えを聞きたいとの質疑に対し、現在、日本花の会の技師の方に来ていただいております、専門家の知見については、毎年依頼をしており、町内要所の桜の様子を確認していただき、状況を改善するための助言をいただいております。加えて、地元の千葉鋸南日本花の会の方にも助言をいただいております、各団体と連携をしながら取り組んでいるのではないかと考えていますとの答弁がありました。

観光協会補助金について、2つの駅前観光案内所は必要かとの質疑に対し、観光協会とも十分意見交換を行い、今後のあり方を検討していきたいと考えています、との答弁がありました。

観光費、役務費の広告料について YouTube 広告を作成するということが、委託する業務内容は何かとの質疑に対し、コロナ禍でオンラインでのプロモーションの機会が

増え、若い世代にも注目してもらえよう、YouTube 広告の作成について計上しました。広告動画の再生については、3 万回の再生プランとしました、との答弁があり、YouTube 広告の 3 万回の再生プランというのはどのようなシステムかとの質疑に対し、今回は動画制作と広告委託にわかれています。広告にあつては、30 秒以上視聴された数のみがカウントされ、3 万回まで流れる仕組みです。この事業を行う理由は、テレビやラジオは広く届けることはできますが、ターゲットに届けることは困難です。インターネットの広告に関しては、観光の情報をたくさん閲覧している方に、ピンポイントで届けたり、分析をすることも可能です。若年層はほとんどテレビを見ていないとのデータもありますので、移住定住に興味を持っている若年層にも届けたい思いもあり、今回の広告の計画を行いましたとの答弁がありました。

道の駅推進事業について、道の駅きよなんは日曜日に営業しているのは 2 軒だけだった。今後どのようにしていくのか、ビジョンが見えない。その点についてどう考えているかとの質疑に対し、道の駅きよなんについては、観光案内所を利用する方も多数ありますので、引き続き立地の特性を生かすことや、歴史民俗資料館と連携するなどし、活用を行い、本施設に関しては、修繕等を行いながら、現状維持していく考えですとの答弁がありました。

次に建設水道課関係についてですが、道路維持補修工事費の 2 千万円について、道路の状態が悪い場所が多いと思っているが、限られた財源でどのような形で予算を執行していくのか伺いたいとの質疑に対し、令和 2 年度末で各区からいただいている要望は 50 件ほどあり、その中においては、民地に関わるものや、隣接する民有地に問題があるもの、緊急性に問題があるものもありますので、要望を調査して、最終的に妥当と思われるものについて、優先順位をつけて実施をしていく状況であります。この予算で全ての要望を解消とはいきませんが、危険度を考慮した優先順位を決めて実施していきますとの答弁があり、川籠線の舗装工事は過疎計画に入っておらず、川籠線で残っている約 200 m のオーバーレイが完了すれば、佐久間から保田小学校への販売物を運ぶのに時間短縮になり、有効ではないかと考えますので、町の優先順位もありますが、検討していただきたいとの要望がありました。

住宅費について町営住宅は老朽化しており、危険建物であると認識している中で、3、4 人の方を居住させているのはいかがなものかと考えております。令和 3 年度末で基金残高で 17 億円の貯金もできている中で、計画的な事業を執行するということが必要ではないかと思いますが、今後の方向性について伺いたいとの質疑に対し、町営住宅については、災害対策を含めた住宅施策、人口減対策による移住定住対策を含めて、様々な角度から検討する必要があります。現在の入居者とは、今後の意向確認や調整を継続しており、転居していただく場合の手だてを確立した上で、現施設の処分について、時期や方法を千葉県や専門業者と協議をしているところであります。今後、住宅を建て替え

た場合、様々な形態が考えられます。建て替えた場合、町として大きなプロジェクトとなりますので、今後の方向性および事業内容を十分精査の上、取り組んでいく予定です。まずは、現在の入居者との課題を解決し、現施設を処分することを検討してまいりますとの答弁がありました。水道会計補助金について、水道料金の基本料を3ヶ月間免除するものだが、この施策は継続的に行っていますが、本当に必要な費用なのか、新型コロナウイルスに係る交付金の使い道として、ただ分配してしまうというのは、使い道としてどうか伺いたいとの質疑に対し、令和2年度に免除事業を行いました。非常に困窮している中で、免除事業により助かったという話もいただいております。町の水道加入者全員に提供できるものとして、来年度実施させていただくことで検討したものですとの答弁がありました。

最後に教育課関係についてですが、鋸山日本遺産候補地域活性推進協議会負担金について、富津市に比べ鋸南町は鋸山に関係する観光資源を活かせていないと思う。協議会として、鋸南町に人を呼び込むような取り組みを検討しているのかとの質疑に対し、鋸山から道の駅への周遊ルートの検討等、鋸山を核に、文化財を活用して観光に結びつけていく取り組みを富津市側と協力して進めていますとの答弁がありました。

以上が、要約した審査の経過であり、討論省略の後、採決の結果、令和4年度鋸南町一般会計予算については、賛成多数で、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で議案第13号、令和4年度鋸南町一般会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

#### ○議長（鈴木辰也）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は全議員による構成ですので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

7番、渡邊信廣議員。

賛成、反対。

**○7番（渡邊信廣）**

反対。

**○議長（鈴木辰也）**

じゃあ、どうぞ、お願いします。

**○7番（渡邊信廣）**

私は、本一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

本予算については、都市交流施設周辺整備工事関係予算7億3600万円が計上されており、昨年度当初予算と比較して7億7600万円の増の予算となっております。本事業費については、基本設計から土地購入費等を含め、9億3千万円程度の事業、大規模な事業費となっているほか、まだ指定管理料は示されておりません。私は、本事業自体に反対するものではありませんけれども、前回の一般質問でも質問しました通り、本計画の公園内、奥の駐車場まで、高速バスを乗り入れる計画は、駐車場の有効活用や、観光客の安全に支障をきたすと思っております。また、将来のバス需要を見据えた計画ではないと思っております。なお、本町においては、人口減少に対する取り組みが喫緊の課題であります。また、近年、気候変動による大災害が多く、旧佐久間小学校の防災機能を備えた、佐久間地区の活性化の整備をも身近に控えております。このような状況の中で、総合計画に示された、行財政改革では、全ての事務事業について、聖域や既成概念を取り払い、ゼロベースからの見直しを行う。また、費用効果等検証し、効果的、効率的な取り組みを行うとありますけれども、本予算を見る限り、国県の指導のものは別として、全く手つかずの状況ではないかと思っております。他市の取り組みについては触れませんが、本予算の一例として、他市に先駆けて、給食費の無償化を実施しておりますけれども、受け皿の整備がされておりません。

また、夏期観光については、観光客も激減し、観光客は道の駅にシフトしている状況にありながら、2ヶ所の案内所に対し、従来通りの補助金を行うなど、費用対効果を含め、時代に合った対応がされていないというふうに思っております。

また、定員管理に関し、若い職員の退職やメンタルシックによる長期療養が多いことに対し、組織の見直しや定数の見直しについては現段階では考えていないとのことですが、現実を見た時、また、職員の方々の答弁を聞いて思うことですが、職員の育成に関し、非常に不安に思っているところであります。

いろいろ指摘をいたしました。当町の将来を考え、本予算に対し、反対討論といたします。

**○議長（鈴木辰也）**

討論の途中ではありますが、ここで暫時休憩いたします。まもなく午後2時46分になります。東日本大震災の被害で亡くなった方々に哀悼の意を表するため、一分間の黙祷をお願いいたします。

時刻が近づきましたら、私がお声掛けいたしますので、その場でお待ちください。  
皆さんご起立ください。黙祷。

黙祷止め。ご着席ください。

### ○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

他に討論はありませんか。

ちょっと待って、賛成討論はありませんか。

ないようですので、3番、竹田和明議員。

### ○3番（竹田和明）

私は、令和4年度鋸南町一般会計予算に反対する立場から討論を行います。先ほど委員長報告がありました。3月7日の予算審査特別委員会で令和4年度の一般会計予算が審議され採決では6人の議員が賛成したということでした。

なぜこのような予算に6名もの議員が賛成するのか、私にはとても信じられません。私が反対する理由ですが、企画費の都市交流施設周辺整備工事に関わる予算約7億3千万、これには重大な疑義があると思います。なお、この呼び名ですけれども、以下ですね、事業および施設の呼称につきまして次の通り略して表現したいと思います。

まず都市交流施設道の駅保田小の事業につきましては、保田小事業、その施設については、保田小施設。そして都市交流施設周辺整備事業については周辺事業、その施設については、周辺施設と呼ぶものといたします。

この周辺事業に関する予算は、他の一般会計予算の項目とは区別して考える必要があると思います。まず、額が7億3千万円と巨額であり、もし事業不振となった場合の影響が大きいということ、また、その目的が経常的な支出ではなく、収益事業への投資が目的だということだからです。それではどんな疑義なのか、疑義は3つ述べたいと思います。

まず疑義の1点目ですけれども、保田小事業は2期連続で赤字、となっています。事業継続が危ぶまれる危機的状況ではないのか。まず周辺事業は、保田小事業を拡張しようとする事業です。保田小事業が軌道に乗り、町内経済効果が十分認められるということが明らかになって初めて取り組むべき課題です。保田小事業も周辺事業もどちらも収益事業であり、厳しい自由競争です。お客様は、町営か民営かということとは関係なく、便利で商品サービスの質が良く、価格が安い道の駅を利用するということだと思います。業績については、台風災害だからとか、コロナ禍だからとか言い訳をしても意味がありません。お客様が来てもらえず、利益が出なければ、事業の継続はできません。周辺にも道の駅が新たに作られているという話も聞きます。そこで私は地域振興課から保田小の運営状況報告を入手し、内容を確認しました。その資料の内容は、同委員会でも地域振興課から説明がありました。その内容によるとですね、当期利益、これはテナント分を除

く、これは平成30年度に2250万円となったものの、令和元年度がマイナス822万円。令和2年度が1026万円と2年連続でマイナスです。令和3年度の実績見通しは明記されていません。

2番目ですけれども利用者数、これはレジ通過人数ということですが、平成30年度の28万9千人をピークに、令和2年度は18万8千人と35%の大幅減になっています。

3番目、収益の柱の一つである直売所売り上げは、平成30年度の4億1600万円をピークに、令和2年度は、3億円と28%の大幅減。これはテナントということになりますけれども、食堂売り上げは、平成28年度の4千万円をピークに、令和2年度は2800万円と30%の大幅減となっています。

とにかく経営状況の悪化が甚だしいと思える数字であり、直ちに経営状況に関する検証が必要な状況だと判断しております。当然、指定管理者の株式会社共立メンテナンスは、大企業ですから、相当本事業について問題視しているはずですが。今後もこの指定管理の契約更新に応じてもらえるのかわかりませんが、もし契約が解除され、同社に見放されたら、事業継続さえ困難になり、事業清算となる可能性すらある状況ではないでしょうか。その清算に伴う損害はどうなるのか、町には多額の借金が残ります。いずれにしても検証が必要です。

疑義の2番目になりますが、町は町内経済効果について検証をなんで行っていないのかということになります。町が保田小事業の利益から得る分配金は、当期利益の20%であり少額です。営業開始以来、累計で900万の分配金がありましたが、これは町が指定管理者に支払った指定管理料3700万円と比べてもわずかです。それならなぜ12億円もの投資をして、保田小の事業を行ったのかということですが、それは町内経済効果を期待してのものなはずですが。それなら町内経済効果の実績はどうなっているのか、皆が知りたい情報なわけです。ところが、信じられないことに、町ではそのようなデータはなく、町内経済効果の検証等は行っていないとのことでした。これは、予算委員会での回答です。そこで仕方がないので私が自分で試算をしました。令和2年度の試算となります。まず収益、経済効果が見込めるのは、4点だと思います。まず1点目は、事業自体の利益により町に分配される分配金、先ほど申し上げましたが、これは令和元年度、令和2年度の2年連続で全く分配金は出ておりません。赤字経営ですから。2番目の直売所における出荷組合員の粗利益ということですね。保田小には直売所がありますので、そこに持ち込んだ出荷組合員は粗利益を得るわけです。これは売上×町内構成比、これが令和2年度は約4千万になると思います。保田小事業で雇用される町民の賃金ということで、これは単純な計算はですね、人件費、この事業の人件費に町内者割合を掛けておりますが、そうすると令和2年度は約3200万円となります。あと何があるかということですが、4番目、保田小への来場者による町内、他店舗等での消費、

これを800万円と推測しました。そんなに保田小に来たお客様が他で消費をしてないと思ってですね、800万としました。そうすると年間の合計は約8千万ということになります。これが12億円の投資額と比較してですね、多いのか少ないのか。私はちょっと少ない経済効果ではないかなと思いますけれども、いずれにしても、この町内経済効果というのは、検証が必要だと思います。町でその数字を持っていないというのは、これは私は信じられません。以上2点が保田小事業に関する疑義ということになります。

疑義の3点目、これは今回の周辺事業の目的は何かということ。なんでこの周辺事業を急ぐ必要があるのかということですね。周辺事業から得られる収益はどれだけあるのかという質問を先日の委員会で行いました。総務企画課長の答弁は、収支計画については現在作成中で出来上がっていないということだったわけですね。ただ、目安として、年間約1億円の収入、そして支出も同額の約1億円で、収支はゼロとの回答でした。収支計画ができていないとはどういうことなのか。収支計算もない予算が提出されたということは、これは私は議会軽視だと思います。

周辺事業の主な内容というのは、次の3つです。これは俯瞰的に見てですね、どういう事業なのか、多分3つに分けられると思います。1つ目は駐車スペースの増設。2番目は高速バスのターミナルの設置。3番目は幼稚園園舎にカフェと3つの飲食店、これはテナントが入るということですが、この3つが主な内容だと思います。この周辺事業では、収益が見込まれるのは、園舎内のカフェの売り上げと、飲食店からのテナント収入に限られると思います。ただ、これは北西奥に位置してですね、この園舎は。導線が悪くて保田小施設の食堂に比べると不利な立地であることは明らかだと思います。また、町内経済効果という観点からも、保田小事業のような直売所があるわけでもなく、雇用による経済効果も期待、それほど期待できないということだと思います。雇用といってもですね、バスターミナルと駐車場が主なものですから、ほとんど雇用もないんじゃないかなと思います。では収益がゼロということは、投資する金はどこに行ってしまうのか。高速バス事業者にとってはバス停および待合室が、見守り広場南側の保田小施設の出入口に位置し、そのさらに南に駐車場も新たに設置されるので、乗降者にとっての利便性は高いということはあると思います。そして指定管理者にとっても、周辺施設に駐車場を増設すれば、保田小事業での売り上げ増になり、収益の改善は期待できるんだと思います。資金の流れから考えると、周辺事業への投資は、実は保田小事業の赤字補填ということになっているのではないかとも思えるわけですね。事業の目的がよくわからない事業です。当初は、農業体験など、交流や体験が盛り込まれ、関係人口を増やすには有効な施設であるように見えた周辺施設ですが、その後コンセプトが変遷し、学びと遊びを創出する場になったようです。これがコンセプトになったようです。免許返納したお年寄りや子どもが立ち寄るには交通手段もないわけで、また学びの場であれば、既存の学校やですね、公民館を利用すればいいんじゃないでしょうか。周辺事業の設計

について、見守り隊が結成されたわけですが、この見守り隊の皆さんには、ボランティアで参加していただいて、活発にブレインストーミングやディスカッションを行っていただいたと聞いております。これは大変感謝しているわけなんです、それにもかかわらず、結局町側の意向で最終案が決められてしまい、肩透かしを食ったと感じられている方もいるのではないのでしょうか。いずれにせよ、周辺事業の目的をはっきりさせ、収支計画を検証するのが、最初にやるべきことだと考えております。

以上3点の疑義について申し上げましたが、最後に鋸南町総合計画について述べたいと思います。まず鋸南町の財政力ですけれども、先程も委員長報告が報告でありましたけれども、千葉県下で54市町村中54位と、最低なわけですね。一方人口減少率はトップだと。千葉県下で最も財政破綻リスクの高い自治体が鋸南町だということです。保田小だけに集中して行う投資。これは失敗したときのリスクも大きくなります。投資の原則は分散投資だということです。町の説明では、周辺事業には過疎債を充当することで、70%が交付税算入されるということです、過疎債は、別の事業であっても使えるわけで、何も周辺事業だけが対象ということではないはず。鋸南町総合計画は、令和3年4月からスタートしており、既に2年目を迎える計画で、町民アンケートに基づき、主要施策を示していますが、本予算には全くと言っていいほど反映されていません。町での具体的な取り組みは行われていません。町民の声に基づいたこれらの施策は周辺事業よりも遥かに優先すべき事業だ、と私は考えます。また、道路や橋、先ほどもお話ありましたけれども、公共施設が老朽化して、その維持補修のための費用、長寿命化の費用がかかるわけです。社会保障費も増加していきます。人口が減少する中で、町民1人当たりの負担は増え続けるわけです。以上が総合計画についての私のコメントとなります。

そして最後に、前回の委員会で賛成された議員の皆さんに申し上げたいことは、3点の疑義について述べました。この他にも疑義は多数あると思います。いずれにしても、これまでの全協では、周辺事業に関し、イメージ写真やイメージ動画、模型が示されただけであり、議会では数字の検証は一切行っていないと、いうことは事実です。イメージ写真とかですね、イメージ動画で、例えばマイホームをローンをしてまで買いますかと。それだけで買うんですかっていうことだと思います。これ、今回7億3千万もの投資をするわけですから、借金そして投資をするわけですから、イメージ図だとかですね、そんな動画だけで買えますかと、数字の検証がとにかく必要だと思います。もちろん、これらの疑義について、まずは検証して、それから予算ということでもいいんじゃないかと思っています。そして町側は、保田小学校の、保田小事業の町内経済効果の検証も行っていないわけです。周辺事業の収支計画もない状況だということなわけです。3月7日の予算審査特別委員会での採決で、6名の議員が、先ほど申し上げましたけれども、本予算に賛成をしています。これら賛成議員6名からは、周辺事業に関する質問は一切あり

ませんでした。それなのに、なぜこの周辺事業が妥当な事業だと判断できたのでしょうか。妥当か否かを判断せずに賛成したとしか考えられません。賛成議員6名には再考を求めるとともに、町民の信託に応えるべく、責任ある判断を強く期待し、私の反対討論を終了いたします。

**○議長（鈴木辰也）**

他に討論はありませんか。

他に討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手 多数]

**○議長（鈴木辰也）**

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで3時20分まで休憩とします。

…………… 休 憩 ・ 午後3時10分 ……………

…………… 休 憩 ・ 午後3時20分 ……………

**◎議案第14号から議案第16号の委員長報告**

**○議長（鈴木辰也）**

休憩を解いて、会議を再開いたします。

ここで、日程第2以降の議事についてお諮りいたします。

日程第2、議案第14号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算から日程第4、議案第16号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算までを一括議題とし、予算審査特別委員会委員長から、予算審査の経過及び結果について一括して報告を求めた後、各議案について順次、質疑、討論、採決を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認めます。

よって議案第14号から議案第16号までを一括議題とすることに決定いたしました。

予算審査特別委員会に付託し、審査いただいた、議案第14号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について、議案第15号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特

別会計予算について、議案第16号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算についてを一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会 青木悦子委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 青木悦子 登壇〕

### ○予算審査特別委員会委員長（青木悦子）

令和4年度鋸南町国民健康保険特定特別会計予算についてご報告いたします。予算審査特別委員会に付託されました議案第14号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算から、議案第16号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算について、審査の結果を順次報告申し上げます。

まず最初に、議案第14号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算の審査の結果についてご報告申し上げます。本予算の審査は、去る3月7日に行いました。審査については、2月15日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略の後、採決の結果、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、全員賛成で原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第14号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、議案第15号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算の審査の結果についてご報告申し上げます。本予算の審査は、去る3月7日に行いました。審査については、2月15日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略の後、採決の結果、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については賛成多数で原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第15号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、議案第16号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算の審査の結果についてご報告申し上げます。本予算の審査は、去る3月7日に行いました。審査については、2月15日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略の後、採決の結果、令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算については、全員賛成で原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第16号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

**○議長（鈴木辰也）**

報告が終わりました。

**◎議案第14号の討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第2、議案第14号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第15号の討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第3、議案第15号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であり

ます。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第16号の討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第4、議案第16号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 17 号及び議案第 18 号の委員長報告**

**○議長（鈴木辰也）**

ここで日程第 5 以降の議事についてお諮りいたします。

日程第 5、議案第 17 号、令和 4 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について及び日程第 6、議案第 18 号、令和 4 年鋸南町水道事業会計予算を一括議題とし、予算審査特別委員会委員長から予算審査の経過及び結果について、一括して報告を求めた後、各議案について順次、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号及び議案第 18 号を一括議題とすることに決定いたしました。

予算審査特別委員会に付託し、審査いただいた、議案第 17 号、令和 4 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について、議案第 18 号、令和 4 年度鋸南町水道事業会計予算についてを一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会、青木悦子委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 青木悦子 登壇〕

**○予算審査特別委員会委員長（青木悦子）**

令和 4 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について報告いたします。予算審査特別委員会に付託されました議案第 17 号、令和 4 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算および議案第 18 号、令和 4 年度鋸南町水道事業会計予算について、審査の経過および結果をご報告申し上げます。

まず最初に、議案第 17 号、令和 4 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算ですが、本予算

の審査は、去る3月7日に行いました。初めに、総括質疑について報告します。鋸南病院事業、失礼しました、鋸南病院について、改善計画がどのようになっているか、また今後の鋸南病院の取り組みについてどのように考えているか伺いたい、との質疑に対し、経営会議を毎週開催して、具体的な目標計画を共通認識とし、収益動向の報告や課題検討など、都度協議しています。町執行部との連絡調整会議、町職員と病院各部署の実務者による運営意見交換会において、経営状況の認識を高めるなど、病院の信頼回復のため、病院職員の意識改革を図るよう連携しています、との答弁があり、看護師などは、若い職員がいない、現在の取り組み状況はとの質疑に対し、町報に病院だよりが掲載されており、3月号では、若い看護師の紹介記事を載せて、奨学金の利用などの呼びかけを行うなどしております、との答弁がありました。審査については、2月15日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見などはなく、討論省略の後、採決の結果、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、全員賛成で、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第17号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、議案第18号、令和4年度鋸南町水道事業会計予算の審査結果についてご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月7日に行いました。審査については、2月15日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明などを経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見などはなく、討論省略の後、採決の結果、令和4年度鋸南町水道事業会計予算については、全員賛成で原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第18号、令和4年度鋸南町水道事業会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

#### ○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

### ◎議案第17号の討論、採決

#### ○議長（鈴木辰也）

日程第5、議案第17号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたい

と思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第18号の討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第6、議案第18号、令和4年度鋸南町水道事業会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

議員総会を開催しますので、議員の皆さんは、委員会室にお集まりください。

…………… 休 憩 ・ 午後 3 時 4 2 分 ……………

…………… 再 開 ・ 午後 4 時 3 5 分 ……………

**◎追加日程の決定**

**○議長（鈴木辰也）**

休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただ今、休憩中に、追加議事日程及び追加議案の提出がなされましたので、お手元に配付いたしました。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

配付漏れなしと認めます。

ただ今提出されました、発議案第2号について、この際これを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認めます。

よって、発議案第2号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

**◎発議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（鈴木辰也）**

追加日程第1、発議案第2号「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議（案）について」を議題といたします。

**○議長（鈴木辰也）**

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者、3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

趣旨説明、発議案第2号、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議案については、私の他4名の議員の賛成を得ましたので、提出いたしました。意見書案の朗読をもって趣旨説明といたします。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議案、令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは国際法や国連憲章に違反し、国際社会、ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かすものであり、平成7年に平和の町鋸南宣言を決議した鋸南町議会として断じて容認できるものではなく、ロシアに対し強く抗議する。

日本政府は国際社会と連携し、あらゆる外交手段を駆使して、ロシアの軍事侵攻の停止と即時無条件での撤退、平和の実現に向け行動するとともに、在留邦人の安全確保や国民生活にもたらす影響への対策に万全を尽くすよう強く求めるものである。以上、決議する。令和4年3月11日、千葉県安房郡鋸南町議会。

議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案の通り可決されました。

**◎閉会の宣言**

**○議長（鈴木辰也）**

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和4年第2回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午後4時41分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月6日

議 会 議 長      鈴 木   辰 也

署 名 議 員      平 島   孝 一 郎

署 名 議 員      笹 生   あ す か